

平成14年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(9月6日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
町長行政報告.....	3
一般質問.....	10
漆田修君.....	11
横嶋隆二君.....	27
梅本和熙君.....	43
鈴木久香君.....	58
報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	61
発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	63
議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	65
議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	79
議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	82
議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	84
散会宣告.....	86
署名議員.....	89

第2日(9月9日)

議事日程.....	91
本日の会議に付した事件.....	91
出席議員.....	92
欠席議員.....	92
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	92
職務のため出席した者の職氏名.....	92
開議宣告.....	93
会議録署名議員の指名.....	93
議第 4 5 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	93
議第 4 6 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	99
議第 4 7 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	102
議第 4 8 号～議第 5 0 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	104
議第 5 1 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	108
議第 5 2 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	110
議第 5 3 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	112
議第 5 4 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	114
議第 5 5 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	116
議第 5 6 号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託.....	119
散会宣告.....	123
署名議員.....	125

第 3 日 (9 月 1 3 日)

議事日程.....	127
本日の会議に付した事件.....	127
出席議員.....	127
欠席議員.....	128
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	128
職務のため出席した者の職氏名.....	128
開議宣告.....	129
会議録署名議員の指名.....	129

議第 4 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	129
議第 4 6 号、議第 4 7 号及び議第 5 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	135
議第 5 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	138
議第 5 2 号～議第 5 4 号及び議第 5 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	139
閉会中の継続調査申出書について.....	142
議員派遣の申し出について.....	142
日程追加.....	142
議第 5 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	143
発議第 7 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	145
閉議及び閉会宣告.....	147
署名議員.....	149

平成14年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成14年9月6日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長行政報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報第 3号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 発議第6号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第 7 議第41号 平成14年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議第42号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第43号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第44号 平成14年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	土屋敬君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	高野馨君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	勝田悟君
会計課長	佐藤博君	教員会会長 事務局長	楠千代吉君
水道課長	渡辺正君	行財政幹主	鈴木博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主事	勝田智史
------	------	----	------

開会宣告

議長（簾田国広君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成14年南伊豆町議会 9月定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

議事日程説明

議長（簾田国広君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（簾田国広君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（簾田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

14番議員 大野良司君

15番議員 渡辺守男君

会期の決定

議長（簾田国広君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日から9月13日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は9月6日より9月13日までの8日間と決定いたしました。

町長行政報告

議長（簾田国広君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成14年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、次の5項目について行政報告を申し上げます。

夏の観光客入り込み状況について。

本年の7月から8月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び前年比について、次のような結果がまとまりましたので報告させていただきます。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年比、主なものについて述べさせていただきます。

海水浴場、弓ヶ浜、子浦について、昨年は11万 2,772人、今年は9万 7,622人、前年比86.57 %。

旅館、民宿宿泊客、旅館組合、民連加盟施設でございます。昨年が7万 7,525人、ことしが7万 2,828人。パーセントとしますと 93.94%。

以下、別表のとおりでございますので、参考にひとつよろしく願います。

近年における観光客の動向は、全国各地が観光地化し、分散型の旅行傾向が強く、加えて人気も好調であったテーマパークやアウトドア、また高原での避暑等も5年連続して減少の傾向にあります。家族構成の変化や景気低迷と先行き不安を反映してか、旅行に出かけても堅実な消費で観光志向も変化し、消費拡大につながらないのが現状であります。

さて、本町におきましては、ホテル、旅館の満室状況は夏期期間中3日から4日程度でありましたが、客室定員に対して宿泊客は埋まらず、客室が稼働しても2人のグループの宿泊客が主流で、総宿泊人数を伸ばすに至らない状況であります。宿泊施設全体で数回の台風の影響もあり、前年比94%の入り込みという結果でありました。

観光施設関係では、繁忙期に好天にも恵まれたにもかかわらず、入り込み数は減少し、特別イベントを企画した施設でも落ち込みを示しております。

各地域等で実施しました花火大会や祭り等は昨年以上の人出を数え、弓ヶ浜花火大会は1万 7,000人の見物客を迎え、盛大に実施されました。この花火大会は誘客の大きなイベントとして定着し、効果を上げております。

また、参加型のイベントでは、ユウスゲ鑑賞会やてくもぐウォーキング、南国伊豆観光推進協議会が主催した7月14日、15日の花めぐりツアーは人気の高い商品で、宿泊をセットにしたにもかかわらず、花めぐりツアーでは、昨年の参加者 153人を大幅に上回る 370人の参

加があり、成果を上げることができました。

2、町営温泉（銀の湯、みなと湯）の4月から8月までの利用状況について。

年間を通し観光客が減少する中で、町営温泉施設銀の湯会館では順調な伸びを示しており、要因としては、平成13年9月1日から利用開始した下田市との公共施設相互利用の成果と思われれます。夏期におきましては、昨年は若いグループでにぎわいましたが、今シーズンは家族連れが目立ち、機器のトラブルもなく、1,000人を超える日も旧盆を中心に6日間ありました。また、銀の湯会館開業以来7年目で、50万人目の入館者を6月20日に迎え、神奈川県の方々に地場産品である温泉メロンを贈呈しお祝いいたしました。そのほかにこどもの日、母の日、父の日、町内別荘所有者等の該当者に無料で入浴できるよう企画し、町営温泉施設のPRに努めたところであります。

利用状況は次のとおりであります。

銀の湯、4月から8月合計は4万4,848人。みなと湯、4月から8月まで合計が2万727人。合計6万5,575人でした。前年度の対比で3,917人の増となっております。各記念日の利用状況について、こどもの日について入館者が839人中子供の無料分については166人。母の日、入館者435人中女性の無料279人。父の日、入館者447人中男性の無料297人。別荘所有者、1,717人利用券配布中137人利用となっております。

ユウスゲ公園の塩害について。

ユウスゲ公園に自生しているユウスゲが7月に開花し最盛期を楽しみにしておりましたが、7月10日から台風6号、7号の影響でユウスゲのつぼみが塩害に遭い、残念ながらその後開花を見ることがなく終わりました。

しかし、長津呂歩道の途中の圃場には、わずかながら塩害を免れたユウスゲが見事な花を咲かせ、ユウスゲ愛好者の目を楽しませてくれることができました。

また、南国伊豆観光推進協議会が実施した「花めぐりツアー」に参加された皆様からは、「来年のユウスゲに期待して、また参加します」の声があちらこちらで聞こえ、こうした企画イベントは地域に密着し宿泊につながりますので、15年度以降も南国伊豆観光推進協議会に継続して企画、実施するよう働きかけていく所存であります。

介護保険事業について。

介護保険制度が施行され2年半が経過しようとしておりますが、平成13年度の事業状況及び第2期介護保険事業計画の策定について報告させていただきます。

介護（支援）認定者数の状況について。

平成13年度末現在の要介護（要支援）認定者は 376名で、12年度末対比 105名、38.7%の伸びとなっております。第1号被保険者における要介護（要支援）認定者の割合は11.0%で、全国平均12.4%を下回っておりますが、年々認定者数は増加の傾向にあると思われま

す。介護認定審査会は月2回、年24回開催しましたが、審査判定件数につきましては 604件であり、審査判定結果は下記のとおりです。今後も引き続き月2回を目途に介護認定審査会を開催する予定であります。

判定結果として、審査判定数は合計で 604件、新規が 194人、更新が 399名、変更が11名となっております。

次に、サービス利用者数の状況について申し上げます。

平成13年度末現在の要介護（要支援）認定者のうち、居宅介護（支援）サービス利用者が 191名、施設介護サービス利用者が76名となっております。サービス利用者の割合は76.7%で、平成12年度末現在の居宅介護（支援）サービス利用者が 138名、施設介護サービス利用者が47名でしたので、それぞれ38.4%、61.7%の伸びとなり、施設介護サービスの伸びが顕著なものとなっております。これは、平成13年4月、介護老人保健施設なぎさ園、平成13年11月、介護老人福祉施設太陽の里の開園による施設介護サービス利用者数の増加と制度の周知、介護サービスに対する町民の理解が進んだことによる介護認定者数の伸び等が原因と思われる

す。また、本年4月に松崎町に介護老人福祉施設松崎十字の園が開園したことにより、本町から6名の入所があり、施設介護サービス利用者数はもちろんのこと、今後さらに居宅介護（支援）サービス利用者数につきましても伸びる方向にあると思われま

す。

保険給付費の状況。
保険給付費につきましては、サービス利用状況において大幅な伸びが見られたように、対前年度1カ月平均比84.1%の伸びとなっております。内訳として、居宅介護サービス費は93.9%、施設サービス費が77.8%となっており、居宅介護サービスの伸びが高くなっております。

サービス種類別の利用状況を見ますと、居宅介護サービス費では訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・通所リハビリ・短期入所サービス、また施設サービス費では保健施設の利用が伸びております。これは、サービス利用者数の状況でも申し上げたことが原因と思われま

す。そして、平成13年度決算では、保険給付費が4億 1,132万 5,000円となり、平成12年度2億 2,120万 7,000円の85.9%の大幅な伸びとなりましたが、介護保険円滑導入基金から繰り

入れを行い対応いたしました。本会計の決算額は、歳入総額 5 億 6,032万 6,000円、歳出総額 5 億 3,422万 2,000円、差引残額 2,610万 4,000円となりました。

介護保険制度施行 1 年目は介護保険施設の不足や町民のサービスに対する理解、制度の周知の不足などにより介護給付費が伸びませんでした。2 年目を迎え、施設整備の充足状況にあわせ給付費が伸びているように、本町においては順調に介護保険制度導入による効果があらわれていると思われまます。

第 2 期介護保険事業計画について。

平成15年度から第 2 期事業運営期間を控え、本年度は南伊豆町高齢者福祉計画の見直しとあわせて、介護保険事業計画の策定及び平成15年度から17年度までの第 1 号被保険者の保険料の改定に向けた作業を行っておりますので、その概要を申し上げます。

介護保険制度においては、利用者が増加し、あるいは各人の利用サービス量が増加するにつれ、それだけ保険料負担が必要になり、給付に見合った負担をいただくという介護保険制度の趣旨を踏まえれば、要介護者の利用意向、給付実績の分析や評価など、総合的な観点を踏まえ、地域の実情に応じて、どのようにサービス提供量を見込むかが重要となります。

介護サービス量等を見込むに当たっては、施設サービスにおいては、伊豆圏域内（賀茂地区）では介護老人福祉施設を河津町で建設予定であり、それにより各市町村に 1 施設が開設され、介護老人福祉施設 7 施設、介護老人保健施設 3 施設が整備されることとなります。

しかし、いまだ伊豆圏域内では一般病院から介護療養型医療施設への転換が皆無であることなど、ベッド数の不足は解消されておられません。昨年11月に、介護老人福祉施設の入所待機者調査を実施した結果を踏まえ、国の示す参酌標準を参考に、伊豆圏域での平成19年度施設整備目標数を設定し、本人の意向や居宅サービスの利用状況など入所申し込み者の実態を把握し、適切な施設利用者数の見込を立てていきたいと思ひます。

居宅サービスについては、介護認定者数の伸びに見られますように、介護保険制度の浸透により居宅サービスの利用率が高まることが予想されます。平成13年度に実施した介護サービス利用満足度及び高齢者一般調査など参考に、利用意向、給付実績の分析を行い、介護保険制度が居宅サービスを基本としていることから、適正なサービス量を見込むとともに、基盤整備に努めてまいりたいと思ひます。

第 2 期介護保険事業計画の作成は、高齢者保健福祉計画の見直しとあわせて、要介護高齢者等が安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築という町の将来像を考へるといふ視点で取り組まなければならない、計画策定に当たっては、静岡県及び伊豆圏域他市町村との

連携を図りながら、給付状況や保険料の見込みに関する情報の公開も含め、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画作成委員会で十分検討していただき、慎重に取り組んでまいりたいと存じます。

賀茂地区の介護保険施設。

賀茂地区において、開設済みの施設と建設予定のある介護保険施設は次のとおりであります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）でございますけれども、下田市、梓の里、入所者80名、短期が14名、平成元年7月開設。東伊豆町、湯ヶ岡の郷、入所50名、短期20名、平成10年3月開設。南伊豆町はみなとの園、入所者が50名、短期が20名、平成11年12月開設。賀茂村、ヒューマンビラ伊豆、入所者数が50、短期20、平成12年3月開設。西伊豆町、太陽の里、入所者数30名、短期5名、平成13年11月開設。松崎町、十字の園、入所予定者数が50名、短期が9名、平成14年4月開設。河津町については、これからの建設になると思いますが、入所予定者数が70名の短期が10名。そして合計で入所予定が380名、そして短期が98名となります。

介護老人保健施設。河津町、河津おもと苑、入所予定数が50名、短期4名、平成11年9月開設。西伊豆町、しおさい、入所者数50名、短期は4名、平成12年3月開設。南伊豆町、なぎさ園、入所者数80名、短期が10名、平成13年4月開設。合計が、入所者数が180名、短期が18名となっております。

J E Tプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）の継続について。

このプログラムは、地方公共団体が文部科学省、外務省及び財団法人自治体国際化協会の協力のもとに外国青年を招致する事業でありまして、その目的は、学校での外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流の進展を図ることにあります。

本町といたしましては、平成13年度からこのプログラムを導入しまして、小中学校を中心に英語教育の充実や国際交流学習の推進に当たっているところであります。また、一般町民を対象とする英会話教室の開催や、町のイベントへの参加等を通して、地域の国際化交流に寄与しているところであります。

具体的には、第1回目のA L T（外国語指導助手）としまして、アメリカからゼブ・トリトリッチ氏（22歳）を招へいし、平成13年8月から平成14年7月まで1年間、この事業を実施してまいりました。各学校への配属は、月曜日が三浜小学校、火曜日が南崎小学校、水曜日が竹麻小学校、木曜日が南中小学校と南上小学校、金曜日は南伊豆東中学校と南伊豆中学

校などとし、各学校とも1週間に1回はALTの授業が受けられるよう配慮しました。

児童生徒は、英語の基本的な発音に接し、感化を受けたことはもとより、アメリカの生活や文化の一端を知ることができ、非常に大きな学習成果を上げることができました。加えて、ゼブ氏の明るくユーモアのある人柄が児童生徒にも親しまれたことも、教育成果につながったものと考えております。

また、学校の春休みを利用して、一般町民向けの英会話教室を昼間と夜間に2教室開講したところ、36名の受講者があり、熱心に英会話に取り組みました。受講者からは、「ぜひ来年も英会話教室を開いてほしい」という声が出ております。

このように、ALT・ゼブ氏と学校の先生方、教育委員会職員の努力により、成功裏に1年間の事業を終わることができたわけですが、ゼブ氏が平成14年9月からアメリカの大学院に進学することになり、ゼブ氏との契約を7月31日をもって解約いたしました。

そのため、平成14年8月からは、第2回目のALTとしてアメリカからニコラス・サンドラー氏(24歳)を招へいし、本町として引き続きJETプログラムを実施することにしました。前任者の実績を踏襲するとともに、新たな指導内容も加え、学校における英語教育や国際理解教育の推進及び地域における国際交流の促進を一層図ってまいりたいと考えております。

一般廃棄物最終処分場建設計画について。

一般廃棄物最終処分場建設計画につきましては、5月に湊区において地元説明会を4回に分けて実施したところ、出席者から、「計画されている施設は従来型の施設ではないので、先進地視察をしたい」という意見がありました。

このため、7月11日、12日に湊区役員、地元住民と清掃対策審議会委員で石川県山中町の昨年3月に完成し供用を開始した被覆型最終処分場(グリーンシティ山中)を視察しました。山中町は豊富な温泉と伝統工芸である山中漆器により町おこしを図っており、人口、財政規模とも本町と似通った町であり、グリーンシティ山中では、浸出水の処理方法や悪臭、大気汚染、騒音、振動について重点的に見学をしましたが、いずれの項目についても、周辺的生活環境に及ぼす影響は全くといってよいほどないと思われ、本町が計画している施設のモデルになるものであります。また、ほとんどの参加者も一様に高い評価をしているようであったので、有意義な視察であったと思います。

7月9日には、株式会社日本環境工学設計事務所と建設予定地における生活環境影響評価業務の委託契約を締結いたしました。履行期限を15年1月20日としておりますから、その後

に報告書の縦覧等の手続と地元説明会を実施しますので、議会の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

主要建設事業等の発注状況について。

平成14年度第2四半期（7月から9月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

消防ポンプ自動車整備事業 1,548万7,500円、株式会社モリタ東京本店。下賀茂地区防火水槽設置工事 455万7,000円、朝倉建設株式会社。湊地区防火水槽設置工事 488万2,500円、株式会社保坂建設。大瀬地区防火水槽設置工事 449万4,000円、伸和建設。手石保育所休憩室設置工事 336万円、高橋工務店。一般廃棄物最終処分場生活環境調査業務委託 210万円、株式会社日本環境工学設計事務所。焼却施設定期補修工事 3,150万円、株式会社タクマ東京支社。遊休農地美化業務委託（菜の花栽培） 266万1,750円、南伊豆町援農センター。町営分収造林保育業務委託（クヌギ） 251万円、伊豆森林組合。町道伊浜線道路改良工事 451万5,000円、株式会社保坂建設。来宮橋橋梁塗替工事 687万7,500円、不二山塗装。竹麻小学校公共下水道接続工事 512万4,000円、株式会社塩崎工業。南崎小学校空調設備設置工事 640万5,000円、小林電気工業株式会社。公共下水道事業手石幹線管渠築造工事（第1工区）3,318万円、五味建設株式会社。公共下水道事業手石幹線管渠築造工事（第2工区）4,798万5,000円、大林・長田特定建設工事共同企業体。公共下水道事業手石幹線管渠築造工事（第3工区）2,593万5,000円、五味建設株式会社。公共下水道事業手石幹線管渠築造工事（第4工区）2,940万円、有限会社南伊豆造園土木。公共下水道事業湊処理分区管渠調査業務委託 231万円、クリーンサービス株式会社。上水道第5次拡張事業石井浄水場拡張第6期工事 1億4,490万円、株式会社荏原製作所品川事務所エンジニアリング事業本部。簡易水道施設整備事業下流地区導水管布設替工事（第1工区）1,239万円、株式会社イナセツ南伊豆支店。簡易水道等施設整備下流地区導水管布設替工事（第2工区）304万5,000円、飯泉設備工業。

以上で平成14年9月定例町議会の行政報告を終わります。

議長（篠田国広君） ここで皆さんにお諮りいたしますが、暑かったら背広を脱いで結構です。

これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（簾田国広君） これより一般質問を行います。

漆 田 修 君

議長（簾田国広君） 6番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔6番 漆田 修君登壇〕

6番（漆田 修君） 通告に従いまして一般質問いたします。

まず第一番目は、住民基本ネットワークシステムとセキュリティについてでございます。

ご承知のように、市町村が管理する住民基本台帳の情報を全国共通のコンピュータネットワークで結び、都道府県や国の行政機関に提供するもので、電子政府、電子自治体の基盤となるシステムであります。先月5日よりスタートした基本部分のサービス開始は、児童扶養手当や年金申請など93の事務で、順次住民票を提出する必要がなくなり、本格稼働となる来年の8月以降は、住民票の写しの交付が全国のどの市町村でも受けられる。引っ越しの際の転出手続も簡素化されると言われております。

また、政府がさきの通常国会に提出した電子政府、電子自治体関連三法案は、住基ネットを基盤に行政のオンライン処理を大幅に拡大するものであり、住基ネット利用事務に171件を追加し、不動産登記、自動車登記などの際の住民票添付を省略し、確定申告が自宅や会社のパソコンで可能になり、自治体の人件費など500ないし600億円のコスト削減になるとの試算もあります。

ご承知のように、平成11年に住基ネット導入を決めた際、当時の小渕首相は、個人情報の保護法制を整備することを条件に、公明、自由両党の協力を得たものであります。しかし、政府が今回提出した個人情報保護法案は、情報社会におけるプライバシー保護の基本法制と位置づけながら、メディア規制の要素が相当盛り込まれたことで、慎重論が強まり成立のめどが立たず、継続審議となったのであります。

そのような背景で、住基ネット稼働が先行するのは、横浜市を初めとする不参加選択制を採用する自治体が出るのは、当然の成り行きでありましょう。そして、防衛庁の情報公開請求リスト問題や予想される自治体職員による不当アクセスなど不安ははかり知れず、1億総コード化により霞が関の監視社会をつくらうという官への不信感を募らせているという側面もございます。

県内74市町村は8月5日以前、何がしかの意思表示をしたところは1つもなく、当日を迎えたのであります。稼働前の日弁連による自治体アンケートでは、14%が延期を求め、20

%が延期に反対、60%はどちらとも言えないと答えています。自治体は、横浜を初め全人口比の3%が反対かもしくは選択制の意思表示したことは、ご承知のとおりであります。アンケートで延期を求めたその最大の理由は、1つでもセキュリティの低い自治体があると、その自治体から全国民の個人情報流出のおそれがあるという点に集約されたのであります。

このようなさまざまな議論の中、先月5日より基本部分の稼働が始まったわけですが、当該問題に対する町長の基本認識をまず伺い、担当課長には、今後想定される日程、スケジュールですね。国会のスケジュールはもう熟知していますので結構ですが、その日程や安全面での対応についてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

住基ネットとセキュリティについてでございますけれども、住民基本台帳ネットワークの構築の経緯は、平成6年にネットワーク構築等に関する研究会を発足し、その後数年間を経て平成11年8月、住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、この規定により、地方公共団体共同システムとして構築、さらに全国の市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、都道府県及び指定情報処理機関、財団法人地方自治情報センターにおいて、本人確認情報の氏名、性別、住所、生年月日、住民票コード番号を保有し、全国共通の本人確認を行うことが可能であることから、住民基本台帳の効率化により、条例で利用目的を定めることで各種の行政サービスを提供できるということについて認識しております。

しかしその反面、個人情報に関するデータであり、漏えい、滅失、棄損等を防止するため、国が住民基本台帳ネットワークシステムをセキュリティの確保に必要な基準（総務省令告示第334号）を定め、地方公共団体が取り組むべき体制、規定等の整備、監査体制の確立等の指針について、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会で決定しております。

本町におきましても、安全対策、セキュリティ対策は必要となりますので、住民課長より詳細については説明させます。

議長（簾田国広君） 住民課長。

〔住民課長 内山力男君登壇〕

住民課長（内山力男君） それでは説明いたします。

まず、平成13年12月から14年3月におきまして、住民ネット運用テストを行ってまいりました。そんな中、南伊豆町はモデルケースといたしまして、平成14年2月に実施し、さらに

この8月5日を迎えたわけでございます。

その中で、まず住民コード通知票を世帯ごと郵送により4,033世帯、1万443人分を8月12日に各世帯に配布させていただきました。そこで、個人情報、個々の安全面でありますけれども、ただいま南伊豆町住民基本ネットワークシステムセキュリティの規程の制定に向けて検討しているところであります。その趣旨は、住民基本台帳法第36条の2項に記載されておりますとおり、住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及び棄損の防止、安全管理であります。この規程は、セキュリティ規程統括責任者、システム管理者、アクセス管理者を設け、操作者の責務、操作履歴の保存、情報資産の管理が主な内容となっております。

〔「課長、もう少し大きな声でやってください」と言う人あり〕

住民課長（内山力男君） 加えて南伊豆町緊急時対応計画、つまり不正行為の対応、さらに障害対応ですね、ファイアウォールの作成についても検討中でありますので、いずれにいたしましても、早々にこのセキュリティ規定を施行するように作業を進めるということになります。

以上です。

議長（簾田国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） 細かい日程とか、その辺は、電子政府、電子自治体法の関連三法案が次の10月からの臨時国会で成立する見通しになると思いますので、確定的なものについて言及されない面もあると思います。

それとは別に、本来3つの法律が整って初めて住基ネットのシステムが本稼働すべきであると思うんですが、栃木県の福田知事が言っておられるように、もう既に投資しているわけです、県とか各市町村が。そういう維持費が、そこで延期なり、選択制になった場合は、非常にコストがむだになる。それから、実作業面では、既に個人のデータベースも導入できる段階になって、インストールできる段階になっておりますので、その作業がむだになる。当然その間、転入、転出がありますので、改めて再入力しなければいけないという面もあるかと思えます。

そして、もう一つ私危惧するのは、日弁連がボールを投げかけたわけです。実際は1,490の自治体で調査して、3,300の各自治体の中の約45%ですね。そのうちのさっき言った14%、自治体の数です。これらが延期を求めるというアンケート結果が実際あったんですが、実際が一番大きい横浜市を初め、あとは6つですか。それぐらいしか実際の数としてはなかった。数%しかなかったということなんです。これは、町長はどのような考え方を持っているかわか

りませんが、私の場合、類推で物を申し上げて申しわけないんですが、8月5日の直前になって、73の市町村をきょろきょろ見渡して、「どうだろう」という気持ちはなかったですか。そしてその裏には、当然県経由の交付金の関係もありますので、実際は個人的には、私は人間として言うなら、あくまでもプライバシーの保護をしたいということもあると思うんです。もしできたら、最後にその住基ネットについてのコメントを後ほどもらいたいんですが、個人的な考え方で結構です。

その前に、もう一つ、これは担当課長に申し上げたいんですが、例えば最初93の業務でやりますね。栃木県知事あたりは、福田知事が言うには、「当面は来年の8月までは同一市町村内の問題である」というとらえ方なんです。これが一つのデータベース化されて、実際に4項目しかないです。個人コードの後に住所、氏名、それから年齢と性別ですね。たったの4アイテムしかないんですが、1つの物理ファイル——私、専門家だから申し上げますが、1つの物理ファイルができますと、例えば自動車登録、国土交通省ですね。その住基ネットコードを利用することによって、国土交通省で保有しているデータベースの論理ファイルというのが同時につくられるわけです。そうすると、逆に総務省側でもそれらのファイルをのぞける、論理ファイルを、何がしかのアクセスなり、パスワードなりですね、いろいろな防衛策がありますので。それらを省庁同士で内々でのぞくことも実は可能なんです。こういうスーパーコンピュータになりますと、1つのデータベース、論理、デジタルデータベースと申しますが、それをつくりますと、一度に200幾つの論理ファイルができるんです、可能なんです。

ですから、そういう意味でも、最終的には政府のねらいは納税でありましょうし、課長申し上げましたように町内制度であるとか、そういったところまで利用がどんどん拡大していくという、実は非常に危険な、ある意味で危険なものなんです。

ですから、そういうことを例えば南伊豆町の町長である岩田氏がそこまで認識して、ただ交付金絡みで周りの市町村をきょろきょろ見て、「周りがやるからおれもやるべ」なんていう、そういう感覚でおられたら非常にこれは問題であるとは私は思っています。町長いかがでしょうか、先ほど言われた件に関して、個人的な考えでも結構です。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 正式に動くのは来年の8月ということ踏まえた中で、当面の問題とするならば住所、氏名、生年月日、性別ということで、私はそれについては、司法書士として住民票の取得あたりにできるということは知っていますので、当面の目的は私は反対する

意思是毛頭ありませんでした。その後少なくとも、そういう今漆田議員が言われるような予測されるものは、例えば今言ったように、私はお金がありませんけれども、お金のある人が今度はコード番号を記入するようになれば、一目瞭然に出ようになるわけです。例えば隠し財産とか、いろいろなことを利用することによって、ある面では節税だとか、国の方からすればね。だから利用状況はあるとは思いますが、今当面私が言っているのは、来年度からセキュリティを十分町の方で作り、そして個人情報はできるだけ守るという姿勢をとるならば、私はいんじゃないかなということは最初から——現在の住民票という施設、あくまでも今の施設は住民票があるという、だれでもとれるという状況の1つの変わりというとらえ方で今来ているわけですから、それは素直に受け入れた気持ちがあります。

以上です。

議長（簾田国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） よくわかりました。その立場がおありでしょうけれども、はっきり申せないということもあると思うんですが、個人的には、国民の半数以上の方が非常にそういう危惧を持って、8月5日前に動いていたことは、この場で申し上げていきたいと思えます。

あと担当課長に質問するのは、ダスタックというホームページがございます、総務省の住基ネットに関するですね。それは、小淵首相が平成10年の終わりから、それに関する閣議決定であるとか省内の申し合わせであるとか、そういうところから非常にたくさんのデータがホームページに入っております。その中にセキュリティ関係の論理もうたっておりますので、町長がそういう決断をされた以上は、それはしょうがないなと私は思っておりますけれども、一応私はそういう意見をこの場で申し上げたいと思っております。

2番目の男女共同参画社会の推進について質問いたします。

静岡県は、平成7年、男女がともにつくる静岡プランを策定し、以降第1次、第2次アクションプログラムに基づいて各種施策を展開しております。私は、平成8年、この問題に対して、「我が町の対応と問題として」というテーマで質問しており、そのときの質問骨子は、町の審議会、委員会にもっと女性を多用すべきだと、町職員の女性管理職登用を提起してまいったところでございます。県条例の制定以前ということもあり、当時は菊池町長でございましたが、明確な答弁はありませんでした。

そして、平成11年6月、男女共同参画社会基本法が公布、施行され、静岡県は平成13年7月——去年ですが、静岡県の男女共同参画社会推進条例に基づき基本計画に着手、平成14年5月、策定に関する中間取りまとめを行い、各自治体からの意見、提案等報告を受け、本年

8月をめどに参画会議、これは生活文化部の方ですが、県ですね。参画会議としての意見取りまとめを行うとのことであります。先月末の町長、教育長の講話は、その日程の一筋であったと私は認識しております。8月25日のことであります。

翌日の8月26日の伊豆新聞の町長あいさつ——私はたまたま当日出席できなかったんですが、そのときのコメントは、「国の財政悪化、少子高齢化、産業空洞化、地球温暖化などの深刻化する諸問題を挙げ、これらの問題に取り組むため住民と行政が一致協力する手法として当該推進計画がある」と、そういう旨の記事が載っていたんです。ちょっと私見まして、おかしい、ちょっとピント外れなことを言っているなと実は思ったんですよ。

しかし、それを厳密に表現するならば、こういうことじゃないかなと思うんです。「社会経済情勢の大きな変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を創設する」とあり、「性別による固定的な役割、分担認識とか、その意識の払拭や、社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程の女性の参画促進などが課題とされております」、こういうことを町長がおっしゃるならわかるんですが、たまたま伊豆新聞にそういうことが書いてあったので、これは後程町長見解として、私はこういう意味で言ったんだということを、通告にありませんけれども、答弁ください。

そして、県における参画会議というのは、先ほど申し上げた生活文化部の中の男女共同推進室の中の参画会議、そういう意味です。その参画会議における検討は、基本計画の考え方、基本計画の内容、基本計画の推進の3つの柱から構成され、考え方については極めて理念的であって、策定の趣旨であるとか、計画の内容と性格、基本理念、推進計画の基本的視点、計画の期間についてなどが策定されています。2番目の基本計画の内容は、先ほど申し上げました県条例と同じく8つの基本的な柱に基づいて集約整理したもので、後ほど改めてお話しします、この件について。

それから3つ目の基本計画の推進は、総合的な推進体制の整備であるとか、積極的な格差改善措置の実施、それから民間団体との連携、協働であるとか、それから市町村との連携、協働、そして施策推進の検証評価について示しております。ここではそのすべてについては、持ち時間もありますので申し上げませんが、特に2つ目の柱の中の計画の内容について、我が町を念頭に置いて2つほど質問させてください。

その基本計画の内容の基本的な施策としては、一番目がちょっと長くなりますけれども、男女共同参画の視点に立った社会における制度、慣行の見直し、それから意識の改革ですね。

2番目が男女の人権の尊重、男女平等の推進に関する教育学習の実施、これは学校教育と社会教育、両方を含むということです。それから3番目が政策、方針決定過程の女性の参画の拡大。これは私は平成8年に菊池町長に、当時申し上げた、委員会にもっと女性をたくさん入れたり、女性管理職を登用したらどうだろうと、こういう話しにつながっているわけです。4番目が子育て、介護など、男女はともに家族の一員として役割を果たすための環境づくり。5番目が男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりです。これは非常に難しい面があると思うんです。担当の教育長が一番理解していると思うんですが、男女雇用機会均等法等は当時の労働省側では、そういう法整備をされたんですが、実際の各事業体としては非常にそれを運営していくことに難しさがあるという、そういう面もございます。それからあと6番目が、この辺の田舎では余り問題ないんですが、国際社会や地域社会の一員としての活動の参画の支援。7番目が男女間の暴力やセクハラ根絶。8番目、生涯を通じての女性の健康支援等々、これらが一応県の方で今のところ議論されております。

以上の施策が議論されていますが、それ以外に当町の、我が町の推進計画策定の方向づけと地域特性を加味した個別施策は実在するのか、まずお聞きしたい。

そして、当町においては、さきに条例の設置要領、2つできました。これは全協でご案内いただきましたけれども、策定プラン委員会、それから推進委員会ですね。この2つでございますが。そして、当町においては、男女共同参画塾という民間の団体がございます。そういう名前で既に十数回にわたる各種勉強会や意識改革のための広報とか啓発活動を継続している組織がございまして、南伊豆町男女共同参画プラン策定委員会には、当然委員としてお願いしていると思うんですよ。その現状をまずお答えいただきたいと思います。町長については、先ほどのことを、その後をお願いします。

議長（篠田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 漆田議員の質問ということで、町長はこの男女共同参画社会をどうとらえているかということだと思います。

私は、男女共同参画社会、そのとき言った言葉の中に、共同参画社会の一環として私はとらえているという、そういう説明をしたつもりです。ということは、本来ならば、男女と性別をするべきじゃなくて、今の時代はお互いに協力しながらお互いに責任と役割を自覚し、そしてその中でお互いに考えながら物事を進める時代じゃないかなということは、その1つの事例として、大きな立場で考えるならば、財産の666兆の借金大国だよと、そういうことを踏まえた中で、そして少子高齢化だとか、そして環境もこれからは悪くなるだろうし、そ

れについては当然お金も必要になる。

そういうことを踏まえた中で、本来ならば、その男女共同参画というのがこうやって話題になること自体がおかしいとは言いませんけれども、そのために政治がせっぱ詰まっているよと、そういう私はとらえ方をしているわけです。ですから、共同参画社会の一環として男女共同参画ということが提唱されているんじゃないかなと。そういうことで、大きな面で、教育畑と言っては失礼ですけれども、教育関係ととらえないで、政治としてそういう大きな流れの中でとらえたと、そういう認識でそういう言葉を使ったわけですから、必ずしも町長が男女共同の実態的については、正直言ってそれほど詳しくないわけです。ですから、もっと今の時代というのはこういう時代だよと、その中で本来ならばというとらえ方で、伊豆新聞みたいなことは言ったつもりであります。私はそれは信念として持っております。

議長（簾田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） それでは、今町長の基本的な考え方に基きまして、私の方からは、本町における推進策定委員会等の構成と本町の共同参画社会の推進の方向性ということで、お答えを申し上げたいと思います。

議員がおっしゃいましたように、本町における男女共同社会推進につきましては、その推進の基本としまして、南伊豆町男女共同参画推進委員会設置要領及び南伊豆町男女共同参画計画プラン策定委員会設置要領、この2本の要領を定めまして、これらの委員会によりまして推進を図っておるところであります。

推進委員会の構成でございますけれども、推進委員会の所掌事項が男女共同参画における企画立案とか、あるいは各課、各機関の総合的な調整、そういった任務がございますので、やはり町全体の立場からこれを掌握していくということから、町長部局の助役を委員長、それから具体的な推進として事務局の教育委員会で担当しておりますので、教育長を副委員長としまして、そして各関係4課の課長で構成しているところでございます。

それからプラン策定委員会につきましては、要領の中で一般町民、各種委員会委員、それから町内の幼小中教員、町職員、これらが策定委員会の委員を構成するというふうに定めておりますので、かつまた定数は14名以内ということになっております。現在男性6名、女性6名、計12名の委員を委嘱しております。そしてその12名で適宜男性部門、女性部門、あるいは行政部門とか教育部門等の部会を開きまして、現在プランの策定を進めております。

議員ご指摘の男女共学塾の関係者を委員として現在委嘱はしておりません。しかし、今後この参画社会の推進に当たりまして、プランの策定に当たりまして、これらの問題に関心を

持たれておる多くの町民がございますので、そういった方々を策定委員会に招へいしまして、ご意見を伺う中で策定プランがより広く町民の皆さんの意見が集約できるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

なお、推進プランは今年度中に策定をしまして、来年度からそのプランに基づきまして、先ほども申しました推進委員会を中心に、具体的な施策に着手する予定で進めております。

私からは以上でございます。

議長（簾田国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） 男女共同参画の推進については、私は余りこれ以上質問しません、持ち時間の関係がございますので、次の質問の、完全学校5日制と各種財政支援についてに入らせてもらいたいと思います。

7月下旬の中教審答申、これは先生ご存じのとおり、奉仕活動を高校入試の調書に反映させるんだというのが大きな柱になっております、骨子にありましたが、ここ数年の教育行政の動きは大きな変革期にあり、教育改革として完全学校5日制はこの4月より小中学校において始まったのであります。

昭和63年の臨教審答申が、知識情報を獲得するだけではなく、自分で考え創造し表現する能力を一層重視されなければならないと、理念的目標を掲げて以来、文科省は知識偏重の詰め込み教育の脱却を目指し、改革に取り組んできました。今春4月の学校改革はその到達点だったはずであります。

ところが、学力低下の懸念が高まると、指導要領を最低基準と位置づけ、ことしに入り補習や宿題を推奨する「学びのすすめ」を発表し、土曜日の補習を容認するなど、学力向上策を相次いで打ち出してきました。文科省は、改革の基本に変更はなく、趣旨は教育現場にも徹底していると強調するが、朝令暮改はだれの目にも明らかであります。

このような動きに親の不安は増幅しつつあり、新指導要領に対する評価で、親の27%が詰め込み教育から脱却できるとし、ゆとりを持って勉強できるも19%あった一方で、学力が低下するが実に46%に達したのも、そのあらわれであります。この改革が平均に合わせた一律の教育でなく、個々の子供の興味や適性を重視する以上、お金も人手も必要になるのは当然であります。

学校5日制の目指すものは、今申し上げました教育改革の発火点としての側面と、教育の場として学校、家庭、地域の役割の再確認や、社会の鏡として子供たちの姿の見直しが考えられますが、当町の学校5日制下の課題は何でありましょうか。親としては、休日の過ごし

方に関する課題が即思い浮かびますが、実際にはその課題幅はもっと広く、新学習指導要領の実施に伴う学習内容の3割削減による学力低下の不安への対応や、総合学習の本格実施に対する弾力運用可能な予算措置の問題とか、中学校で今議論されている選択教科の履修幅拡大にこたえ得る教職員配置と施設——設備関係ですね——等の課題、そして今一番関心の高い新たな高校入試に関する課題、後期選抜3段階制度にするんだ、従来の推薦制度を廃止するとか、そういったところは問題がございます。これについては、時間がありましたら後ほど教育長と議論したいと思います。

先般の議会でも、私は学校裁量権の拡大に伴う複式学級問題ときめ細やかな指導のための職員配置と財政支援について質問いたしましたが、学校5日制によって授業日数の減少、学習内容の3割削減による学力低下の対応面で、教職員配置や基礎基本の明確化や繰り返しの指導の必要性など、そして少人数、チームティーチング等の指導法の改善は、当町だけでなく全自治体の共通課題となっております。

教え込む授業から、みずから学ぶ授業への転換や、より質の高い教育を行う条件整備のためには、きめ細やかな指導を目指した職員配置が必要になってきます。事務標準法がことし一部改正されました。これは昭和55年以降ずっと改正がなく、去年ですか、2001年ですか、改正されました。ご承知のように、40人を下回る学級編制基準を定めることが可能になりました、3条の2項関係です、標準は。全体としては、各種文部行政指導との整合面で私は評価したいと思っております。

具体的に話にさらに入りますが、事務標準法の7条の職員標準定数に加配定数と特例加配を加えたものが国の財政関与部分で、そのうちの2分の1は県経由で交付税の保障があるというものです。そして、標準定数は、県の教育委員会の判断で少人数学級を実施する場合、単独措置による財政負担増と。配置保留による定数内で実施するときの教職員の負担増という2面の側面、これは裏と表になりますね、当たり前だと思いますが。また、町の教育委員会の判断で実施する場合は、町の単独措置で配置するとき、県教委の同意が必要であり、常勤教員を雇用できないという課題がございます。そして、標準定数の算定方法に関する課題としては、編成標準は40人であり、子供たちにゆとりある指導は難しく、ちなみに補正係数ですね。補正係数は学校規模掛ける補正係数という計算式で成り立っています。これは事務標準法の7条の関係ですが、その補正係数は週平均担当授業時間数に基づいて算定されていて、職務内容の広がりや——これは今はやりの総合学習とか、そういうものがどんどん広がっていきますので、そういう内容の広がりや質の変化に伴う実質的授業時間の増大に伴う

職員の多様化が進んでいる。3番目は、定数の算定方法が細分化しているために、各学校における弾力的運用が不可能などが挙げられています。

一般の教育長答弁——前々回でしたか、答弁にあった第7次定数改善計画、いわゆる目的加配ですね。これは3条の2項ですね。平成13年から17年の5年計画ですが、5年で2万6,900人、当時の文部省は補助要員として人を出します。そして第1年目の5,030何人ですか、静岡県はたったの203人しかいなかったんです。しかもその203人は、ほとんどが東海道筋の小中学校に配置されて、こういう過疎学校には1人も来ません。仮に来たとしても、例えば伊豆中に1人、あとは何もなし。伊豆中の中でも、学年の何学年だけという、こういう不均衡なそういう使われ方なんです。

つまり、加配の措置要件が厳しくて学校裁量の余地がない。教材研究の時間が確保しにくい面があって、かつ県からの要求に基づくため、町の財政力に左右されやすく、全学級とか、全学校への加配まで至っていないのであります。これは教育長が一番知っていると思います。一方県単独措置は、小学校1年生支援事業として、36人以下のクラスに学習、生活指導の補助として非常勤講師を配置するなどの施策をしています。

さて、問題の市町村単独措置であります。前回の答弁では「極めて難しい」とのことでありましたが、加配の補完とか、県単独事業の補完としての少人数指導とか、先ほど申し上げたチームティーチング加配とか、小学校1年生学習生活支援などへの緊急雇用創出特別交付金の申請適用、今全国では9割が農林業者が緊急雇用資金を使っておりますが、そういうところに申請適用することであると思います。それから、部活動の指導員を学生と元教諭により週3回部活動指導に当たるなどの特色ある配置、制度の導入や、学校生き生きプランによる配置も全国では進んでいるようであります。

いずれにしても、町の教育に対する姿勢とか財政事情により、その措置に左右されることや、緊急雇用交付金適用を仮にしても、期間後の財政保障が明確でないこと、町での常勤教員採用が可能になった場合でも財源保障がないことなどが町単独措置の課題でありましょう。そして、複式学級を抱え——既に南崎小学校では昨年複式小学校になりました。あと可能性の高いものとしては、南上小、三浜小ですか。複式学級になる可能性は高いと思います。既に南崎はなっていますが、そういうことを踏まえ、今後ますます必要となってくる指導補助員等の配置は、緊急雇用交付金を含め町における財政計画と、中長期的教育施策をより明確に作成する必要があると思われませんが、町長、教育長の見解をお答えください。

議長（簾田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） それでは、ご質問の要旨が3点にわたっておりますので、1点目と2点目につきまして私の方からお答えをさせていただきます、3点目につきましては、町長が基本的なお考えを述べられると思いますので、それに補足して私の方からご説明をさせていただきますと思います。

第1点目の学校5日制における当町としての課題ということでございますけれども、その前に漆田議員、十分ご存じでご理解されておるわけでございますけれども、学校週5日制というのは、議員ご指摘のように、教育改革の1つの大きな柱として導入されたものでありまして、そのねらいとしますところは、学校、家庭、地域社会が一体となりまして、それぞれの機能を発揮する中で子供たちに自然体験とか、社会体験を行うための場や機会をふやして、みずから学び、みずから考える力、そういった豊かな人間性、たくましく生きるための健康とか体力をはぐくんできよう、こういうところに学校週5日制の基本的なねらいがあるわけでございます。

こうした学校週5日制のねらいを達成するために、やはり家庭とか学校、あるいは地域社会が今それぞれに努力をしているわけでございますけれども、完全学校週5日制が始まってまだ4カ月という時点でございますので、現段階でその成果を云々できる段階には至っておりません。

しかし、全国的には、議員ご指摘のように、この完全週5日制、さらには新指導要領の実施によりまして、子供たちの学力の低下があるんじゃないかというふうなことが全国的な問題になっております。しかし、これは私の考え方でございますけれども、学力が知識偏重に陥ったという長い教育実践の反省から、やはり子供たちに知識偏重ではなくて、意欲とか、あるいは想像力とか、たくましさ、そういった生きる力こそ真の学力であるという考え方で、そういった学力観に移行してきたわけでございます。その経緯をもう一度振り返ったときに、やはり現時点では学校週5日制をより充実させていく。新指導要領の趣旨が十分徹底するように、今最善の努力をするときであって、そのことを抜きに補習とか、いろいろなことに走っていくということについては、私としては同意できないわけでございます。

そのために、そういった真の学力を高めていくために、あるいは学校5日制を本当に定着させていくために非常に課題が多いわけでございますけれども、やはり基本は、私は学校は授業のある5日間でしっかりと子供たちにパワーをつけるのではなく学力をつける。それから家庭はやはり親子を中心とした家族関係をもう一度見直して、やはり基本的な生活習慣をしっかりとつけとして身につけさせるということに力を注ぐ必要がある。それから地域社

会は、やはりよりよい教育環境をつくって、地域としての教育力をいかに高めていくか、このところにもう一度力を入れていくべきではないかと、このように考えております。

具体的に申し上げますと、学校では生きる力、いわゆる学力をはぐくむために、今の教育課程の編成がいいのかどうか。学習指導の方法も非常に多様化してきております。そういった力をつけるための学習指導の方法について、今の方法でいいのかどうか。そういったことに対して真摯な反省と改善をすべきである、そのような必要があるというふうに考えております。

また、家庭では家族の役割分担を含めまして、やはり家庭のあり方というものを、従来から日本が持ってきた家庭のよさというふうなものをもう一度見直してみる、このようなことが必要ではないかというふうに考えております。

地域では、我が町もそうですけれども、年々地域の人々の連帯感が薄れて、そういう中で改めて地域の連帯感を強めていく方法は何なのか、その辺に私は学校での課題があるというふうにとらえております。

私たち教育委員会としましては、こうした地域、家庭、学校の現状にいろいろ側面からアプローチをしまして、それぞれが持っている教育力を何としても引き出して、そしてそういったものの教育機能が適切に連携を融合していくように最大限の支援をしていくことが、今の学校5日制を定着させていくために必要なことであるというふうに認識しております。

次に、学校5日制に絡みまして、子供たちの休日の過ごし方に関しまして課題と問題点は何かというふうなご質問でございます。

週休2日でございますけれども、この2日間をどのように過ごしていくか。これは7分の2でございますので、ますます人間形成にとってこの週休2日が大きな意味を持っているわけでありまして、やはり基本は自分なりにゆとりと充実感が持てる休日の過ごし方を考え、みずからそれを実行していく、そういった子供を育てていくということが、やはり基本的には大切だというふうに考えております。

しかし、それに関連しまして、中学生の場合部活動の問題等がございます。部活動の関係でございますけれども、部活動は教育課程には位置づけられておりませんので、強制加入はできません。生徒の自主参加でございますけれども、実態としましては、この部活動が生徒の成長にとって非常に有意義だというふうな認識のもとで、各学校とも原則として全員加入ということで実施をしております、我が南伊豆町中、東中学校も原則全員加入ということ

で実施をしております。

全員加入ということになれば、部活動の練習日程とか、そういう活動内容が生徒に非常に大きな影響を与えるわけでございます。特に今問題になっておりますのは、休日の練習でございます。県内の中学校では、申し合わせで、週休2日のうち原則として活動日は1日以内という申し合わせをしております。そして賀茂地区では、部活動は原則として土曜日の午前中に限るといふふうにしておりまして、やはり多くの一般の生徒が自分で休日の過ごし方を考える、自分なりにやはり満足のいく休みを過ごせるようにしていくというところに、指導の大きなポイントを置いているわけでございます。

次に、地域と連携した体験活動のご質問でございますけれども、本町では既に学校週5日制を見越しまして、幾つかの活動の場とか機会をつくっております。皆さんご存じのように、小学生用にはふるさと学級とか、親子ふれあい学級、こういったものを実施しておりまして、多くの子供たちや親御さんたちが参加をしております。また、中学生用には本年度から中学生ディスカバリークラブを創設しまして、文化協会の皆さんのご協力で、中学生の文化活動への参加をできるように措置をしているところでございます。また、例年行っております青野川マラソン、スポーツフェスタ、あるいは図書館の読み聞かせ会など各種イベントも、子供たちの参加がしやすいように種々運営を工夫しているところでございます。

そういうことで、休日、子供たちの受け皿づくりという面でも、それなりの努力を傾注しているところでございます。しかし、課題も幾つか残っておりまして、特に週休2日の大部分を過ごす家庭や地域での過ごし方の問題が一番大きな問題でございます。特に家族の団らんとか、家事の手伝いというふうなことが、やはり以前と比べて非常に影が薄くなってきている。やはり、家族の団らんとか家事の手伝いというふうなことの中で、子供たちが家庭の中の生活に安らぎを求めたり、あるいは家事の分担をすることによって、やはり家族の一員としての自覚を高めていくと、こういうふうな家庭のあり方というものをもう一度皆さんとともに考えていく必要があるんじゃないか。

それから、また地域の中でただ連携といっても具体的にはあれなんですけれども、1つの例としては、地域の清掃活動とか環境美化に子供たちが奉仕したり、地域の行事に積極的に参加をしまして、地域コミュニティの中核となって活動するような、そういう道が開けないのか、そういったことについて私たちもいろいろ区長会の区長さんたちにもその辺要請しているところでございますけれども、具体的に子供たちが活動できる場の創設というふうなことが大きな課題でございます。

また、それに関連しまして、本町においてはいろいろな体験活動をするときの指導者が非常に不足している。東海道筋では非常に多くの指導者がボランティアとして活動してくれていますけれども、本町ではなかなかそういった方々がおられないわけで、そういった指導者の発掘と育成というふうなことも、私たち教育委員会としては大きな課題だと考えております。

いずれにしましても、教育委員会としましては、施策の中で家庭への啓蒙とか地域への働きかけ、あるいは指導者育成のための取り組みなどを、長期的な展望に立って一步一步進めていきたいと、このように考えておるわけでございます。

以上2点につきましてお答えをさせていただきました。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 漆田議員のご指摘のような、教職員定数増、また町単独の予算措置等についてということでございますけれども、少数指導、チームティーチングなどによりきめ細かな指導を展開し、子供たちの個性を伸ばし、基礎学力を向上させることなど、非常に大切なことであります。

そのためには1つの条件として、教職員数の問題があることは私も存じております。それについて、今言われましたように、緊急雇用等の問題を提起されたわけですが、教職員については資格があるわけです。今議員が指摘されたような、緊急雇用によって山を切るとか、そういうわけにはいかないわけです。そういうことを踏まえた中で、本町については今すぐというのはちょっと無理じゃないかなと。そういう資格を持っている方々が少ないということが考えるわけです。ですから、緊急雇用によって教職員を補助するということについては、今の場合はちょっと無理なのかなというふうに考えております。

そして、将来的に見るならば、小規模校、特に複式学級を持つ小学校が将来的には3校ふえることが予想されるわけです。それを踏まえた中で、そういう予算的な措置はこれからは考えなければいけないのかなということを考えております。

以上です。

議長（簾田国広君） 教育長。

教育長（釜田弘文君） この学校5日制の新しい指導要領の実施、そういった教育改革を教育予算あるいは教職員定数増への町単独予算措置についてどう認識されておるかというふうなご質問でございまして、非常に重要な問題でございますので、今町長の基本的なお考えを述べていただきました。

そういうことで、本町にとって一番大きな問題は、やはり南中小学校とか竹麻小学校は大体20人ほどの学級でございます。それで40人学級というふうな問題にはちょっと当たらないし、しかもチームティーチングの教員1人ずつ県から特別に配置をしていただいております。教員数の問題では非常にいい状態だということでございますが、南崎小学校、それから三浜小学校、南上小学校につきましては、順次複式学級になっておりまして、この複式学級の中で、やはり今南崎小学校は2年生と3年生が合わせて14名で複式学級になっておりまして、しかし、親御さんの中には国語や算数のせめて基礎教科は2年生、3年生分けて教えてもらえないかという願いが非常に強いわけでございます。

そういった意味で私としましては、県にいろいろな形で要望しまして、何とか14名でも、13名でも1名の教員を加配してほしいということをお願いしておりますけれども、県からの回答としましては、国が17名で複式学級になるところを、我が静岡県では15名までは複式にならなくてもいいということで基準を非常に改善しているんだから、これ以上の改善はできないという回答でございます。

そういった中で、先ほど申しましたけれども、南崎小学校は14名、2年、3年、来年三浜小学校は2年、3年で14名になります。どうしても複式になるわけでございます。そして先ほど申しましたけれども、基礎教科については何とか単学級で指導してもらえないかという保護者の方の要望も非常に強いというふうな中で、やはり非常勤講師というふうな形の中で1つの方法として考えられるわけでございますけれども、これについては、国や県では財政的な措置はしてもらえませんので、県ではもう14名以下はだめだということでございます。そういうことの中で、先ほど町長から答えがありましたように、基本的な線に沿いまして、我が町としてどういうことができるのか、その辺を十分慎重に、町長部局とも協議を重ねながら打開策を考えていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（簾田国広君） 漆田修君。

6番（漆田 修君） ほとんど持ち時間がありませんが、最後に教育長の非常に前向きなお答えをいただきまして、私自身はうれしく思っております。

そしてもう一つ教育長にお願いしたいんですが、町長によく教えてやってください、いろいろなことを。教育改革のことをよく理解してもらって、町長もその中の議論に入ってもらような方向づけをぜひお願いしたいと思います。簡単でございますが、時間がきましたから、私の質問は終わります。

議長（簾田国広君） 漆田修君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前11時05分）

横 嶋 隆 二 君

議長（簾田国広君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

12番（横嶋隆二君） それでは私は通告に従って、日本共産党と住民を代表して一般質問を行います。

まず、今日の世の中の流れですが、非常に深刻な状態が、この8月、6月の議会以降明らかになっています。数々の大企業、最近では東電の原発の事故隠し、政府と一緒に2年にわたって隠していたということが表面化する、あるいは食品業界の犯罪、そういう問題も明らかになっています。数々のモラル低下、社会的に責任を負わなければならないところのモラル低下が問題になっている。

また、経済に関しては、一昨日、株価が9,000円を割るという非常な事態。これに対して政府は打つ手を何もできない。こういう事態に対して、自治体のもとで国民の生活はまだ先が見えない不況のもとで本当に深刻さを増しつつあります。

一方でこうしたもとで、来年はまた医療費の負担増、3兆円もの負担増がやられる。ゆゆしき事態であります。こうした大もとを正すべきは、やはり今までのむだ遣いの政治を改めていくことが求められます。

先日長野県では、脱ダム宣言を契機に不当な不信任で辞職をした田中知事が、前回選挙の倍以上の得票を得て圧倒的な勝利で再選をされました。長野の県民がむだな公共事業、脱ダムはもとより、今までの政治の枠組みを変えていこうという意思を表明しました。これは、多くの国民の心底、奥底に流れる深い思いじゃないかというふうに思います。

私は、今同じような景気のもとで深刻な状態にある住民と気持ちを一体にして、町政に対して明確な答えを求めながら質問をしていきたいと思っております。

まず、住民基本台帳ネットワークと個人情報保護であります。

質問の通告した要旨には、住基ネット参加に当たっての基本姿勢が1つ。住基ネットの矛盾と個人情報保護の対策、対応。そして3点目に、選択制に対する考え方として質問をしています。これは8月5日の住基ネット接続に当たって、全国では杉並区長を初め横浜市、あるいは市町村合併の問題でも合併しない宣言をしている町で有名な矢祭町の町長が、現状の段階では住基ネットに接続しないという表明をしております。そのほかにも多くの自治体がそういう選択をしております。

私は改めて、先ほどこの問題に対して質問もありましたが、南伊豆町は個人情報保護に関する規則と個人情報保護に関する規定というものを持っております。その個人情報保護に関する規則の第7条には、個人情報の安全管理として町長の役割を述べております。電算処理にかかわる個人情報について、町長は漏えい、改ざん、滅失、棄損その他の事故防止のため必要な措置を講じなければならない。次の8条には、個人情報の外部への提供制限。電算処理にかかわる個人情報は、法令に特別の定めがある場合または町民の福祉増進、その他公益のために必要があり、かつ町民の個人的秘密を侵害するおそれがないと認められる場合を除き、これを外部に提供してはならないという規定があります。

こうした南伊豆町の条例、同じような規則があるわけですが、これにのっとって今回の住基ネット参加に当たってどのように町長としてお考えになり、あるいは担当部局として打ち合わせをして臨んだのか、その点を明確にお答えしていただきたいと思います。

議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 住基ネット参加に当たっての基本姿勢ということでございますけれども、住民基本台帳法第1章総則の目的に、「この法律は市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」と記されております。

今回の住基ネットの参加は、電子自治体構築の基盤となり、従来各種申請、届け出の際に提出をお願いした住民票の写しを省略することができ、共済年金、恩給の受給者において現況届出等について大幅な負担軽減が可能となります。そういうことを踏まえた中で、町長はどのように考えているかということでございますけれども、来年からは正式にもっとこれが

拡大するわけです。その前に町とするならば、セキュリティ方面の条例を整備することならば、私はいいと考えてスタートにはゴーサインを出したわけです。

議長（簾田国広君） 横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 質問の限りには、法体系と南伊豆町の規則にのっとって厳密な精査が行われたとは考えにくいんであります。

それで質問ですが、個人情報は何に使われたのかという開示請求があった場合に、全国センター、地方自治情報センターでは、それに答えることができますか。この点、担当でもいいし、町長はこの点について認識をされているかどうか、その点をお答えください。

議長（簾田国広君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） 今のお話でございますけれども、来年から住民票等も広域でとれるということの中、だれが使用したのかという記録はとれるようになっております。

以上です。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 記録というか、開示請求があった場合に答えることができるのか。これは、国会の答弁でも総務大臣、これはできないんですよ。そういうことをしていないんです。自分の個人情報の開示請求権や違法な情報利用の中止請求権、不服申立手続などができていないんですね、この法律の中で。

それで日本共産党は住基ネット、これは改正住民基本台帳法ができるときから、こうした点を指摘をして反対をしました。これは今非常に答弁にならない答弁が続いているんですが、どんなことを言っても全国オンライン化で広範囲からアクセス可能だと。今のコンピュータネットワークシステムで絶対セキュリティが完璧だというものはないんです。

そうした中で、情報の流出や漏えいの危険が非常に高い、そういう点を考慮して数々の自治体が国の方針——国というか、この法律に対して異議を述べたと。私たちはもう幾つか、国民総背番号制導入への国民の合意がないという点も1つであります。そういう点ですね。先ほど言った開示請求等々の問題に対しても保証がないという、そういう点。こういう点を指摘したからこそ、当時の政府与党、さっきも出てきましたけれども、当時の小淵首相が、個人情報保護の法律が必要だということを約束せざるを得なかったわけです。

ところが、今回この住基ネットとあわせて出てきた個人情報保護法案というのは、国民の求める個人情報保護とは似て異なる、コード規制につながる悪法だということで、これはメディア規制、住民の言論を統制するものだということで、これは成立しなかったんです。そ

ういう約束をしたことを、しかも情報が流出しない保証ができないままにこれを実施したと
いうことで、二重三重に道理がないということだというふうに思うんです。

こういう認識を私やあるいは住基ネットに接続しない自治体は表明しているわけです。こ
の点、改めて町長どのように思いますか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 住基ネットは正式には来年8月から開始するわけです。今は準備期間
としてとらえ、そして先ほど言いましたように、住所、氏名、また性別等々については住民
票の閲覧等々で、現在の段階は同じととらえているわけです。それを私たちは将来にもいろ
いろ不安があるということで、これから条例によって、セキュリティについては賀茂郡一円
同じような——同じようなというより連絡をとりながら設置していきたいなと、そういう状
況にあります。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） これ以上出てこないと思うんですが、いわゆる政府与党がこの法律
の附則にも書いてある個人情報保護を、その方策を盛り込む、そういう体制を整えるという
ことを条件に出して、政府与党が法律違反をした法律を出してきたということで、やはり地
方自治体の姿勢としては、住民の個人情報を守るという点で、現に規則があるわけですから、
それにのっとった毅然な対応、そしてそれまでは接続をしない、来年8月、8月というふう
に言っていますが、確認情報の利用提供というのは9月から行われるわけです。そういう点
で住民基本台帳の利便性等々に関しては、例えば先ほど出した矢祭町、あるいはニセコの町
長などもきちんと表明をして、中身そのものには反対ではないけれども、現状個人情報保護
が保証されていない中では、やはりそれができるまでは離脱せざるを得ないというふうに表
明しているわけですが、この考えを改めてごさいませんか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 今のところは考えておりません。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） いずれにしましても、こうした問題、規則に照らしても、問題があ
ったときに自治体の長としての責任は非常に大きいと思うんです。法律の中身、上が今回通
ったからといって、やはり法が法律違反を起こしている、こうしたものに対しては毅然とし
た対処をしていただきたいということを申し述べて、この項は移って2番目に行きます。

市町村合併問題と住民自治ということでありませう。

項目には、町村会検討委員会をつくったタイムテーブルというか、予定表、その問題点。住民説明会のあり方。3点目に住民説明会と住民合意について。住民合意のあり方についてを挙げました。

この点で、8月初旬ですか、町村の合併検討委員会は住民説明用パンフレットの作成を9月いっぱいで行って、その後——あくまでも予定でしょうけれども、10月9日に印刷が完成すると、パンフレットが完成して、そのもとで10月10日から住民説明会を郡下の町村で一斉に行くと、11月まで。この間、10月からダブって住民アンケートの調査実施をするということではありますが、現状ではこういうタイムテーブルがつくられているということなんです、どのような検討がされて、どういう進捗状況であるのか。まずその点をお答えしていただきたい。

議長（簾田国広君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） ただいまのご質問について、私どもの方が、南伊豆町としての事務局なものですからお答えいたしますが、今横嶋議員のご質問の中で8月の初旬からということですが、今までの議会の方でもご説明してありますとおり、昨年7月から賀茂地区合併問題調査検討会という形で、賀茂郡の7市町村の首長さん、助役会、それから私ども合併担当ですので、賀茂地区の現況等の調査をやりました。それを5月末日に完成した中で、各議員さんにもたしかその調査の資料につきましてはお配りしてあると思います。

そういうものを踏まえた中で、5月29日、今までの組織を賀茂地区合併検討委員会という形で組織がえをいたしまして、その中で今までの組織はそのままなんです、それに各課長さん方を構成員とします専門部会を総務課、福祉等の14部会をつくりまして、7カ市町村の事務事業の洗い出しというんです、それをやって現在おります。

それで、そういう一環の中で、お手元に配付がされておられると思うんですが、6月、7月、8月にかけて、南伊豆の広報で全世帯に合併についての説明というんです、一方的なものになるんですが、賀茂郡の7カ市町村ではこういうお話が今出てきていますよということで、たしか広報はしてあります。その中で、確かに賀茂地区の合併については、一般の住民の方々がなかなか合併についてのいろいろな考えが、個々には持っていると思うんですが、いろいろなことが出てこないという中で、やはりPRもしなければならないということの中で、住民説明用のパンフレットとか、それから住民説明会、それから商工会、観光協会等に対しての合併に対する説明とかというのをやる必要があるという形で示していただいたタイムテーブルができ上がって、それで現在そういう作業に入っているという形になっています。

南伊豆町の合併説明会につきましては、個々にはいろいろ各市町村の事情とか都合があるものですから、南伊豆町に限って言いますと、南賀6カ村というような、今までの歴史があるものですから、最低でも6カ所以上、できれば二けたぐらいの会場にお邪魔して説明をしたいなという、現在は思っております。

以上です。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 問題は、この検討委員会で説明をするということですね。広報でもたしか3回載りました。今用意している合併のパンフレット、これは町長にも基本姿勢を答えていただきたいんですが、どのような内容というのを、確かに助役さんたちが行われた検討委員会の基礎資料というのは手元にもりました。あくまでも基礎データを集めた資料でありました、私たちが精査しましたけれども。

住民説明に関しては、合併の問題に関して、合併を前提に説明をするのか、今の政府の方針の流れ、そうではない立場、あるいはよく言われている合併におけるメリット、デメリット等々ありますね。そういう点で、まず何をパンフレットに盛り込んで説明をしようとしているのか。今広報のもとで、いみじくもおっしゃられた一方的なものであったというふうに言われましたけれども、やはり提供する情報の客観性がなければ一方的にとられても仕方がない。その点で改めてどういう内容か、町村長会ではどういう指示をされているのか、その点双方お答え願えますか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 5月29日に決定した7市町村の郡を1つということで、町村会の方はそういうことで考えております。

議長（簾田国広君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 内容につきましては、6月の25、26で長野、山梨の合併の話すすめている地区に3カ所行ってまいりました。その中のパンフレット等をいただいてきてあるものですから、そういうものを十分参考にパンフレットは作成、それから一般的に言われていますメリット、デメリット、そういうものも当然その説明のパンフレットには掲載されるようになります。

〔「その場所をちょっとお答えできますか」と言う人あり〕

企画調整課長（谷 正君） 6月25日に法定合併協議会で進めておりますのは、山梨県の峡西地域、これは八田村、それからご存じだと思いますが白根町、芦安村、若草町、櫛形町、

甲西町という6町村です。それから次に、任意合併協で話が進んでいますのは、長野の戸倉上山田温泉という温泉地になっているんですが、これが市としましては更埴市、それから戸倉町、上山田町という2つの地名で、戸倉上山田温泉という町になっているんですが、この合併には合併協議会——当初は何か1市3町という、坂城町というのが入っていたわけですが、現在はこの1市2町で任意合併協で話を進めていると。

それから次に、山梨県の早川町におきまして、静岡県清水の方に近い山の中の町なんですが、ここに行きまして、これにつきましては、町長さんのご説明ですと、過去の昭和の合併では合併したんですが、余りにも地域が広がったということで、現時点では慎重であるというふうな話をいただいて、3地域で会合をしたという次第であります。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 5月に組織がえをして担当課長が入って、6、7ですか、視察をして、そうしたもとで町長が答えた1市5町1村ですね、それが一体となって合併するという方向での説明用資料ということですね。その認識で間違いありませんね。

議長（簾田国広君） 企画調整課長。

企画調整課長（谷 正君） 決定ということではなくて、そういうのが当然参考にでき上がるということです。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 私はこの取り組みそのものは非常に拙速というんですか、本当に時間をかけないで、バスに乗りおくれまいという、そういう流れがあるということは前回の質問でもやりましたけれども、余りにも短兵急な取り組みじゃないかというふうに思うんです。この更埴、戸倉、上山田町の合併に向けては、確かにこういう立派なパンフレットができております。ここはこういう合併の動きができたのは昭和58年ですね。ですから、約20年前、20年間の積み重ねをして現在も進めてきたと。ここは更埴、戸倉、上山田を合わせたの面積が南伊豆町より10平方キロ満たないぐらい若干広いということで、ここは写真が見にくいですが、3つの自治体の中心が扇状地に、川の両岸にあって平らなところで垣根がない地域ですね。山梨の峡西甲府盆地の西側に位置をしていて、笛吹川の西岸ですね。やはりほとんど垣根が——垣根というか、峠なんかないような地域ですね。そういうところで議論をして時間をかけてやってきていると。あそこの任意協議会ができたのは平成12年ですね。南伊豆町が入っている賀茂の郡下がそうしたものをやったのは、助役会が検討したとしても昨年です。一部の有志の会というのもありましたけれども、明確な報告等々が出てきたのは助

役会が最初だった。賀茂郡の議長会が呼びかけた広域研究会がこの4月から発足してやっておりますが、こうした点で合併の問題は確かに政府は合併特例法、改正特例法で今進めているということがあっても、是非の問題、メリットの問題に関しても議論がない——議論というか、住民の中での議論が、基礎資料をもとにした議論がない中で、やはり当局だけでつくった説明資料で説明するのは、全く一方的な問題になりかねないというふうに思うんです。時間的な問題もそうですし、プロセスの問題もですね。

それで、合意等々の問題まではまだあれですけども、アンケートの実施、アンケートというのは結局意向調査ですよ。それに関しては、余りに急ぎ過ぎる。昨日、広域研究会がありましたけれども、ここに出席してあいさつをくださった松崎の町長さんは、町村会もやっているけれども、まだ始まったばかりで議員の皆さんの広域研究会の方が進んでいるんじゃないかなと、そういうことを率直におっしゃられるんです。そういう点で言えば、率直な気持ちでありがたいと思うんですが、やはり助役会の検討委員会が出された基礎ベース、こうしたもとに住民の中での議論や、あるいは検討がなされる、そのことが非常に重要ではないかというふうに思うんです。そうでないと、説明という概念が、法律があって、そのもとでどういう意図かわからないけれども、一応は賀茂郡1市5町1村で合併を考えるというもとに進められるわけですね、概念的には。住民の皆さんには基礎資料ではなくて、それをもとに当局が考えたメリット、デメリット、住民の側からのメリット、デメリットとは別なものが示されると。

私はこうした点で、結局こうしたものが先々法定協議会の設立が日付を追って来年の7月1日なんていうことがあります。これは6月の議会で町長が答弁された、「早くとも来年の暮れだ」なんていう答弁とも違うわけです。こうした矛盾も出てくると思うんですが、私は合併するかしないかは、あくまでも住民が決めることであるということは前回の質問でも言いましたけれども、やはりどんな状態があろうとも法律があろうとも、どう住みよい南伊豆町をつくっていくのか。経済の活性化を図るかを町民全体で考える議論が必要ではないかというふうに思うんです。その上でこの合併の問題が住民にとってメリットがあるかないかという議論がなければ、法律のつじつま合わせで、アリバイ的に説明会を行うんじゃないかというふうにとられてもおかしくないんじゃないかというふうに思います。

この点で町長もまちづくりの視点はいろいろな町長独自の考えでやられていて、この間3年間進められてきていると思うんですが、やはり合併ありきとかなしじゃなくて、どう住みよい南伊豆町、今本当に大変な思いの中にあるということは、先ほど質問の中でも出ました

けれども、そういう点はどのようにこの取り組みと結びつけて考えられていますか、お答えください。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 住民の説明会ということですが、私、34地区で地区の懇談会を開きました。そして約 1,300人近い方々と、県が発行したパンフレットを見せながら説明したわけです。そして、その中を率直に言わせてもらえるならば、住民の方は本当に関心がないということです。

ですから、これについてこの間も町村会で話したんですけれども、その件については首長会で話をしました、はっきり。要するに住民の同意というよりも、少なくともほとんど無関心と言っていいような、そして、ことしになって老人会約 600人ぐらいの方々とも話しましたけれども、流れとしてメリットもありますよと、そして少なくとも財政的にはいいんじゃないかなと。そして福祉についても、今よりもよくなる可能性があるよと、しかし、デメリットもまた出てくるよと。

ですから、私が今、ことし特に老人会に言っているのは、もう逃げるなど。ですから、アンケートについても、本当のアンケートを出してくださいよということで、ことしについては実際に全部について合併ということが出たわけです。そして去年のときには、まだそこまで話は進んでいませんから、ですから県に示した7つが1つになるだろうというのは出ていなかったんですけれども、私の勘として1つもありますよと。そして2つもある、3つもあるということで説明して、そしてことしになってはだんだん方向づけが出てきたわけですから、それについては私は——ことしは老人会ですけれども、とにかく逃げるべきじゃないかと、そうやって真剣に考えるべきではないかということは言っております。そしてアンケート等についても本当のことを書くべきだという、現在できることについてはやっているつもりです。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） もちろん逃げる、逃げないということではなくて、私も町内を多く歩いた中で、合併をしたいとか、あるいはその動きがあるんだけれども必要がある、そういう声は皆無に近いと言っていい状態ではあります。

しかしながら、議論を逃げる、逃げないじゃなくて、こういう議論の中で、やはり本当に議論できる材料が提供されて、判断や、あるいは選択になるかどうかというのは、短兵急につくった説明会の資料では、これは非常に心もとない。そういうものではなくて、基礎デー

タに基づいた、事実に基づいた判断を議論をしながら、住民にとってどうなるか。住民自身が議論する場をつくるべきだというふうに思うんです。

幾つかしゃべって申しわけないですけども、紹介しますけれども、総務省が合併を推進する中で紹介した兵庫県の篠山、旧多紀郡の問題では、当初は非常にいい宣伝がされました。しかし、現在合併4年後、地方債が増大、これは合併特例債を増発したんです。職員自身も非常に水膨れの予算に驚き、経費増大、年間2億5,000万円の赤字です。合併して周辺部の住民アンケートは、こうしたもののメリット、デメリット、あるいは利便性については、支所なんかをつくりますよと、結局はそんなのは起こらない。こうしたことで、周辺部の住民アンケートでは7割が実に合併は失敗だったというアンケートに表明をしているんです。

もう一つ紹介すると、高知県の例です。隣り合わせた極端な例があります。馬路村という1,200人の村が今人口は516世帯、児童生徒数115人。かつては1950年、50年前には786世帯で児童生徒数550人、これは今でも村独自のユズと林業を盛んにして、ユズの加工販売では25億円の販売をやっているそうです。ここと対照的なのは畑山村と言って昭和50年に合併したところ。現在安芸市になっていて、安芸市野球博物館等々で名高いところですけども、この畑山地区というのは当時441世帯、児童生徒数は441人いたものが、2000年、つい最近では178世帯になって、児童生徒数はゼロです。周辺地域が寂れるというのは、こうした事例ですね。

篠山の問題もそうですし、こういう片や1,200人の村でも子供たちが1割強残っているのに、隣では合併して市になったところより残っていない。まさに南伊豆町はこうした7町村の問題で考えれば、周辺地域、しかも昭和の合併でも学校がなくなり、役場がなくなって本当に大変な思いをしている地域が、本当に山を隔て、谷を隔て、34地区ある中で今でもその問題を引きずっている。

こうした中で、全国の事例も含めた正確な情報提供なしには、通り一遍の住民説明やメリット、デメリット論では考えられないほどのダメージを受けるのではないかと。南伊豆町はいよいよ三浜地区に三浜小学校の改築が始まります。これは、やはり小学校地域は地域にとっての基盤だということで、残す必要があるわけです。そういう点からやられているというふうに思うんですが、やはりこれまでの市町村の取り組みでは、対症療法的で人口減少をどうするか。あるいは、流れによって人口が減少しているからどうかということで、真剣なまちづくりをどうするか、地域づくりをどうするかという点では、一にも二にもまだ手をこまねいていた、そこに力がいかなかったというのがあるというふうに思うんです。今ここでそう

した議論なしに政府のしりたたきによってこうしたことを進めていったら、将来取り返しのつかないことに、特に南伊豆町の場合はなるのではないかという懸念を持っています。

確かに政府は当初、平成17年3月をめぐりに、今の3,000の自治体を1,000にしよう。うまくいかないであらゆる策をとって、この8月にも検討会で合併が決まらなかった場合の、その後の対策を検討しているようですが、一方でもう一つ紹介しますけれども、全国町村会、首長が出る町村会は、ことしの11月の全国町村長大会に向けて、町村が自立的な自治体として存続できる道を探り、町村小規模自治体に関する新しい行財政制度についての緊急提言をまとめることにしていると。そのための研究会が7月に発足している。これは、町村議長会でもそうです。小さな自治体でも生きられる。当然ここには住民の自治をどうするかという視点が、今の合併議論の中には先ほどの説明会の資料作成についてもやられていない、そういう視点が欠けているということ、住民の人は全く関心がないんじゃないで、必要がないものをやることはないですね、住民の立場から。

今の合併の議論の問題、あくまでも結論は住民が決めることなんですが、今の政府の膨大な赤字財政をつくった責任を市町村の寄り集めで経費を削減しよう。しかしながら、財政運営の仕方は相変わらず公共事業偏重で変えていかない、ここに視野を置きながら、みずからの自治体を、小さい町でも元気よく生きていこうという、先ほどの馬路村あるいは地方議会人の昨年9月号には長野県の栄村の高橋村長、雪が深いところですが、載っていますが、そうした点を参考にしながら、あえて前回は地方自治の問題で言いましたけれども、住民自治の点で、住民自身が、これは日常的な生活に追いまわられて、自治法だ、そんな議論はしません。やはり、みずからのまちづくりをどうするか。町長が町政懇談会を開いていった、まさにそうしたことの延長線上に住民の自主的な取り組みが今後期待されるというふうに思うんですが、そうした観点をに入れて町村会に臨んでいただきたいというふうに思います。

もう一つ、南伊豆町の特徴を言いますと、私も研究会に出ていて感じるのは、南伊豆町は今郡部で先端にありますけれども、人口が1万人強です。ほとんど今停滞している状況です。減らない。そこには、いろいろ今までも町政に対して注文をつけてきてはいるんですが保育所が充実をしているとか、学校給食が自校方式、先ほどの教育の議論でも、小規模の学校でも、その地域を守るために維持をしている。こうした点は、賀茂郡の町村の中でも秀でていうふうに思うんです。そうした点、それが今の人口の維持にもつながっていると。図書館の取り組みに関しては、全国にも宅配をやっているところなんかありません。高齢化が進行している中で、その文化水準を維持しよう。2名の正職員と1名のパートでやってい

ますけれども、こういう取り組みが本当にもっともっと発展させるべきだというふうに私考えますが、合併の議論の中でこうしたことが消しさらることがないようにしたいし、その立場で臨んでいただきたいというふうに、この点は要望しますけれども、町長にお答え願えますか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 今横嶋議員が指摘のとおり、私は基本的には町村合併と地域づくりは別だと考えております。そういうことで、例えば今私が考えているのは、少なくとも将来的に財政再建ということで私も立候補し、そして当選したという立場から、それならば合併ということは将来的にはあるべきと、それは認識しております。そして、その中で合併したらできないものがあるんじゃないか。例えば南伊豆町の特徴を生かしたまちづくりということを考えてならば、今やらなければならぬ仕事があるんじゃないかなということを探索中でございます。

ですから、議員が指摘のように、町村合併があるから何もしないというんじゃなくて、南伊豆町の本来の姿を模索し、それを少なくとも、1年になるか2年になるかわかりませんが、それで町民と対話を重ねながら、将来に禍根を残さないようにするのが現在の町長の仕事だと考えておりますので、その件については同じ意見なのかなと考えております。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 行政の所管については、合併によらなくても、今一部事務組合で7町村でやっているものまでは1市2町でやっている問題、そういう課題もあります。広域でやった方がいい問題ももちろんあるわけで、それらも事務組合方式、あるいは場合によっては広域連合ということも考えられますけれども、そうした問題、やはり住民自治を考える上では、本当に今の地域、姿勢の問題も極めて——先ほどちょっと言葉としては言い忘れましたが、小学校を残すかどうかという——合併の問題では、大体18歳以上の意見が求められるんです。子供の生活圏の中で地域をどう考えていくかという視点がなければ、その地域はもうなくなってしまおうということ、子供たちはそれはアンケートをとることはありません、いろいろな諸課題があってもですね。ですから、人口の増減の問題、少子化の問題等々もいまだに歯どめがかかっていないということがあります。大人の視点から、子供の生活圏の中で地域を守っていくというその考えをぜひ位置づけて、住民の声をもとにそうした会議に臨んでいただきたい。

次に、3番目の障害者支援費制度の実施と課題についての質問です。

実施に当たっての制度、現状をどう見ているか。支援費の設定についてどのように考えているか。利用料の設定についてどのように考えているかということですが、まとめて質問します。

来年度から障害者本人が利用したいサービスを決めて、みずからサービス事業者を選んで契約する仕組みになる。障害者の契約に基づくサービス事業費用のうち、本人負担を除いた費用を国、自治体が支援費として助成する。これが来年から始まる制度ですが、懸念されることの3つは、福祉サービスの確保が原則として障害者個人の責任とされて、国や自治体は第三者的なものとなる。サービスが圧倒的に不足して、自由に選択できるという政府のうたい文句どころか、制度の前提条件すら欠く状態。3つ目に、障害者家族の負担が増大する心配があるということであります。

この制度の現状について、また支援費の設定、支援費に関しては市町村が自主的に設定できるということであれば、この点はどのように考えているか。利用料の設定については、国の基準を上回らない範囲で決められることになっているが、どのように考えているのか。その点をまず簡潔にお答えしていただきたいと思います。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） この支援費につきましては、おっしゃいましたように、措置から支援費制度に変わるということであります。それで、サービス不足が懸念されているということですがけれども、確かに現時点でのこの地域でのこういうサービスをやりたいという事業所の申し出は1施設ありました。南伊豆社協がやりたいということであります。あとのほかの施設については、支援費がどの程度になるだろうということはまだ明確化されておられません。利用料にしてもそのとおりです。

そういう中で、近々国の方で両方の額が決定されてくると。それを見た上で、今現在あります地域でいきますと、差田の希望の里、つくし学園、それと松崎のオリブ、この3事業所が当然デイサービス、ショートステイ等々やることになろうかと思うんですけれども、それがまた出てこないというのは、支援費がどうなるかというのを見た上での来年3月までに出てくるだろうという見方をしております。

そういう中で、在宅介護等々をやるにしましても、事業所が南伊豆社協だけでは到底——今南伊豆で障害者認定されているのは546名ほどいます。これは本人が申請をした中での支援費を使うということで、すべてがということではありませんが、そういう中で30名の方が今施設へ入所しております。30名のうちつくし学園へ9名ほど入っておりますけれども、そ

の9名はつくし学園が障害児の施設であるということで、この9名は措置費ということになります。あと残りの21名が支援費ということになるわけですが、当然その21名は支援費の対象になりますけれども、その施設へ入っていらっしやらない546名のうちの30名を除いた約500名がこういった形で出てくるのか、それが今のところわかりません。

そういう中で、今県の方で町村職員を対象にしたケアマネジメントの講習会等々やっております。私の方で一般住民健診をやるものですから、保健師の方を向けたいと思ったんですけれども、5日間とても保健師が出ていっている予定が立てませんので、主幹が5日間行って、その講習会を受けてきたということで、順次そういった準備は進めておりますけれども、いまだに国の方からのものがわかっておりませんので我々としては苦慮しているというのが実態であります。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） それでは、まとめて要望も含めて、これは介護保険の運営と同じで、国が10月から申請受け付けをするのに、支援費も利用料も決まっていないという、非常にずさんな問題は、国がそういう障害者の費用の負担も含めて、財源をまず削減すると。それがありきということでやっているということで、本当にとんでもないというふうに思うんですが、支援費に関しては障害者の市町村が決めるわけですが、生活実態と見合ったサービスの提供が行えるように独自の上乗せ措置をとるべきだと。それと、利用料に関しては、現行水準以上の利用料に絶対すべきではないということ。

ケアマネのことは答えられたのであれですけれども、もう一つ、自分で契約が困難な障害者には成年後見制度ですね。福祉サービス利用援助事業、これがあるんですけれども、成年後見制度は申し立て費用が10万円、福祉サービス利用援助事業、これが金銭管理1回について1,000円から1,500円ということで、これは非常に負担が大変です。こうした負担の大幅な軽減免除措置が必要だというふうに思いますが、この点、申しわけないですけれども、次があれなんで簡潔にお答えください。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） 支援制度につきましては、障害者ということではなくて、介護保険絡みで非常にそういった方が出てきたということで、今現在も町の方で予算を立てまして、約2人分の成年後見制度を上げた場合の費用を予算化しております。当然私はこの係になりまして、障害者に対するいろいろなケアというものが、非常に町のあれは薄いというふうに思っています。

そういう中で、やはりなるべくそういった障害者自身の部分についての負担させないような方策をとらなければならないんじゃないかなと、このように私は考えております。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） いずれにしても、実施までまだ時間がありますので、ぜひ条件で実現していただきたいと思います。

最後に、時間がなくて申しわけないですけども、足りないところは委員会で質問することにして、4つ目の質問は、地産地消システム構築と第一次産業の振興ということで、3つ項目を挙げています。

いずれにしても、この内容は地産地消、言葉としては、伊豆新聞には、ことしの8月9日に地産システムの構築ということで、これは県の推進事業で下田がモデル地区になったというこの記事が、これが伊豆新聞に出されましたけれども、今まではこうした問題での質問では、地場産品の地場消費等々、あるいは産直直売等々の言葉になって提案してきたわけですけども、改めて地産地消という言葉が出てきたので使いながら地域振興の大前提として、農林水産業を見直して取り組みを強化してほしいという、こういう趣旨であります。

地産地消、地場生産、地場消費を略した言葉であります。耳になじんだ言葉としては、身土不二という言葉。これは仏教の用語で中国の廬山蓮宗寶鑑に初めて出てきた言葉で、身近なところで育った物を食べ生活するのがよいとする考え方。体と土は1つであるという、そういう考え方であるんです。これは静岡県がやり始めたということなんですが、岩手や東北地方、農業で実施しているところでこれを進めて、学校給食やあるいは地域の販売者、流通業者等々とも連携をとって、地元で生産した物は地元で処理、もちろんそれ以上出た物は流通に乗せるということでもやるわけですが、それでまちづくりをして、特にこの間食品に対する農薬の輸入農産物、農薬がかかっているという問題で、食に対する安全の問題が国民的な大きな議論になっています。

そういう行政の問題、あるいは先ほど話した身土不二、そういう点からして、また三重県のネットワークでは非常にいいあれが載っていましたがけれども、地域の消費者にとって地域の産品を食べることは大いに意味があると。それは地域の農林水産物はその地域の環境によって育てられたものであり、健全な農林水産業は健全な環境を保全するからであるという視点から、この地産地消を提唱しているんです。

今、南伊豆町は他町村にも増して休耕地がふえています。遊休農地の美化事業でも非常に苦慮して、あと日野野辺地区でもその跡が見られます。春には花が咲くんですけども。そ

うした点を、それ以外奥の方にももっと休耕地があります。こうした地産地消の問題を進めていくべきだというふうに思いますが、担当の方で、時間がなくて申しわけないんですが、どのように受けとめて、あるいは言葉自体新しいものですから、全般的に住民の意向をとりながら、こうした今の時点からやっていくということに関して南伊豆町の住民の農業生産者の多くは、下田の蓮台寺にある旬の里に多く出店して成功しています。その関係者の方々からも、下田が成功してきているんだけれども、地元の南伊豆でもそういうあり方を追求して、荒れている農地も含めて、活気あるまちづくりをしたいという声があります。どのようにお考えかお答えしていただきたいというふうに思います。

議長（簾田国広君） 農林水産課長。

農林水産課長（高野 馨君） それでは、お答えします。

まず、地産地消の関係でございますが、今言われたとおり、県下4市で指定を受け、伊豆地域では下田市がモデル地区に指定されております。地元の産物を地元で消費することは、当然事業拡大を図ることにつきましては、一次産業の活性化にもつながりますので、すばらしいことだと思いますけれども、現在私ども農林水産課の私どもまだ勉強不足のところもございまして、今後下田等の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

〔「町長はどうですか」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 私も、先ほどちょっと述べましたけれども、町村合併と一緒に述べたんですけれども、まちづくりの一環として、南伊豆町は何が本物かという中にこの自然というのがあると思うんです。そういうことを踏まえた中で、横嶋議員の意見を取り入れながら、一次産業ということをもう一度真剣に考える時代かなということは、地球の環境が悪化するというのは、気候の温暖化等からあるわけです。そういうことを踏まえた中で、もう一度せっかくあるこの宝をどう生かすかということも、荒れた農地等々についても同じ問題になるんじゃないかなと考えております。

以上です。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 今手元に持ってくるのを忘れましたが、先日南の桜と菜の花まつりの経済波及効果のあれが出されました。その中で、土産物品の観光客の購入の中で食料品等々に関しても一定の地歩を築いている報告がありました。そういう点でも、やはり本当に活気ある地域が、お客さんが来ても本当にありがたいものを提供できる、いろいろな意

味ですね。そういう点を考えて、ぜひこの問題はまた委員会でも話しますけれども、よろしく進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（簾田国広君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午後 0時07分）

議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

（午後 1時00分）

梅 本 和 熙 君

議長（簾田国広君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

4番（梅本和熙君） 通告に従い質問いたします。

初めに、質問の順番ですけれども、南伊豆町長としての市町村合併の取り組みについてというのは後に回させていただいて、一般廃棄物の最終処分場についてを初めに質問させていただきたいと思います。

6月定例会で、湊地区の最終処分場の建設予定地の生活環境影響調査委託料が可決されました。生活環境影響調査も問題なく、最終処分場整備事業計画が来年度、町議会の承認を得ても、最終処分場の完成は17年3月以降、合併特例法の合併期限までに完成するかどうかということになるんじゃないかと思いますが、先ほどの行政報告で環境影響調査のことについて少し報告がありましたが、また後でその点も質問させていただきます。

本題に入りますが、まず第1に、青野の最終処分場への現在までの埋め立てた焼却灰の数量はいかほどになるかをお聞きしたいと思います。

次に、青野の最終処分場への今後の埋め立て可能な焼却灰の数量、年数をお聞かせ願いたいと思います。

3点目として、本年12月で期限切れとなる青野区との最終処分場使用契約の更新はどのような状況かをお聞かせ願いたいと思います。

このことについて、本年3月定例会の施政方針並びに予算編成方針で町長は、「青野地区住民の苦痛を真摯に受けとめ、今後の最終処分場の建設計画を提示し、町の事情についても

ご理解を賜るべく誠意を持って対応する所存であります。また、最終処分場建設計画を進める上で、町道日野田牛線沿線住人及び地権者の心情を十分に考慮し、環境アセスを実施することにより、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査し、結果を縦覧に供し、生活環境保全上の見地から意見書を提出していただき、誠意ある対応で臨むことをご理解とご協力をお願いするものであります」と言い、そしてさらに、「焼却灰は将来建設資材エコセメント等に利用されるとはいえ、その管理については町は万全を期すとともに全責任を負い、安心を町民に還元することが責務と考えております」と表明されました。新最終処分場が建設された場合の将来の焼却灰の管理、処分の方法まで言及されておりますが、青野区との最終処分場使用契約終了後の青野の最終処分場の焼却灰を管理、処分についてはどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

話は変わりますが、町議会の研修で8月21、22日に千葉県市原市の太平洋セメントのエコセメント工場を見学してきました。これは工場建設費が130億円で、国・県の補助は約45%あったそうです。年間約6万トンの焼却灰をエコセメントとして処理しているそうです。千葉県の年間の焼却灰の総量が約24万トンであるから、同規模の工場があと3カ所できると、千葉県の焼却灰の全量の処理が可能となるとの話でした。

静岡県のエコセメント工場等を含む焼却灰処理への取り組みについて、これもお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問いたします。

議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） お答えいたします。

青野最終処分場の現在までの埋め立てた焼却灰の数量ということですが、平成元年9月から平成14年3月まで13年半の間に6,445トンと聞いております。

そして、青野地区最終処分場の今後の埋め立て可能な焼却灰についてですが、今年間に530トンぐらい出る計算になっております。そういう計算を踏まえた中で、埋め立て可能期間は1年と11カ月、約2年じゃないかと考えております。

それから、青野区との契約更新ですが、6月2日に総会を開かせていただき、そして区長さんと最終処分場の方の見通しを話しながら、6月10日に青野区長さんから、原則的には同意する旨の回答をいただいておりますけれども、今月中に覚書を交換する運びとなっております。しかし、具体的な内容については、要望等も出すということになっておりました。

もので、まだ契約には至っておりません。

それから、青野区との契約終了後の青野最終処分場の焼却灰の処理ということですが、埋立ての原則は埋土ということでやっておりますので、廃止基準に沿って管理をし、適合していることが確認されたならば廃止したいなと、こう考えております。

それから、静岡県のエコセメントの問題については、当町が幹事町となっておりますので、清掃課長の鈴木より説明させます。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木 勇君登壇〕

生活環境課長（鈴木 勇君） エコセメントの進捗状況でございます。

静岡県焼却灰エコセメント化検討委員会を5月27日に、その幹事会を5月27日に発足いたしました。それで現在は3回ほど幹事会をやりまして、今後は事業計画案というのが大体決まったものですから、今度は市町村長とか企業の社長とか、そういったメンバーでやる委員会を開きまして、事業計画案を事業計画にもっていくこととなります。

その点、計画によりますと、平成20年3月に稼働を開始するというふうな目標になっていきます。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 平成20年3月の稼働ということはいいいんですけれども、先ほど町長から、青野の最終処分場が使用終了した場合、満杯になったと、もうこれ以上入れられないと。その後の最終処分場の青野区の処理——町長、何と言いましたか、先ほど。

〔「廃止基準に沿った管理を……」と言う人あり〕

4番（梅本和熙君） 廃止基準というのはどのような基準ですか。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 廃止基準というのは、厚生省と総務省の共同ラインで決まっております。その施設がコード基準に適合していること。維持管理基準において義務づけられている規定の措置、悪臭や火災、害虫の発生を防止するための措置が講じられていること。最終処分場周辺の地下水源を汚染していないこと。現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。埋立地の内部が十分に安定化していると認められていること。そういったような状況でございます。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） この件に関しましては、青野区でもいろいろダイオキシン問題から、

物すごく慎重な態度になっている。一部住民からはそういう状況での廃止というか、廃止の後の管理の仕方ですか。例えば水を検査するとか、そういう被覆するとか、それだけではちょっとというような感じの意見もあるんじゃないかと聞いていますけれども、現実には青野へ焼却した灰というのは、ダイオキシンが大分含まれているんだらうと。今度新しくできるであろう新最終処分場は8億のお金をかけてダイオキシン処理をした灰であると。その灰を入れると。そして、その灰をさらに平成20年にエコセメントとして搬出すると。こう考えたときに、どっちを搬出するのが大事なのかという問題が起こってこないですか。この辺町長どう思いますか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 平成元年というと、私は平成元年から埋め立てているということは、今まで燃やしたものが、本当にダイオキシンだとか、そういうルールにのっとってやっていないと思います。そういうことを踏まえた中で、埋立式というのはそういうのを前提条件に土を埋めて、そして科学的に安定させてその場に置くというのが埋立式の大きなメリットというんでしょうか、そういう考えでやってきていますので、それをじゃ終わったからほかへ搬出した場合に、例えば私が考えているのは、南伊豆町のほとんど5割近い人の水道の源地が西にあるわけなんです。そういうことを踏まえた中で、それをもう一度運び出すときに、寝た子の目を覚ますと言ってはあれですけども、そういう形の中でもう一度やっていいかどうか。今でこそ分別収集とか、そういうことの中である面ではお互いに責任を持つものが出るようになったわけです。以前はそういうことじゃなくて、黒い袋の中で、そして燃やして、その中に何が入っているかわからない状態。それを残渣と称してやっていたわけです。

そういうことを踏まえた中で、それを3億数千万円かかるそうなんですけれども、それで寝た子を起こしていいのか、そして水の水源地の表流水の上流ということ考えたときに、できる限りのことをして納得をしていただきたいなのというのが本音でございます。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 町長、やらないという主張ですよ。それはそれでいいとして、搬出はしないということで、それはいいとしまして、例えば湊の今度つくった新最終処分場ができる、そこの焼却灰は平成20年に県の方でエコセメント工場ができた場合に、ここへ搬出するおつもりですか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 原料として、県の方へと提出したいなと考えております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 先ほどから町長が言っているのは、焼却灰の質の問題を言っているんですよ。今8億かけていますね、焼却場は、ダイオキシン対策のために。そこで燃やされた灰と今青野にある灰とどちらが安全性が高いのかなという問題を考えたときに、青野のものはそのまま置く、そしてこちらのものは搬出する。それを考えたときに、搬出するにも多分ただじゃないんですよ。県はただで請け負ってくれるんですか、エコセメント化。ただじゃないでしょう、1トン幾らというあれがあるんですよ。そう考えたときに、どちらを優先すべき課題かなということを町長に答弁願いたかったんです。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 青野最終処分場に埋め立てた焼却灰についても、エコセメントの原料として搬出することは理想ですけれども、維持管理基準に従って管理しており、焼却灰は安定しているため、環境汚染を引き起こすおそれはないと今のところ判断しております。そういうことを考えた場合に、現状維持ということで、そういう意味でございます。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 町長の意見はわかりました。何しろ青野の場合は、被覆はするんですか。今最終的に終わった場合は被覆して、そしてさらに安定させていくということで終わらそうと、町長そういう考えでよろしいんですか。

私は、先ほどからエコセメントの話が出てきているわけですがけれども、先ほど埋立量が6,445トン、そして残量が約1,000トン可能だと。7,455トン可能で、先ほどエコセメントの1トン当たり3万から4万円の処理費が必要だと。これははっきりしています。それで、大体運送がどれくらいかかるのかなといったら、大体10トントラックで7万円ぐらいだと。大体1トン当たり7,000円ぐらいじゃないかと。

そういうことを考えたときに、先ほど町長がちょっと数字を言いましたけれども、3億何千万と。3億7,000万円ぐらいじゃないかと。これくらいのお金であるなら、町長が3月の定例会で言われた行政報告で、青野地区の住民の苦痛を真摯に受けとめる、こういう気持ちがあったら、20年でも30年でも債務負担行為で、3億でも4億でもやってみたらいかがですか。そして、焼却灰をできればそうやって処理してやるのが、今の新最終処分場との均衡を考えたときにいいんじゃないかなと。これは私の意見として申し添えて終わりたいと思います。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 補足してお答えしたいと思います。青野最終処分場のような従来の管理型処分場においては、埋め立てた焼却灰を長期間雨水にさらして灰に含まれている有害成分等を除去して無害化し、安定させる方式をとっております。青野最終処分場から排出される浸出水の水質検査の結果からも、焼却灰は安定していると考えておりますので、当分は引き続き監視を続けていくということです。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 課長わかりました。十分町の方でもその辺のところを注意して、今後の監視をちゃんとしていただくということで、あとは青野の住民に対してやはり安心感を、町長も行政報告の中で言っていますけれども、安心感を与えてあげていただきたいと、このように考えます。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、合併に関しては6月定例会でも質問したわけです。そして、先ほどは同僚議員からも質問がありましたけれども、合併ということは人間の生活環境が高度化し、住民から行政に対する要求、要望の多様化が行財政経費の拡大を招き、現在の自治体規模では解決できない問題が多くなったということが原因ではないかなと考えられるわけです。

まず国民健康保険は財源難から県単位で運営され、老人健康保健は廃止されるということが8月29日の新聞で報道されました。また、同日は介護保険が来年度から約11%の増額が予想されるというような報道がなされております。今後は介護保険も広域的な運営をしないと、いずれ国民健康保険と同様な破綻が考えられるのではないかと考えられます。

平成13年11月の調査の段階で、介護施設への入所待機者待ちの老人が本町で91名、下田市、賀茂郡下で360名との報告でした。ちなみに下田市、賀茂郡下の特別養護老人ホームのベッド数は310床。先ほども行政報告でいろいろありましたけれども、老人健康保健センターのベッド数180床、合計490床です。現在計画中の河津町の特別養護老人ホームのベッド数が70床ですが、下田市、賀茂郡下で360名の入居待機者待ちの老人から70名を単純に差し引いても、290名以上の待機者がおり施設が不足するわけです。

第2期介護保険事業計画の策定作業段階に来ているということですが、今後高齢化が進み入所者もふえ、介護保険の給付費は当然に増額します。給付費がふえるということは、保険料の増額につながるわけです。また、施設建設のために必要な財政負担もふえるわけです。小規模市町村では、その財政負担に耐えることは非常に難しいことになることは、当然予測されることです。

さらに、環境対策、さっきの質問でしたわけですが、環境対策を考えたごみ処理の問題があります。本町ではダイオキシン対策のために、ごみ焼却場の改修に、正式事業名は「排ガス高度処理施設等整備事業」と言うそうですが、その事業に、予定額は約9億2,000万に上り、さらに被覆型の最終処分場の建設に、これは約5億の計画を立てています。

その上教育費や道路の整備費や、もろもろの行政ニーズ、要望にこたえていく必要があります。町民が主権者であるということは当然のことであり、主権者の行政ニーズ、要望にこたえるのが行政の役割であると考えます。

しかしながら、町民の行政ニーズ、要望を十分に満たすだけの財政的な余裕は全国の各市町村ではありません。行政ニーズ、要望を十分に満たすだけの財源を町民が負担することは不可能に近いことです。現状の中で少しでも町民の行政ニーズ、要望を実現していくためには、私は合併が必要だと考えます。

田無市と保谷市が平成13年4月1日合併し、誕生した西東京市の田無市保谷市合併の記録の「はじめに」の文章の中に、「戦後55年を経過した今日、私たちを取り巻く社会は大きな転換期を迎えています。とりわけ少子高齢化の急速な進展に伴う人口構造の変化は、経済動向とは別の次元において、地方自治体の歳入や歳出構造に影響を及ぼし、地方分権の推進などと相まって自治体運営の質的転換を迫っていると言えます。地方自治体は今後積極的に自己変革を図り、市民の期待にこたえる強固な行財政基盤を整えるとともに、その盛衰をかけた一層激しくなる地域間競争に耐え得る質、魅力がある町を創出していく必要があります。両市の合併の目的もそこにあり、そのための手段として合併をとらえ、これを究極の行政改革と位置づけています。そして、その実現のための努力はこれから始まるのです」と記載されていました。

当初は田無市と保谷市の両市長は、今後予想される少子高齢化社会を社会福祉等を考えたときに、合併せざるを得ないと結論し、決断したそうです。合併のデメリットを強調し、合併は回避したとしても、老人福祉等の社会福祉の質の低下はできないと考えます。果たしてこの財源問題に対する解決をどのように考えたらいいのですか。合併をしないことを選択した場合、町民全体で考え、町民1人ひとりの責任として受けとめる覚悟が必要であると思います。

いろいろ意見があると思われませんが、最終的には自己責任を持って判断すべき問題であると思います。また、合併反対論には、自治体の範囲が広がると、住民の意見を吸い上げにくくなるとの意見もあります。物理的、地理的に当然のことではあるが、科学技術の発展は

空間を狭め、既に政府は電子自治体を想定した研究を始めています。このような科学技術の発展は、今以上に民意を吸収することを簡単にすると考えられます。

多種多様の意見がありますが、6月定例会における町長の答弁が非常にあいまいでした。そして本日また、先ほどの同僚議員の質問に対しても非常にあいまいな答弁でした。6月の同僚議員の質問には、「これから検討するが、合併ありきではない。合併は検討段階で大いに勉強する議題」と答弁し、私の質問には、「7市町村1つでやろうということで、その面で努力しようとした」と答弁しています。町長自身が合併に対してどのように考えているのか、合併を推進する考えなのか、合併に反対なのか。南伊豆町のリーダーとして明確に町民に話すべき時期に来ています。

先ほど町長は、「町民の皆さんが非常に合併問題に無関心である」、このようなことを言いましたけれども、同僚議員も言っていたように、資料を出さない、メリット、デメリットの資料を出し、そして町長の意見を述べ、そして皆さんに合併をどうするかと議論を諮らなければ、皆さん無関心であるというのは当然のことではないかと思われまます。

6月定例会では、私は他市町村の首長の決意を引用しましたが、再度本定例会でも引用します。天城湯ヶ島町の町長は6月定例会の行政報告で、「町村合併は平成17年3月の特例期限を間近に控え、期限までに合併することを基本とし意見統一はされた」と報告したそうです。そしてまたつい最近、きのうの新聞かきょうの新聞で湯ヶ島町の町長はもっと強行に意見を述べています。そして、河津の櫻井町長は議員の一般質問に対し、「平成17年3月の合併特例法期限に延長はないという状況下にある。地方分権での財源移譲がなく、税収も年々減少し、さらに国は地方交付税を削減する方向にある。真剣に将来を考えなければならない。町民を啓発し、メリット、デメリットを考えてもらいたい。私としては1市6町村が伊豆市という方向で立ち上げることがメリットがあると思う。しかし、これは強制するものではない。最終的には町民に判断してもらいたい」と述べたそうです。

そして賀茂村の山本村長は、3期目の村政運営の抱負として、賀茂地区7市町村か、松崎、西伊豆両町との合併を平成17年3月までに実現したいとの姿勢を明示したそうです。その上で、「私の任期は合併までの約3年、その間に合併後の地域性を維持できるような体制づくり、暮らしやすい環境づくりを進めなければならない」と、合併を見据えた拠点整備の必要性を語ったそうです。

各首長が自分の信念、考えで自分の意見を述べています。町長も自分の信念、考えで意見を述べるのがリーダーの役目であり、そうすることが町民に町民自身の考えをつくり上げて

もらうことに役立つのではないのでしょうか。

最後に、よく耳にする、「下田市は借金が多くて、合併すると損をする」との話がありますが、このことについて少し話をしたいと思います。

7市町村の助役会による賀茂地区合併問題検討委員会が平成14年5月に報告した「賀茂地区合併問題現況調査基礎調査報告書、基礎資料編の57ページに、平成12年度積立金と負債の状況が報告されています。下田市と南伊豆町の地方債現在高の住民1人当たりの負担額についてですが、下田市は43万 8,363円、南伊豆町は48万 2,241円と報告されています。南伊豆町の方が住民1人当たりの負担額は4万 3,918円多い。借金が多いと思っていた下田市より南伊豆町の方が総体的には負担額は多いのです。

ちなみに、下田市、賀茂郡の町村で地方債現在高の住民1人当たりの負担額は、西伊豆町が一番多くて76万 3,059円、2番目が賀茂村の69万 6,611円、3番目が河津町の55万 2,959円、4番目が南伊豆町の48万 2,281円、5番目が下田市の48万 3,363円、6番目が松崎町の46万 6,292円、一番少ないのは東伊豆町の31万 9,429円です。

また数字を続けます。次に、積立金現在高の住民1人当たりの積立高ですが、下田市が2万 6,455円、南伊豆町は24万 1,902円となり、地方債現在高と積立金現在高を差し引くと、下田市は住民1人当たりの負担が41万 1,908円、南伊豆町は24万 379円となり、その差は17万 1,529円となります。やはり、南伊豆町の方が豊かであり、負担が少なく、金持ちで安心したと思うのは、これは早計です。このことについては、後でその差が意味がないことであるものを説明いたします。

先に下田市、賀茂郡の町村の積立金現在高の住民1人当たりの積立高を述べます。賀茂村は住民1人当たりの積立高、いわゆる預金が一番多く51万 3,836円、2番目が南伊豆町で24万 1,902円、3番目が河津町で23万 749円、4番目が西伊豆町で17万 756円、5番目が松崎町で14万 2,870円、そして6番目が東伊豆町で5万 8,521円、一番少ないのが下田市で、先ほども申し述べましたように2万 6,455円です。

地方債現在高と積立金現在高を差し引いた場合の下田市、賀茂郡の町村の差額は、西伊豆町が一番多くて59万 2,303円、2番目に多いのが下田市で41万 1,908円、3番目が松崎町で32万 3,422円、4番目が河津町で32万 2,210円、5番目が東伊豆町で26万 908円、6番目が南伊豆町で24万 379円、7番目が賀茂村で18万 2,775円と報告されています。

その他債務負担行為と負担について市町村の格差が考えられますが、合併後の地方財政措置により、これらの格差は是正措置が行われるわけです。先ほど述べました下田市と南伊豆

町の場合を考えた場合、積立金については、合併後の市町村の振興のための基金造成に対する特別措置により、地域住民の連帯強化や旧市町村の区域における地域振興のための基金の積み立てとして残すことができるわけです。いわゆる合併後の南伊豆町の町民のために使用が限定される、南伊豆地域振興のための積立金であります。

であるなら、純粹に地方債残高の格差を問題にしてよいと考えます。とすると、地方債残高の負担が、先ほど述べたように下田市の方は1人当たりが少ない、南伊豆町の方が多い。南伊豆町の町民が得をする計算になるが、合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための財政措置により、一定の計算式により算出された格差是正のために必要な利子相当分については、特別交付税措置が講じられるので、特別に南伊豆町の町民が得をするということも無いと思います。

以上述べたようなことから考えて、下田市が特別に起債いわゆる一般の言う借金が多くて、合併すると南伊豆町が損をするというようなことは、根拠のない風評であるということが考えられます。このことにつき町長はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問いたします。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 町長は、この町村合併について基本的にどう考えているか、リーダーシップを発揮しろということですがけれども、私は先ほど横嶋議員の言ったとおり、去年1,300人、またことし600人の方々と町村合併の情報ということで話しております。そして、本当に町民の理解がそこまでいっているのかな、そして、この町村合併の1つの手法として財政再建ということをやっているとあります。その666兆の借金を返す場合に、1つの手法としてそれは有効であるということは私も認めます。

しかし、その666兆の借金が国民に関係なくて発生したというのが、大方の考えの1つである、そう私は考えています。それを説明しても、今までお金をもらって——年金ももらったことがない、年金がもらったことがないというより、今までは多分お上の方からお金は来なかったと思います。そういうことを考えて、今は5万円でも、何万円でも来るよ、そういうことを考えた中に、確かに計算上は1人頭550万になります。しかし、その550万の借金を将来の末代まで残すわけにはいかないから、その財政再建の1つとしてあるということも言っても理解しないわけなんです。町民はまだまだそこまで理解しておりません。

そういうことを踏まえた中で、私はただ行政だけでやっていいのかどうかというのは、正直言って疑問を感じます。

以上です。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 町民がわからないんじゃないかと、町長がリーダーとして、私は合併を推進するんですとか、推進しないんですとか、反対なんですとか、それをはっきりすべき時期にもう来ているんですと、こういうことなんです。550万の1人頭の国の借金がある、その解決のために合併するんだと。そんなことを言ったって納得はしませんよ、みんな。そんな問題じゃないでしょう。

それよりも、今から行政ニーズというのはいっぱい出てくる。先ほど言った一番大事なものは福祉の問題でしょう。少子高齢化していくこの社会の中で、高齢者を抱えた家庭はどういう形になるのか。寝たきりの老人を抱えた家庭はどういうふうな状況での生活をしていくようになるのか。そういうことを考えたときに、合併が必要だということか、それともそうでないと。我々南伊豆町だけで十分財源を確保すると。これは矢祭町の町長はそういったものじゃないですか、多分。財源を確保する覚悟があると。

だから、そういう中で、例えば財源を確保することはなくても、先ほどからの意見の中にはあるように、将来例えば合併後10年後、交付税措置が打ち切られる、認められる交付税措置が削減される時期に来たら、もっとひどい状況になるよと。町長がそういう見通しを立てたなら、合併しなくてもいいんですよ。その辺のところを町長としてはっきり言わなくちゃいけない。もうそういう時期に来ているんです。そういうことを聞いているんです。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 今の合併の問題というのは、1市5町1村、要するに賀茂郡は1つということであろうということでスタートしています。しかし、私は去年の12月に石井議員の質問で、「市長の選挙がある」と、私はそう述べております。そして、その中で河津、東伊豆、そして賀茂村、現に今正式に——反対とは言いませんけれども、東伊豆の町長さんは伊豆新聞に——内部的な話はできませんけれども、少なくとも伊豆新聞の中において、「伊東があります。そして独自もあります。そして賀茂郡があります」、そういうことを言っているわけです。

そういう中で、その問題を解決しなければ、私たちは前へ進めないわけです。ですから、今梅本議員が「リーダーシップを発揮しろ」、それは結構です。しかし、そのリーダーシップを発揮して——ほかの町村の名前を出すまでも、本当に小さな合併で大きなメリットがあるかどうかということ考えた場合に、私はさほどのメリットはないと。そう

考えたときに、やはり合併の選択肢は慎重にやるべきだというのが私の考えです。

以上です。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） わかりました。

ちょっと質問の方向を変えますけれども、これはうわさで聞いた話なんですけれども、町長は首長会で、「借金の多い下田市とは合併したくない」と、こういう発言が首長会の中であつたということを聞きましたけれども、このことは事実ですか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 首長会の中ではしゃべっておりませんが、石井直樹、2人のときに——私は対等合併というのを念頭に入れているわけです。下田市と南伊豆町が人口的にも対等になるかどうか。メリットの部分、デメリットの部分において、お互いさまということを私は懇談会でも話しています。7つの市町村が1つになるためには、お互いに泣き合うことが当然必要になると思います。お互いさまという結びに、町民感情としてお互いさまという妥協点を見つけなければ、私は合併はなかなか難しいんじゃないかなということを考えております。

そうした中で、本当に小さな合併で目的を達せるかどうかということを考えたときに、町民感情として私は何か無理のような気がするわけです。そういうわけで1対1のときに話ただけで、全員のところでは話しておりません。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 非常に言葉があいまいでわかりにくいんですけれども。小さな合併というのは、下田市と想定したものでですか。7市町村ですか。下田市との合併ということですか。

〔「小さなとはそういうことです」と言う人あり〕

4番（梅本和熙君） 実際問題そういう発言が石井さんとの間であつたということじゃなくて、石井さん以外の人から発言が漏れてくるわけです。ということは、先ほど私がなぜわざわざ下田市と南伊豆町の借金の差ということをやったのかというと、そういうことを町民に言うということは、町長は合併したくないということを言っている。だから、はっきり言いなさいというのは、自分自身の考えを、私はこうしたいんだよと町民に言わないで町民が議論を起こさないです。「町長、まずいよ、合併しなきゃ」とか、例えば「合併したい」と言ったら、「町長まずいよ、合併しちゃ」とか、そういう意見が町民から出てこないです。だ

から、リーダーというのははっきり物を言った方がいいですよと、自分の言葉ではっきり物を言ってもらわないと困りますよということなんです。

そういう中で、どうしてもあいまいなんです。今回も非常にあいまい。あいまいで通すわけですか、ずっと。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） 私はあいまいで通そうとは思っておりません。まだアンケートもやっていないし、地区の説明会も開いていない前に、私が首長で話し合ったことをいきなり町民に押しつけていいのかどうかということも疑問が生じるわけですから。そして、このアンケートも郡で3万1,000世帯ですか。その全員に配布するというふうな、そういう方向づけがありますから、南伊豆町の意向というのは、そのアンケートをとり、また住民説明会を開いた中である面では把握できるんじゃないかなと。それで判断しても、町長としては十分いいんじゃないかなと、私は考えております。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） わかりました。そういう発言であるなら、非常に問題が多いなと思うわけですが、このことはいいです。

それで、これは9月4日に行われた総務省の合併協議会連絡会議が、都内でこの3日に開かれたそうです。新聞報道されているわけですが、香山総務審議官が「合併の特例——これは支援措置ですね——については、間違いなく責任を果たすが、合併をしない市町村への地方交付税の配分はおのずから小さくなる」と発言し、地方交付税の削減と小さいまま残る市町村の権限の縮小を述べて、合併をしない市町村は将来の展望を描きにくくなる状況だと明言したそうです。

このような状況の中で、南伊豆町が国に対して、例えばおかしいじゃないかと言ってけんかを売って、そういうことはやるべきでないというだけの決意を持っているのならいいけれども、このことに対して町長、どう考えますか。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） その情報は初めてですので、答弁の方は控えさせていただきます。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 町長ね、私が言ったのは簡単なことなんですよ。いわゆる合併しなければ、地方交付税の配分がおのずから小さくなるよ、総務省の審議官ですよ。総務省の事務次官の次に偉い人が言っているんです。大幹部ですよ、総務省の。大臣の言葉を、そこに片

山総務大臣がいたそうです。そういう中でこういう発言をされている。そして、「合併をしない市町村は将来の展望を描きにくい状況だ」、こういうおどかしまでいっているわけです。確かにおどかしですよ、これは、国の。だけど、それに立ち向かえるだけの、我々自治体としての決意とアイデアと、そういうものがあるのか、こういうことを言っているんです。

そして、南伊豆町という1つの運命共同体の中で、我々が一緒に生活していく中で、町長がそのことに対してどういうふうに考えるのか。交付税を削減されたら、南伊豆町というのは非常に厳しい状況になるんじゃないか。下手すれば、合併しない市町村は将来の展望を描きにくい状況だなんて言われた場合に、「冗談じゃないよ」と。先ほど言っていましたよね。地域まちづくりの問題と合併は別だと言っていましたよね。じゃ、どういうまちづくりを考えているのかお聞かせ願いたい。

議長（簾田国広君） 町長。

町長（岩田 篤君） どういうまちづくりということですけども、私は来期、町長に立候補するつもりです。そのときに方針として述べるつもりですけども、流れとして私は、本当に南伊豆町の自然を生かした、環境問題というのは重要な問題になるかと思えます。

そういうことを踏まえた中で、今やらなければならない問題、町村合併は確かに財政的にはいいです。私も地区懇談会の中において、こういう財政のメリットがありますよ、福祉もよくなりますよということは言っています。事実私は言っております。そうじゃなくて、来期の方針ということですけども、環境、CO₂の問題等々、県の方でも力を入れ始めています。南伊豆町の宝は何かということ考えたときに、この豊かな自然。じゃ町村合併したときに、その豊かな自然を守る施策があるかどうか、そこまで当然まちづくりの施策の中で考えなければいけないでしょうけれども、その時間は1カ月や2カ月で到底できないと思えます。

ですから、私は町村合併は町村合併、そしてまちづくりはまちづくりとして、自然をいかに取り戻すことができるか。当然老人問題、そして荒廃農地、山、畑、そして海も当然荒れてきているわけです。そういうことを踏まえた中で、全体的に考えなければいけない時代に来つつあるのかなと。そんなときに町村合併ありきで走ったときに、本当にその町の将来を考えたときにそれでいいのかどうか。私はその点については疑問を感じております。

そういうことで、私は来期になるならば、里山構想ということで、水をテーマに、私の今までの行政のまちおこしの考えというのは、共通項を探そうということに来てしているわけです。お互いに町を愛し、そしてその中で何をやったならば一番町民の力が結集できるのかなと。

そう考えたときに、私は1つのテーマとして、共通項として水ということがあるんじゃないかなと。その水を守る施策を私はこれからは——地味であってもやっていくべきじゃないかなというのは基本的には持っています。

しかし、それがすぐそのスケールが——スケールというより時間がかかるわけですから、案としてどういうことを考えているかということと言われましたから、里山構想ということ、これが本当に着実に進むことができたならば、子孫に対して、そしてすばらしい南伊豆の環境を取り戻すこと、その足掛かりをつけるならば、町長としてもいいんじゃないかなと、そういうことを考えております。

議長（篠田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 先ほどから前の議員も言っているわけですがけれども、質問に対してまともな回答になっていないという部分があるんです。私が聞いたのは、例えば政治というのは何かということ考えたときに、政治というのは経済がそこにあるわけです、経済が。財政があるわけです。お金がないところで政治なんてやる必要はないんです。政治はできません、お金がなければ。何で皆さんから税金を集めるんですか。その集めた税金をみんなのために共同で、みんなが住みよくなるために使うというのが政治なんです。だから、まずそのところ財源問題をまず言っていたきたい。里山構想はいいですよ。そして自然もいいですよ。守らなくちゃいけないです、絶対に。そういうものを守ったときに、南伊豆町の例えば社会福祉が非常に悪くなっていたと。そういう状況になるんじゃないかなと。だから、リーダーとしてははっきりした態度を示していただかないとついていけないんじゃないかと。そういう話なんです。

先ほど私が質問したことに対して、「来期も私はやります」というお話が出たわけですがけれども、そこまで聞いたわけではなくて、こういう総務省のおどかしがあると。そしてこのおどかしに対して——おどかしと言っていいと思います。早く言えば、こういうことに対して市町村が「冗談じゃないよ、こんなこと言っておまえふざけるなよ、地方自治どう思っているんだ。地方分権、地方分権と言いながらどう思っているんだ。冗談じゃないよ、我々は我々でやっているよ」と言うだけの決意を示していただくのか、それとももうしようがないんじゃないかと。自主財源が30何%だと。そして今から産業を興そう、何を興そうといったって、南伊豆町で考えられる産業というのは非常に厳しい。全然ゼロとは言わないですよ。可能性を探さなければいけない、みんなです。みんなです。みんなで考えて、まちおこしをしていくためには——ただまちおこしという言葉の中にそれを埋め込んでしまうと非常に危険なんです。

例えば 100%の自主財源をつくり出そうなんていう覚悟だったら、非常に時の首長、そして行政体の人たち、職員の人たちは相当の覚悟でそのことにかかっていかなくちゃいけない。そういうことはなかなかできない。3,200ある市町村の中で、そういうことができている市町村が幾つあるんですか、現実的に。そういうことをよく考えて、町民が路頭に迷わない方向性というものを考えるのが町長の務めである、こういうふうに先ほどから言っているんですけども、そのことに対する答弁が非常にあいまいであったと。そして、でき得るなら首長会あたりで、「借金の多い下田市とは合併したくない」などというような不用意な言葉というのは、吐かないようにしていただきたいと思う。

少なくとも南伊豆町が小さな合併でも合併しなくちゃならない状況になったときは、7市町村が無理であるなら、下田市とでも合併しないと、私は財政的に南伊豆町はやっていくだけの能力があると思っていません。町長が思っているなら、それはそれで結構です。それは将来の問題として出てくるでしょう、財政的にやれるかやれないかという問題は。

ただ、そういうことを考えたときに、余り不用意な言葉を吐くというのは考えものだなと、このように苦言を呈してきょうの質問を終わります。

議長（簾田国広君） 梅本和雄君の質問を終わります。

鈴木久香君

議長（簾田国広君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可いたします。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

1番（鈴木久香君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

ただいまの同僚議員の質問でお答えがちょっと出ましたけれども、町長の政治姿勢について伺いたいと思います。

平成11年、あなたは町長に立候補するときに、「原点に戻る南伊豆町」を政治公約とし、「住民参加の町政、農林業、漁業と観光を結びつけた地域の活性化を考え、和を大切にする公平、公正な町政を目指す」と訴え、町民の皆様の強い後押しにより南伊豆町長となりました。

公約どおり、住民参加を基本とする地区懇談会を開くことにより、町民と行政が身近になり、意見、要望、苦情がその場で気軽に話すことができるようになり、町長はより身近な存在となり、「大変頼もしい」との声が多く聞かれるようになりました。

また、農林業、漁業、観光振興についても、助役、収入役、各担当と協力し合い、国・県

等の資金を駆使し、積極的に対応しておられるそうです。また、前町長からの難題、懸案でありました最終処分場問題についても、みずから乗り出し、満身創痍努力している姿が見えます。

このように、町行政が非常に多忙で困難な状況のもとにあります。首長である町長の任期が来年2月と迫ってまいりました。このような町長の政治成果が出てきている中、ぜひ引き続き町政を担当して、町民の負託にこたえていただきたいと思います。

各事業ごとでもいいですから、町長の所見とご意思を伺いたいと思います。

議長（篠田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 大変褒め言葉、いっぱいいただきましてありがとうございます。

私も「原点に戻る南伊豆町」ということで、それなりに努力してきたつもりです。そして、やった仕事、またこれからの仕事等々あるわけです。大きな問題として、今鈴木議員が言われましたように、一般廃棄物最終処分場建設、これは平成9年に前任者が加納地区を書面上で断念しているわけです。それを踏まえた中で、本当に苦労したわけですがけれども、青野地区の承諾をいただき、ともかく平成17年3月まではいいよと。それを踏まえた中で、現在の隣接地に——当然議員の皆様方の協力をお願いしたいわけですがけれども、被覆型の最終処分場を新築したいなど。そして、それについては質問がありましたとおり、エコセメント化の原料としてやるならば、循環型社会の構築に役立つんじゃないかな、そういうことを考えまして、まだやり残した仕事として最終処分場等があります。

それから、厚生省伊豆薬用植物栽培試験場についてでございますけれども、ことし3月31日をもって廃場となり、現在財務省の管轄になっております。町の活性化、また下賀茂地区の活性化に重要な土地と位置づけ、南伊豆町ふるさとづくり推進委員会にお願いし、今後の利用計画等を検討しているわけでございます。

それから、南伊豆町について、石廊崎、そして下賀茂、そして伊浜地区ということの核があるということを言っているわけですがけれども、石廊崎周辺活性化検討会というものを行政センターを中心に立ち上げております。それについて、今成果とするならば、参観灯台を実現したいなどということで、今南推協を中心に今働きかけております。

それから、遊歩道平山コースの整備、そしてできることならば、将来的にはつり橋等々を考えたいわけですがけれども、この事業もこれからの事業として位置づけております。

それから、天神原のツツジですがけれども、6町6反の、すばらしい原生のツツジがあった

わけですが、それを観光に資源にできないのかなということ踏まえた中で、まだやれる仕事はたくさん残っているわけです。そして手がけた仕事も。

そして、水道事業等については、石綿管があと8キロ、そして下水道工事もようやく手石に入り、妻良の漁業集落等もこれから入るとい難問が山積しているわけです。

そういうことを踏まえた中で、私は「原点に戻る南伊豆町」と、住民参加の行政、ともかく同じ目線でこれからは町民と話し合っていかなければ、町民は納得できない時代にあると。共同参画社会ということをやっていますけれども、住民と行政が一体となって、その責任と役割を自覚し、お互いに補完し合う時代だよと、そういうのが大きな国の流れになっておろうかと思えます。

そういうことを踏まえた中で、私も協働参画社会ということをやぜひ私の手で示し、そして行政、町民と、お互いに同じ目線の行政をするべき時が来ていると認識していますので、来期については、皆様方のご協力のもとやらせていただきたいと考えております。ひとつよろしく願いいたします。

議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

1番（鈴木久香君） ぜひ2期目に向けて、町民のため、南伊豆のために頑張ってください。

ここに、6期24年間町長を務められた名町長の郷田さんの宮崎県綾町の信念ある実行を紹介いたします。

当時、町民は事あるごとに、「暮らしが大変だ。何とか工場等を誘致できないものか。もうやっっていけない。町を捨てる」と役場に泣きを入れたそうです。そんなときに、営林署から国・県の補助金が出るから、照葉樹林を伐採しないかとの話がありました。当然町民の心は動きました。しかし、郷田さんは、この町を見守ってきたあの山も、その中を流れる綾川も絶対守らなければならないと猛反対しました。しかし、町議会が、目先の貧困から抜け出すのが第一ですから、町長の方針に食ってかかってきました。町長は説を曲げず町民の説得にかかりました。なぜ本当の自然を残さなければならないだろう、粘り強く町民に説き続けました。その後、照葉樹林を守り抜いた結果、綾町は日本の自然百選や名水百選に選ばれるようなすばらしい町になりました。また、1戸1品運動で生産活動を奨励したり、若い芸術家を集めて伝統工芸の里にしたり、残した大切な原生林の照葉樹林の山に世界一の歩道つり橋や木造の山城などをつくって、自然いっぱいの観光地にしました。心身いやされる場として、年間約200万人の観光客が訪れるそうです。私も何回か行ってきました。とてもすばらしいところです。

それもこれも郷田町長が守り抜いた西日本一の照葉樹林があるからだと思いますが、リーダーはこうあるべきだと思います。町民と一緒に「大変だ、大変だ」と言っているだけでは町長は務まりません。また、町の行き先が暗くなる一方だと町長が意気消沈していたら、町はどんどん衰退してしまいます。何とかするんだ、何とかするんだという思い、その中で本当に将来を大局的に考え、善悪の判断をし、そういった意欲と実行力が上に立つ者には求められます。ぜひこのようなリーダーを目標にし、2選に向け、これからも町民のため、町のために精いっぱい努力していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（簾田国広君） 鈴木久香君の質問を終わります。

10分間休憩をとります。

（午後 2時01分）

議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時12分）

報第3号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

報第3号 南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律案が平成14年5月30日に衆議院を通過、6月26日に参議院本会議で可決成立し、7月3日に法律第80号として公布されました。8月1日に施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものであり、8月1日に専決処分させていただきましたので、ご承認をお願いする所存であります。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させます。

議長（簾田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、内容を説明させていただきます。

今回の税制改正の趣旨は、法人税における連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する法人住民税について、従前どおり単体法人を納税単位とするための規定の整備を行う。

それから2といたしまして、地方税において引用する法人税法の条項ずれへの対応等、所要の規定の整備を行うことが主なものです。

続いて、お手元に配付しました説明資料により、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要を説明させていただきます。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、専決処分の概要説明。

法人税における連結納税制度の創設に伴い、地方税法の一部を改正する法律が可決成立し、8月1日法律第80号が公布されたことにより、連結納税の承認を受けた法人に課する法人町民税について、単体法人を納税単位とするための規定の整備等が行われたことにより、町税賦課徴収条例の一部改正、条文整備をするものです。

改正内容といたしまして、連結申告法人に係る法人税割の課税標準を個別帰属法人税額とすること。これは法 292条関係でございます。

といたしまして、連結法人は当該法人が課される法人税割については申告納付（中間申告納付、確定申告納付）を行うこと。これは法第 321条の8関係でございます。

といたしまして、法人税割の課税標準となる法人税額または個別帰属法人税額の算定に当たり、控除対象個別帰属調整額または控除対象個別帰属税額の控除ができること。これは法 321条の、やはり同じく8関係でございます。

といたしまして、連結子法人は当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人または連結完全支配関係があった連結親法人が、法人税の額について国の税務官署の更生を受けたことに伴い、当該連結子法人の法人税割額の課税標準となる個別帰属法人税額または法人税割額が過大となる場合には、国の税務官署が当該更生の通知をした日から二月以内に町長に対し更正の請求をすることができること。これにつきましては、法 321条の8の2の関係でございます。

といたしまして、町長は法人税に関する法律の規定によって申告し、修正申告し、更正され、または決定された連結法人税額に係る確定個別帰属法人税額に基づき、連結申告法人に係る法人税割の課税標準または法人税割額を更正または決定すること。これにつきましては

は、法 321条の11関係でございます。

といたしまして、町長が法人の町民税の賦課徴収について、国に対して連結子法人が国に提出した個別帰属額等を記載した書類等を閲覧し、または記録することを請求した場合において、国は関係書類を町長またはその指定する吏員に閲覧させ、または記録させることができる。これにつきましては、法 325条関係でございます。

といたしまして、法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額について、連結賦課税相当分を軽減する等、所要の措置が講じられる。これにつきましては、法附則の 8 条関係でございます。

最後になりますけれども、連結納税制度とは、いわゆる企業グループ内（親会社とその 100 %子会社）の各法人の所得と決算を通算して法人税を課税する仕組みでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第 3 号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、報第 3 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

発議第 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 発議第 6 号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定につい

てを議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提案議員で、賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

5番（藤田喜代治君） 発議第6号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定についての提案理由を申し上げます。

議員派遣の法制化を含む地方自治法の一部を改正する法律案が、平成14年3月28日に衆議院本会議で可決、30日に公布され、4月1日から施行されることとなりました。

この改正の議員派遣は、議長の出張と委員会派遣以外に、議員を派遣する場合について法整備がなされたものであります。これを受けて、南伊豆町議会会議規則を改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、第15章を第16章とし、第15章に議員派遣の第119条を追加するものであります。その手続規定として、「法第100条第12項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する」と規定したものであります。ただ、閉会中において緊急に議員を派遣する必要性が生じた場合は、ただし書きで、「緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる」と規定しました。

また、第2項では、派遣の内容を明確にするために、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、時間、その他必要な事項を明らかにしなければならないと規定されております。

なお、議員派遣の運用につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣の取り扱いに関し必要な事項を定め運用していくものであります。

よろしく願いをいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議第41号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第41号 平成14年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第41号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成14年度南伊豆町一般会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算額 8,610万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億 275万 7,000円とするものです。

補正の主なものは、人事異動に伴う人件費更正や賀茂地区合併推進検討に係る経費、臨時保育士、調理員に係る経費、ダイオキシン抑制対策に係る経費、急傾斜地崩壊危険区域指定のための経費及び台風6号による公共土木施設災害復旧に係る経費等を計上させていただきました。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） それでは、内容説明をさせていただきます。

今回の補正は、人件費の更正の件目が非常に多くありまして、人件費の項目については、補正額を朗読して説明にかえさせていただきます。

13ページをお開きください。

歳出、1款議会費、議会事務、補正前の額 7,632万 6,000円、補正額 109万 2,000円の減、計で 7,523万 4,000円です。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、一般管理事務、501万 9,000円を補正増をし、2億 6,590万 4,000円とするものでありまして、この中で職員手当の中の退職手当組合負担金 279万 9,000円につきましては、前年度退職者の特別負担金の増でございます。それから旅費につきましては、市町村振興協会よりの助成金を受けまして、海外研修に1名を派遣するものであります。委託料につきまして 315万円、法規集CD-ROM版作成委託料となっておりますが、町例規集をデジタル化し、パソコン内に取り込むためのものがございます。

なお、持ち歩き用にはA4の写し等の加除を考えております。

次に、財産管理事務でございますが、補正額は34万、計で 1,439万 5,000円です。これにつきましては、町有財産台帳整備測量委託料でございます。

企画調整事務 524万 9,000円の補正増で、中身につきましては、合併推進検討室の職員の経費、あるいは運営に係る経費でございます。これは職員手当につきましては、8月より職員が1名、合併推進検討室に行っております。その時間外を見込んでおります。需用費につきましては、合併地区の説明会のための消耗品を見込んでおります。自動車借上料につきましては、合併講演会等のバス借上料1台を見込んでおります。備品購入費につきましては、コンピュータウィルス対策のソフト料であります。負担金補助及び交付金につきましては 300万 1,000円で、賀茂地区合併検討委員会負担金でございます。これは7市町村で均等割4割、人口割6割で案分して、南伊豆町の場合 300万 1,000円となっております。

それから、次をめくっていただきたいと思っております。

税総務事務でございますが、253万 2,000円の補正減で、7,554万 6,000円とするものがございます。人件費が主なものです。

賦課徴収事務につきましては、18万 2,000円補正増をさせていただくものです。これは平成15年度の評価がえの委託料でございます。

それから、戸籍住民基本台帳事務でございますが、267万 9,000円の減で、4,397万円にさせていただきたいものでございます。

選挙管理委員会事務でございますが、59万 3,000円減をさせていただいて、718万 7,000円とするものでございます。

次をおめぐりください。

3款民生費です。社会福祉総務事務ですが、1,109万 4,000円を減しまして、5,359万 8,000円とするものでございます。人件費が主なものです。

国民年金事務ですが、640万 7,000円を減いたしまして、989万 5,000円とするものであります。この一般職給につきましては、今まで国民年金事務は2人の人件費を見ておりましたが、1人の人件費としたものでございます。

老人福祉事業 341万円を補正増するものでありまして、需用費の36万 8,000円はガス漏れセンサー——これはひとり暮らし等の老人に対するガス漏れセンサーの修繕35台分でございます。委託料 304万 2,000円につきましては、在宅高齢者等の食事サービス事業委託料でございます。今現在は食事サービスは賀茂老が週2回、それからみなとの園が週5回実施しております。これをみなとの園で実施している2コース分を3コース分にして対象人員をふやすものでございます。

なお、これにつきましては4分の3の補助が、需用費、委託料ともございます。

国民健康保険事務ですが、292万 6,000円を補正増し、1,775万 6,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

社会福祉センター管理運営事務ですが、21万円を補正増させていただきたいものでございます。これは社会福祉センターの事務室のエアコン1台を購入したいものでございます。

児童福祉総務事務39万 6,000円を補正減し、719万 5,000円としたいものでございます。

児童福祉施設運営事務 705万円を補正増したいものでありまして、この中で賃金の1,069万円は臨時保育士賃金12人と臨時調理員賃金2人、合わせて1,069万円となっております。これは4月1日の保育所の入所児童の構成が決定し、引き続き臨時保育士、臨時調理員が必要となったためでございます。

差田保育所運営事務につきましては、33万 9,000円の増でございます。これは施設修繕の

フェンス、保育用品ほかでございます。

手石保育所運営事務33万 3,000円を補正増し、 1,548万 6,000円とするものでございます。

南崎保育所運営事務26万 7,000円を補正増し、 390万円とするものでございます。

児童手当費の子育て支援事務23万 5,000円を補正増し、 3,159万 6,000円とするものでございます。

22ページをお願いします。

4款衛生費、保健衛生総務事務 198万 1,000円を補正増し、 4,043万 8,000円といたすものでございます。

へき地診療対策事務 7万 4,000円を補正増し、 859万 3,000円としたいものでございます。

老人保健ヘルス事業37万円を補正増し、 3,942万 7,000円としたいものでございます。これは臨時看護師賃金でございます。

老人保健医療事業でございますが、 1,018万 9,000円を補正増し、 1,413万円としたいものですが、先ほど人件費につきまして、国民年金の人件費を1人減らした分が、こちらの方で新たに一般職1人分の人件費を、老人保健医療の事務も1人かかっているために、こちらに移しました。

次をお願いします。

伊豆斎場組合負担金 118万 5,000円、この負担金につきましては、伊豆斎場組合の負担金が、伊豆斎場組合で正規職員が退職し、臨時職員で対応することになったため補正減をさせていただきますものでございます。

清掃総務事務につきましては 198万円。これは時間外手当でございますが、1炉運転のために時間外運転が必要になるということで計上させていただきました。

焼却施設維持事業につきましては、 1,759万 4,000円を補正増させていただきたいものでございます。この内容の需用費 1,715万円ですが、燃料費、これはダイオキシン抑制対策、ある程度1期工事も完成した中で、800度以上の温度に保つためバーナーを増したりいたしまして、焼却炉の灯油を 200万 6,000円補正増させていただきたいものです。光熱水費につきましてもダイオキシンの関係でございまして、動力の増や工場棟の電気料がピーク時の単価で算出したすために、 470万 2,000円の補正増をさせていただきたいものです。医薬材料費につきましても、これもダイオキシンの関係でございまして、薬剤、消石灰、それから反応助剤、それからキレート剤が必要になりましたものですから、 1,044万 2,000円。反応助剤というのはバグフィルターを守るための反応薬品をやるということでございます。キレー

ト剤というのは、飛灰を固定するためのものだそうです。それから役務費につきましては、計器検査両料がトラックスケール定期検査料でございます。委託料につきましてはダイオキシン類の測定業務委託で、焼却灰とばいじんの測定をはかるものでございます。

最終処分場維持事業46万 5,000円を補正増、中身につきましては、水質検査委託料で、青野最終処分場のダイオキシン、それから生活関連43項目についてを検査したいものでございます。

5 款の農林水産業費でございます。農業総務事務 234万 5,000円を補正減いたしまして、5,621 万 2,000円とするものでありまして、負担金補助及び交付金につきましては、これは市町村対抗駅伝物産展負担金でございますが、南伊豆町漁協が参加することになっております。

農業振興事業につきましては11万円を補正増させていただきまして、1,525万円とするものですが、機器備品は最新式のスチール製のイノシシ捕獲機 1 台購入したいものでございます。

農山村総合施設管理事務につきましては39万円の補正増で、これは一町田グラウンドのスチール製門扉の修繕を 3 基行いたいというものでございます。

次をお願いします。

松くい虫防除事業でございますが、395万 4,000円の補正増で、町単の松くい虫予防剤注入委託料でございます。グリーンガードの注入費でございます。これは3年に1度やっているものでございます。

水産業振興事業ですが、1万円を補正増しまして、968万 1,000円としたいものでございます。

漁港建設事業につきましては、300万円補正増いたしまして 7,223万 2,000円、これは下流漁港調査業務委託料でございます。15年度に要望し、16年度から事業を予定したいための委託料でございます。

漁港施設維持事業でございますが、37万 8,000円。これにつきましては、漁港協会の負担金が確定したためのものでございます。

6 款の商工費、次のページでございます。

商工総務事務につきましては、305万 8,000円の補正減をさせていただきまして、4,907万 8,000円としたいものでございます。

観光振興事業につきましては、603万 2,000円を補正増をさせていただきたいものでござ

います。修繕料につきまして48万 1,000円、中身的には、石廊崎の歩道の手すり修繕25万円、下賀茂温泉公園の看板の修繕23万 1,000円。委託料につきましては、山ツツジ群生地整備事業委託料でございます。天神原の群生地、伊浜の区有地約 7.7ヘクタールを伐採整備するものでございます。それから負担金補助及び交付金につきましては、みなみの桜と菜の花まつりにぎわい交流事業補助金でございます。これは第5回のみなみの桜と菜の花まつりが、本年は24万 4,000円でしたが、新たに多くの観光客の入り込みを見込みたいものでございます。

なお、県からの補助金は、昨年までは県の補助金があったんですが、補助金が本年からなくなっております。

環境美化推進事業でございますが、35万 6,000円補正増をしたいものです。内容につきましては、下賀茂温泉公園のフジ棚の手入れのための賃金、それから材料費をお願いするものでございます。

銀の湯会館運営事業 152万 4,000円補正増をしまして、共済費につきましては社会保険料でありまして、臨時職員分の社会保険料でございます。それから委託料につきましては、広告宣伝用のDVD制作委託料でございます。これは銀の湯会館の中で見る春夏秋冬のビデオを制作したいものでございます。使用料及び賃借料につきましては、銀の湯会館の案内の電光掲示板の賃貸が切れましてために、もう少し大きなものにしたいというためのものでございます。

次、お願いします。

土木総務事務ですが、199万 5,000円減をしたいものでございます。これは一般職給でございまして、災害復旧費で支弁人件をしたいものでございます。

道路維持事業については、250万円を補正増をさせていただきたいものでございます。これは要望が非常に多く、生コン 150立米を追加したいものでございます。

単独改良事業につきましては250万円の補正増で、耕地線の測量調査委託料、手石でございしますが、現在も非常に道路が悪い状態になっておる中を、拡幅改良あるいは下水道管の布設に合わせて拡幅改良を行うための測量調査委託料でございます。

橋梁維持事業 250万円につきましては、青野の町道石原田線の石原田2号橋のかけかえ工事でございます。

それから、急傾斜地崩壊防止事業の1,260万円の補正額につきましては、測量調査委託料でありまして、急傾斜地崩壊危険区域指定促進のために、県から3分の2の補助を受けて測量が行われたものでありまして、場所につきましては、石井の宮ノ上と大瀬高見山、大瀬前

浜ナンバー 2 を対象としております。

それから 9 款教育費でございますが、事務局事務を 94 万 1,000 円補正増しまして、5,866 万円にしたいものでございます。

小学校管理事務につきましては、170 万 1,000 円を補正増したいものでありまして、委託料の三浜小学校法面防災工事設計業務委託料につきましては、三浜小学校北側——裏側になりますが、法面の防災工事を行いたいための防災工事の設計業務委託でございます。工事請負費につきましては、竹麻小学校の補修工事が 195 万 7,000 円、これにつきましては、給食室のガス給湯器の交換であるとか、校舎階段床シートの張りかえであるとかでございます。それから南崎小学校は 100 万 8,000 円でございますが、給食室のガス配管布設がえ、プロアーの交換 2 台でございます。南中小学校補修工事 40 万円ですが、これは可動式黒板に取りかえるための工事を行いたいための工事でございます。三浜小学校仮設校舎建設工事、これにつきましては、フェンスの取りかえであるとか、電話セコムの移設工事でございます。

竹麻小学校管理事務ですが、4 万 3,000 円を補正増をさせてもらいたいものでございます。

南上小学校管理事務ですが、20 万 8,000 円補正増をさせていただきたいものでありまして、これは給食室の流しの配管補修でございます。

三浜小学校管理事務ですが 38 万 7,000 円。これにつきましては、需用費を 38 万 7,000 円補正増をしたいものでございます。

小学校教育振興事務 9 万 1,000 円を補正したいものでございます。これは転入児童が準要保護となったためでございます。

三浜小学校教育振興事務 4,000 円補正させてもらいたいものでございます。

中学校管理事務ですが、176 万 8,000 円を補正増させていただきたいものでございまして、2 年に 1 回の特殊建物の検査料 2 校分でございます。それから工事請負費につきましては、東中学校補修工事が 41 万 2,000 円でありまして、体育館の照明 5 基の取りかえと南伊豆中学校の補修については 120 万 5,000 円で、体育館のカーテンの取りかえ工事をしたいものでございます。

南伊豆東中学校管理事務につきましては、7 万 2,000 円を補正増をしたいものでございます。

南伊豆中学校管理事務 40 万 6,000 円については、施設修繕料が 25 万円でございます。それから施設備品につきましては、冷凍冷蔵庫でございます。今言った施設修繕料については、プロパン保管庫とか理科作業台、あるいは校長室のエアコン等でございます。

幼稚園事務につきましては、687万2,000円補正増をさせていただきたいものでございます。3歳児教育のための教諭が1人増になっております。その関係で人件費がふえております。

南伊豆幼稚園事務57万1,000円。その機器備品については、パソコン2台を購入したいものでございます。

社会教育総務費4万2,000円を補正減しまして2,556万2,000円としたいものでございます。

公民館管理事務88万1,000円を補正増をして1,138万5,000円としたいもので、2年に1回の特殊建物検査料、それから公民館の漏水補修工事、これは給水管の漏水でございます。

図書館管理運営事務41万2,000円につきましては、施設修繕料、これはエアコン関係の修繕と三浜小のエアコンをここへ移設するためのものでございます。

星空観察推進事業34万9,000円を補正増したいもので、立岩観望台の水中ポンプの改修工事でございます。

武道館管理運営事務につきましては、10万7,000円を補正増させていただく。内容は、ルームランナーの故障が1台ありますが、それを補修したいものでございます。

道路河川等災害復旧事業でございますが、1,065万円を補正増し、2,247万円とするものでございます。工事請負費830万5,000円については、現年災工事でございます。町道が2件、河川が4件でございます。これは7月10日の台風6号災で、補助対象事業費は1,880万円になりますが、当初予算との差額を計上させていただきました。

7ページをお願いいたします。

歳入ですが、12款使用料及び手数料です。商工使用料152万4,000円を補正増し、6,490万8,000円とするものでございます。銀の湯会館の使用料でございます。

13款国庫支出金、災害復旧費国庫負担金587万6,000円を補正増し、1,396万6,000円とするものです。7月10日の台風6号災6件分でございます。1,881万円掛ける3分の2で1,254万6,000円となりますが、667万円予算がありますので、その差額を補正させていただきました。

県支出金、民生費県補助金165万6,000円を補正増させてもらいたいものでございまして、ひとり暮らし老人緊急通報システム事業補助金、これが先ほど申し上げましたガス漏れセンサー35台分でございます。4分の3の補助でございます。在宅高齢者給食サービス事業費補助金で、みなとの園の対象者がふえたよということで、184万円の補助対象に対しまして4

分の3の補助で138万1,000円ということでございます。

商工費県補助金340万1,000円、これにつきましては緊急地域雇用特別対策事業補助金で、天神原の山つつじ群生地の補助金でございます。

土木費県補助金840万円、これは急傾斜地崩壊危険区域指定促進事業補助金で3分の2の補助が出ております。

教育費県補助金11万9,000円、子育て学習事業費補助金。就学前の児童父母の子育て教育のためのものがございます。

委託金、権限移譲事務委託金65万9,000円。権限移譲事務交付金の県の決定によりまして更正増をさせていただくものがございます。

次のページをお願いいたします。

繰越金ですが、5,860万7,000円補正増をし、2億6,283万円とするものございまして、13年度の繰越金については2億9,298万5,000円を予定し、当初で1億8,000万、1号補正予算で2,867万6,000円、今回5,860万7,000円を財源としましたために、繰越金の残は3,270万程度残っております。

次のページをお願いします。

雑入289万1,000円、健康診査徴収金16万円。これは肝炎ウイルスが新しくできたために、検診の徴収金でございます。雑入273万1,000円、在宅高齢者等食事サービス利用料72万円。これは先ほど申し上げました食事サービスの個人負担金でございまして、1人当たり300円、みなとの園でふえた方の分でございます。市町村職員海外研修助成金、これは市町村振興協会より海外研修の助成のためのものです。公文書公開負担金、10月1日から情報公開が始まるわけですが、写しの公開を受ける者はその経費を負担するというようになっておりますものですから、1,000円の科目存置をさせていただきました。賀茂地区合併検討事業負担金、これにつきましては、賀茂地区合併検討委員会より職員の通勤費、それから時間外、町が一応立てかえましてここで雑入でその立てかえた分を受けるという形になります。

過年度収入297万4,000円、これは南伊豆総合計算センター負担金を13年度の精算として281万3,000円を受けのものです。南伊豆地区広域市町村圏協議会負担金過年度収入、これも13年度分の精算分を16万1,000円受けのものです。

6ページをお開きください。

補正前の額が52億1,665万円、補正額が8,610万7,000円、計で53億275万7,000円。補正額の財源内訳でございますが、国・県支出金が2,011万1,000円、その他——これは雑入

とか使用料ですが 441万 5,000円、一般財源、これは繰越金と過年度収入を受けて 6,158万 1,000 円となります。

以上で内容説明を終わります。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 19ページの高齢者食事サービス事業委託料ですが、詳細、分量ですね、これについて。

その次は、29ページの観光振興事業で、山ツツジの群生地整備事業委託料ですが、周辺の関連整備に関して、それ以上にこの予定があるのか。維持管理に関して、あるいは活用に関してはどのように考えているのかについて。

もう一つは36ページです。立岩観望台の水中ポンプの改修ということですが、立岩の観望台の活用の状況ですね。

以上、それぞれお答えしていただきます。

議長（簾田国広君） 福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） 配食サービスですけれども、今40食弱を2コースに分けてやっております。これについては保健所の指導で、調理してから2時間以内に配達をしなければならないということで、今2コースは本当に三十七、八食が目いっぱいです。ですから、例えば入間地区あたりに行きたいという要望があっても、入れないのが実態だと思います

そういうふうな関係で、あと10食ふやすことによって3コースにすることによって、その辺が補えるのではないかということから、今回補正増、10食分増をして、3コースに分けてやるというような計画であります。

議長（簾田国広君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） 山ツツジ群生地の整備費の関係なんですけど、今回補正に上げさせていただいたのは、天神原区の管理地にあります 7.7ヘクタールの雑木を整備するというので、今後のことにつきましては松崎町と企画サイドで雲見の方と天神原の方と連携を持って現地化というか、そういうふうに持っていこうということで、各分野ごとに計画を出して、観光が把握できることは、観光の方でやっていくという形で今後進めていきたいと思っております。これは松崎町の方とは話はついております。

それから、管理関係でございますけれども、今回は50人程度を目標にボランティアを集め

て草刈りを22日にやるつもりでありますけれども、今後も管理として課題としてこれから考えていくつもりであります。

以上です。

議長（簾田国広君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（楠 千代吉君） それでは、36ページの立岩観望台につきまして、その観望台の利用状況ということですが、最近の観望台の利用につきましては、会長がメインですが、実は自分の勤めている横浜臨海を使ってやっているものですから、余り立岩観望台は使っておらないんですけれども、例えば昨年につきましては、静岡市の不登校児が40名ぐらい来まして、立岩観望台を使っているようです。ことしもそういうことで使いたいということで要望がありましたものですから、また打ち合わせが10月3日ぐらいでしょうか、また来るということですので、その辺で使いたいと思います。

ただ、あそこにはトイレがあったり、キャンプ場があったりしますので、実際に観望台のポンプが、ポンプというか電気系統の故障らしいですけれども、その辺でどうしても町の方で直させていただきたいと思います。

以上です。

議長（簾田国広君） 大野良司君。

14番（大野良司君） 先ほど提案説明でも内容説明でもありましたけれども、今回の補正につきましては、人件費が主なものであります。確かにそうでありまして、しかしながら、39ページでちょっと聞きたいのですが、一般職の総括表があるんですけれども、補正後が149名ということで1名減になっています。それで、給料でみればわかるのですが、1,484万7,000円減額になっていますね。これ町長の報酬より高いんですけれども、1名減じてこういうふうになる計算方式というのはどういうことでしょうか。ちょっとその辺だけ説明していただけますか。

議長（簾田国広君） 総務課長。

総務課長（小島徳三君） お答えします。

当初予算のときに、課の再編等もある程度は考慮したんですが、全部はつかみ切れなかったと。それで、今回追加部分はしんしゃくしてございません。それは12月にまたお願いするとして、これは1人減になりまして、現在167名なんですけど、これは166名になっているのですが、当初予算の見込みの中で、実際に加除して結果としてこういう現在のところの見込みが出たよということでご理解いただきたいと思います。

議長（簾田国広君） 石井福光君。

9番（石井福光君） 2点ばかり、ちょっと説明をお願いしたいんですが、9ページの5目商工費県補助金の中で、緊急地域雇用特別対策事業 340万あるわけですが、これは説明ですと、天神原の伐採にかかった費用でこれの人件費ではないかと思うんですが、何名雇用したのか、ちょっと1点お聞きしたい。

それと次に、24ページの焼却施設維持事業の中で、需用費として燃料費、光熱費、医薬材料費が1,700万あるわけですが、これは例のダイオキシン除去の機械に係るものですね。ダイオキシンを今やっているうちの中の一つですね。それが当初燃料費200万、光熱費が470万ですね。医薬材料費が1,000万かかったというのは、当初にこういうものがわからなかったのか。当初予算の中でわからなかったのか。何かこれをつくる前に、設計の段階において果たして設計図というものがなかったのだと。それについて、これは特殊なものだから、当然機械については町の負担はないんだけどもという説明があったような記憶がするんですが、これは機械の実際の設備ではなくて、それに附属したものです。これはやはり当然当初に医薬材料費が1,000万もかかるということで補正された、この辺ちょっと疑問に思うんですが、この2点についてちょっとご説明をお願いしたいと思います。

議長（簾田国広君） 商工観光課長。

商工観光課長（飯泉 誠君） 9ページの緊急雇用対策事業の補助金の関係ですけれども、これはこれから事業を実施するものでありまして、7.7平米に対して240人工を見込んでおります。あとは諸経費あるいは燃料費等を含めまして340万1,000円という数字を上げてございます。

以上です。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 塵芥処理費の需用費であります。これはダイオキシン対策としまして、その結果、燃料、電気料、薬品費等がふえたことではあります。これが業者から承認願いに関する書類とかかなりの数の書類がきておりますが、よく見ますと、これだけふえるということはありませんけれども、メーカーの担当からそういう説明を受けていなかったもので、見落とししたものでございます。

議長（簾田国広君） ほかに。梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 今の石井議員の関連なんですけれども、需用費に関しては今後ずっと続くと思うんですけれども、前の状況のときにかかったより1,700万かかるという。そして

完全にでき上がったときにどれくらいになるのか。この辺のところをちょっと、差額とか、今後もずっとどれくらいかかるのかどうか。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 今度の補正後の額が毎年経常的に必要となります。その理由は燃料費であります。ダイオキシン対策で焼却炉の温度を 800度以上に保つためにバーナーを2基追加しました。それで、工事前は立ち上げのときだけバーナーをたいていたんですが、今度は立ち下げのときにもたかなければならないと。1日当たり2時間程度、時間がふえたということがあります。それから電力量ですが、これはダイオキシン対策で機器類がかなりふえています。そういった関係で契約電力料も上がりますし、月々の使用料も上がってきているという状況です。それから薬品費は消石灰もふえておりますけれども、そのほかに新しくばいじん処理の重金属を固定するものであるとか、バグフィルターの目詰まりを防止するための特殊反応剤とか、こういった新しい薬品を使わなければならないといった事情があります。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 今後大体1,700万円程度のものが毎年見込まれるのか、もっとふえるわけですか。

生活環境課長（鈴木 勇君） 補正後の額が毎年です。

4番（梅本和熙君） 1,700万円程度毎年必要になっていくという。需用費だけでいくと1,700万円くらいのものでしょうか。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 燃料費が約400万、それから電気料が1,400万、薬品費が1,170万円。

〔「総額は幾らですか」と言う人あり〕

生活環境課長（鈴木 勇君） 3,000万近く。

議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

4番（梅本和熙君） 3,000万はかかるのは仕方がないんでしょうけれども、改修前の焼却場の場合はどのくらいかかっていたんですか、需用費で。

議長（簾田国広君） 生活環境課長。

生活環境課長（鈴木 勇君） 昨年度の決算で、燃料費が105万6,000円です。それから電気料853万3,000円。薬品はわずか94万です。

議長（簾田国広君） ほかに。小澤東洋治君。

13番（小澤東洋治君） 農林水産課長にお伺いしますが、ここで聞くようなことではないかなとは思いますが、この際ちょっとお伺いしたいんですが、25ページの備品購入費でけもの対策で、最近式のものを購入するということですが、最近皆さんご承知のとおり大変な被害が出ているわけで、イノシシも単なる農作物を荒らすのではなくて、道路を壊す、傾斜を壊す、まるでブルドーザーがやったかというくらいの大がかりの破壊力を持っています。そういうわけで、大変な被害に遭っているわけですが、これは当局として備品購入をするということは、そういう意味で結構だと思います。ただ、それを買ってどういう配置にしていくのか。現在何個ぐらいやっているのか。これはけもの対策の一環だと思いますけれども、用途といたしますか、目的、現在どれくらい効果が出ているのか。やはり我々としては注目したいと思いますが、わかる範囲でいいですから答えていただきたい。

議長（簾田国広君） 農林水産課長。

農林水産課長（高野 馨君） 今、イノシシの被害につきましては、大変あちこちで農作物の被害がたくさん出ているわけで、ことしに入りまして有害駆除の防止柵等の申し込みが9件今までありました。それから駆除の関係ですが、猟銃によるやつが1件、それからわなが7件、おりが1件と。現在23頭の捕獲をしております。

この備品購入費の11万なんですが、これは実はテレビで栃木県の発明展覧会というんですか、そこでスナガさんという方がおりを——今農協にありますおりは片開きです。両開きで開いて、入っていくと閉じて、回転して徐々にいくものですから、数頭が捕獲できるということだものですから、ぜひこういう被害が多い中で試験的に——これから購入するものでありまして、まだ成果云々という話ではございません。ただ、今までの宣伝ビラには6頭入ったとか、4頭入ったという写真つきであれだったものですから、1台買って見て、これは猟友会かあるいは森林組合でおりの方を管理してもらってますけれども、そちらに管理をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（簾田国広君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第41号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決されました。

議第42号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第42号 平成14年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本案は、7月の本算定実施並びに健康保険法の一部改正に伴い、14年度に限り11カ月編成予算になったことにより、歳入では国庫支出金、繰越金、県支出金の増額と国民健康保険税、療養給付費交付金の減額補正であり、また歳出では総務費、老人保健拠出金、保健事業費、諸支出金増額と保険給付費、介護納付金の減額が主な内容であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,218万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億666万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、住民課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（簾田国広君） 住民課長。

住民課長（内山力男君） それでは、説明いたします。

ことし特にですが、保険税の本算定による決定ということと、もう1点は、先ほど町長の方から説明がございましたように、11カ月予算になった。その大きな理由は、実はこの7月末に健康保険法の一部改正があったということでございます。

その中、本年に限り11カ月予算、それはなぜかということ、老人保健あるいは介護保険におきまして、年度というか、月でいきますと、3月から2月というふうな診療月でやっているわけです。国保は4月から3月と。そんなことで5月に出納閉鎖といっても5月まで診療をやっているわけですが、2月診療月までということで11カ月予算になったということでございます。

そんな中、もう一つ、実は9月1日号でもお知らせしたわけでございますけれども、相当一部負担金が変わってきますよということで、国保に限りまして3歳児未満は2割、3歳児から69歳までは3割、70歳以上は2割または1割という、そういう世界になってきます。それで老人保健受給者証をいただいている方、昭和7年9月30日生まれの方が誕生月には70歳です。それ以降10月1日の方々は、国保会計の国保老人と。そして一部負担金は同じです。そういうことでございます。

そんな中、この10月以降、今いる方で計算してみますと、来年の1月、2月まで53人、そのまま国保へ残るよと。そういうスタイルになります。そこにおいて、なかなか医療費の推計も難しいところでございますが、ただいまより説明したいと思います。

まず12ページをお開きください。

歳出でございます。総務費において一般管理費、補正額が8万円ということで、旅費とか需用費、使用料でございます。

それから次に、賦課徴収費でございますけれども、財源内訳の変更でございます。

それから、2款の保険給付費の7060番、一般被保険者療養給付費ですけれども2,865万8,000円の減額をさせていただくということでございます。

さらに、同じように7070番、退職被保険者でございますけれども、2,514万2,000円の減額。

それから7080番でございますけれども、一般被保険者療養給付事務でございますが、50万の追加で、これは単純に言うとコルセットを貸すと、そういうものでございます。

次をめぐっていただきまして7090番ですが、これも同じようなことで80万円の追加。実は国外でけがとか病気をしたときまで、最近ですと療養給付対象になります。そういうレセプト等をちゃんと持ってくれば、7割とか8割還付できるという、それがこの療養費に関連し

ます。

それから、2項1目の7110番、一般高額療養費でございますが、100万円増額。

並びに7120番、これも100万円の増額ということでございます。

それから3款の老人保健拠出金、7150番になりますけれども、1,590万、4億1,699万8,000円、このお金が老人医療と深く関係するわけですが、将来においてはだんだん少なくなるのかなということでございますが、14年度分の拠出金が確定したということでございます。

それから、4款の介護納付金につきましても、675万9,000円の減額でございますけれども、これも14年度が確定したためによります。

それから、6款の保健事業費の7200番、保健衛生普及事務でございますが、賃金といたしまして3万3,000円。毎年保険証を10月1日に向けて発行するわけですが、そういう事務をお手伝いしてもらいたいということで計上させていただきました。

さらに、9款、18ページになるわけでございますけれども、諸支出金の7250番、906万4,000円、これは退職者分の社保基金へ償還するお金が確定したために906万4,000円を合計で906万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入について、7ページに戻ってみたいと思います。

歳入で第1款の国民健康保険税、全体でいきますと1億9,076万円の減額となります。この中で一般被保険者分といたしまして1億8,291万4,000円、退職被保険者で784万6,000円でございます。

次のページをお願いします。

国庫支出金で3・1・1の事務費負担金ですが19万4,000円。概算事務費がこれぐらいだろうということで計上させていただきました。

さらに、2項1目の財政調整交付金でございますが、当初658万4,000円でしたけれども、6,000万円の追加、前年度等の推計によってこれくらいいただけるということでございます。

それから、療養給付費交付金でございますけれども、これは社保基金からいただくお金なんです。先ほどの1カ月減分ということで1,270万2,000円の減額ということでございます。

それから、10ページになりますけれども繰越金、繰越金が補正額1億1,108万5,000円の中、療養給付費等交付金、これは社保基金へ返すというか、退職分の繰越金になります。その他の繰越金1億481万5,000円が一般分の繰越金でございます。

それから、11款の県支出金ですが、国民健康保険事業特別補助金ですが、これは当初とっておけばよかったんですが、科目存置ということで計上させていただきました。

それでは、6ページにちょっと戻ってもらいたいと思いますが、そんな中、歳出全体といたしまして3,218万2,000円の減額。内訳といたしまして、国庫支出金が6,019万5,000円、その他、これは療養費交付金になるわけですけれども、1,270万2,000円減額、一般財源が7,967万5,000円の減ということです。

以上です。よろしくお願いいいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第42号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決されました。

議第43号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第43号 平成14年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第43号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 1,640万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6,955万 5,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳出では平成13年度の保険給付費の確定に伴い、国・県への返還金及び社会保険支払基金から追加交付額が確定したため、271万 2,000円の償還金と1,366万円の基金積立金を追加するものです。歳入につきましては、前年度の繰越金が確定し、償還金等に充当するため、繰越金を274万 2,000円、基金積立金に充当するため、支払基金交付金を1,366万円それぞれ追加するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、よろしく審議のほどお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（土屋 敬君） 内容について説明いたします。

9ページをお開きください。

1款総務費、1項1目介護保険総務事務、補正前の額455万4,000円、補正額3万円、計458万4,000円。これにつきましては、国保連合会への委託料で、介護サービス費の委託料であります。

次のページをお開きください。

5款基金積立金、1項1目介護給付費支払準備基金、補正額1,366万円、計1,372万5,000円。25節の積立金で1,366万円です。これにつきましては、介護給付費支払準備基金の積立金であります。

6款諸支出金、2項1目償還金事務、補正額271万2,000円、計271万3,000円、23節償還金利子及び割引料271万2,000円。国・県負担金等の返還金であります。

7ページをお開きください。

歳入です。4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金1,366万円の補正額、2億3,243万8,000円の計です。これは支払基金の部分で、前年度の交付額が不足したために、今年度、過年度分として1,366万円受けるものであります。

次のページですけれども、9款繰越金、1項1目繰越金274万2,000円、計653万円であ

ります。前年度繰越金であります。

6ページをお開きください。

補正前の額6億7,915万3,000円、補正額1,640万2,000円、計6億9,555万5,000円。

財源内訳は一般財源の1,640万2,000円であります。

以上で説明を終わります。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第43号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第43号議案は原案のとおり可決されました。

議第44号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第44号 平成14年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第44号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益 241万 4,000円、水道事業費用を 120万円をおのおの増額し、資本的収支予算につきましては、収入を50万円増額し、支出を 4,500万円増額するものであります。

詳細は水道課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 水道課長。

水道課長（渡辺 正君） それでは、平成14年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

13ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出のうち収入であります。1款水道事業収益につきましては、合計で 312万 8,000円を増額いたします。内訳としまして、1項営業収益、2目受託工事収益、1節新設給水工事収益を 100万円増額します。これは受託新設給水工事収益で、2項営業外収益、3目消費税還付金、1節消費税還付金を 212万 8,000円を増額するものです。

続きまして、14ページをお開きください。

支出であります。1款水道事業費用につきましては、合計で 120万円を増額します。内訳としまして、1項営業費用、1目原水浄水送水排水給水費、11節委託料20万円で、これは水質検査であります。2目受託工事費、25節新設給水工事負担金 100万円で、これは給水装置新設工事請負金であります。

15ページに移りまして、資本的収入及び支出のうち収入であります。1款資本的収入につきましては、50万円を増額します。内訳としまして、4項給水負担金、1目給水負担金、1節給水負担金を50万円で、これは給水負担金であります。

続きまして、支出であります。

16ページをお開きください。

1款資本的支出につきましては、合計で 4,500万円を増額します。1項建設改良費、1目水道施設改良費、50節工事請負費 4,500万円でありまして、内訳としまして、石綿セメント管布設がえ工事に 2,000万円であります。工事予定区間としましては、加納ゲートボール場から走雲峡A線の入り口までの間、国道 136号に 100ミリのH I管を布設するものです。これと下水道工事に伴う配水管布設がえ工事に 2,500万円であります。平成14年度に下水道課が工事予定をしております町道谷戸向A線の手石配水池入り口より、旧浜中医院のところ

の三差路までの間、延長は 373メートルですか。この間に 200ミリのダクタイトル鑄鉄管を布設がえするものであります。予定区間には旧来より数多くの管が埋設されておりまして、切り回しに費用がかかるものでございます。

以上で内容説明を終わります。

すみません。1 ページにミスプリがあったもので訂正願いたいんですが、第 1 款水道事業収益という欄があると思うんですが、既決予定額 2 億 7,483 万 4,000 円の次に補正予定額「 2,414」になっていると思うんですが、「 3,128」に訂正してください。それで計が「 2 億 7,796 万 2,000 円」。それと、営業外収益「 1,118」ですか、これが隣に補正額「 1,414」というのを「 2,128」に直していただいて、計が「 2,532」というのを「 3,246」に訂正願います。まことに申しわけございませんでした。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第44号議案は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（簾田国広君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 大 野 良 司

署 名 議 員 渡 辺 守 男

平成14年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成14年9月9日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第46号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第47号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第48号 平成13年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第49号 平成13年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第50号 平成13年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第51号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第52号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第53号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第54号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第55号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第56号 平成13年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	土屋敬君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	高野馨君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	勝田悟君
会計課長	佐藤博君	教員会事務局長	楠千代吉君
水道課長	渡辺正君	行財政幹事	鈴木博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主事	勝田智史
------	------	----	------

開議宣告

議長（簾田国広君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（簾田国広君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

14番議員 大野良司君

15番議員 渡辺守男君

議第45号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第45号の提案理由を申し上げます。

平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額54億 4,681万 9,405円、歳出総額51億 5,383万 4,394円で、歳入歳出差引残金実質収支額は2億 9,298万 5,011円となりました。これを平成12年度決算と比較いたしますと、歳入におきましては4億 7,267万 4,434円、9.5%の増、同じく歳出につきましても4億 5,017万 735円、9.6%の増となりました。

平成13年度の予算執行に当たりましては、第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の着実な具体化に努めますとともに、その執行に際しましては、計画的かつ効率的な執行を心がけてまいりました。本決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして議会の

認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

なお、決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告につきましては、お手元へ配付いたしました決算審査意見書をもって報告にかえます。

以下、各会計についての監査委員の決算審査報告も同様とし、省略いたします。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） おはようございます。

よろしくをお願いいたします。

今日は、45号議案の平成13年度一般会計から始まりまして、国保特別会計、それから介護保険までの10特別会計ですか、それと水道事業会計の合計12議案の決算認定でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず1ページの一般会計からご説明いたします。

平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

まず款のみ予算現額、それから調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、それから予算現額と収入済額との比較の順に朗読させていただきます。それから、項につきましては収入済額のみ朗読させていただきます。

それでは1款町税、9億3,558万2,000円、11億4,559万5,084円、9億7,888万9,948円、これは前年度に対して3.5%の減でございます。固定資産税のみ、昨年よりは約2.8%の増ではあります。次、585万5,421円、これは時効によるところの欠損処分でございます。1億6,084万9,715円、4,330万7,948円。1項町民税2億9,917万6,409円、これは町税に占める割合としましては30.6%でございます。2項固定資産税5億4,287万4,300円、これは町税に占める割合としましては55.4%でございます。3項軽自動車税1,725万600円、4項町たばこ税6,671万3,299円、これは町税に占める割合としましては6.8%でございます。5項特別土地保有税2,078万8,900円、6項入湯税3,208万6,440円でございます。

歳入総額に対する町税の割合は、大体18%でございます。平成12年度、前年度は大体20.4%。

一方、各款の歳入総額に占める割合は、附属資料の主要施策の成果を説明する書類の4ペ

ージにございますので、参考にごらんいただきたいと思ひます

2 款地方譲与税 6,500万円、 7,183万 7,000円、 7,183万 7,000円、 0、 0、 683万 7,000 円。 1 項自動車重量譲与税 4,511万ちょうど、 2 項地方道路譲与税 2,672万 7,000円 ちょうどでございます。

3 款利子割交付金、 3,400万円、 3,618万 2,000円、 3,618万 2,000円、 0、 0、 218万 2,000 円でございます。 項も同様でございます。

4 款地方消費税交付金、 9,200万円、 9,631万 7,000円、 9,631万 7,000円、 0、 0、 431 万 7,000円でございます。 項につきましても同様でございます。

5 款ゴルフ場利用税交付金、 1,800万円、 1,904万 7,927円、 1,904万 7,927円、 0、 0、 104 万 7,927円でございます。 項につきましても同様でございます。

6 款特別地方消費税交付金、 1,000円、 10万 6,000円、 10万 6,000円、 0、 0、 10万 5,000 円。 項についても同じでございます。

7 款自動車取得税交付金、 5,200万円、 5,542万 8,000円、 5,542万 8,000円、 0、 0、 342 万 8,000円。 項についても同様でございます。

8 款地方特例交付金、これは平成11年度より交付されている特別減税による交付金でございます。 2,569万 3,000円、 2,569万 3,000円、 2,569万 3,000円、 0、 0、 0 でございます。 項も同様でございます。

9 款地方交付税、 21億 7,843万 6,000円、 22億 1,469万 9,000円、 22億 1,469万 9,000円、これは前年対比で 6.4%の減でございます。この内容としましては、普通交付税が18億 9,063 万 8,000円、それから特別交付税が 3 億 2,406万 1,000円でございます。 0、 0 の 3,626 万 3,000円でございます。 項についても同様でございます。これは歳入総額に占める割合としましたら、地方交付税は約40.7%でございます。

10款交通安全対策特別交付金、 110万円、 120万 1,000円、 120万 1,000円、 0、 0、 10 万 1,000円でございます。 項も同様でございます。

11款分担金及び負担金、 6,628万 8,000円、 6,635万 5,857円、 6,588万 957円、 0、 47 万 4,900円、これは保育料の未納分でございます。 40万 7,043円の減でございます。

次、 2 ページをお開きください。

1 項分担金、これは農林水産だとか土木、災害復旧費等の分担金でございます。 1,681万 2,000 円。 2 項負担金、これは民生費の負担金でございます。 4,906万 8,957円でございます。

12款使用料及び手数料、 8,505万 5,000円、 9,935万 8,394円、 9,898万 194円、 0、 37万 8,200円、 1,392万 5,194円。 1項使用料、これは総務、民生、農林水産とか商工、土木、教育等の使用料でございます。 8,736万 9,394円。 2項手数料、これも総務だとか民生、それから衛生、土木等の手数料でございます。 1,161万 800円。

13款国庫支出金、 2億 8,927万 8,000円、 2億 9,025万 8,742円、 2億 9,025万 8,742円、 0、 0、 98万 742円。 1項国庫負担金、これは民生費、それから衛生費、災害復旧費等の国庫負担金でございます。 1億 2,636万 9,319円。 2項国庫補助金、これは民生費だとか衛生費等の国庫補助金でございます。 1億 5,575万 5,438円。 3項委託金、これは民生費、総務等の委託金でございます。これが 813万 3,985円。

14款県支出金、 3億 1,839万 8,000円、 3億 1,924万 4,171円、 3億 1,924万 4,171円、 0、 0、 84万 6,171円でございます。 1項県負担金、これは民生費だとか衛生費の負担金でございます。これが 5,406万 6,522円。 2項県補助金、これも総務、民生、衛生、農水等、各県の補助金でございます。 2億 3,143万 7,450円。 3項委託金、これも県補助金同様の委託金でございます。これが 3,374万 199円。

次が15款財産収入、 725万円、 737万 939円、 737万 939円、 0、 0、 12万 939円。 1項財産運用収入 737万 939円。 2項財産売払収入 0。

16款寄附金、 281万 7,000円、 286万 6,876円、 286万 6,876円、 0、 0、 4万 9,876円。 項も同様でございます。

17款繰入金、 3億 2,250万 6,000円、 2億 9,655万 5,085円、 2億 9,655万 5,085円、 0、 0、 2,595万 915円の減でございます。 1項特別会計繰入金、これは老人保健特別会計だとか三坂財産区等でございます。 2,148万 4,085円。 2項基金繰入金、これは財調と減債基金でございます。これが 2億 7,507万 1,000円です。このうち財調が 2億 5,000万円、それから減債基金が 2,507万 1,000円でございます。

次が18款繰越金、 2億 7,048万 1,000円、 2億 7,048万 1,312円、 2億 7,048万 1,312円、 0、 0、 312円。 項も同様でございます。

続きまして19款諸収入、 8,231万 2,000円、 9,217万 3,352円、 8,838万 254円、 0、 379万 3,098円、 606万 8,254円。 1項延滞金、加算金及び過料16万 3,966円。 2項町預金利子29万 3,440円。 3項貸付金元利収入 3,303万 2,468円。

続いて3ページでございます。

雑入 5,489万 380円。

20款町債、5億740万円、5億740万円、5億740万円、0、0、0でございます。項も同様でございます。

歳入合計、53億5,359万7,000円、56億1,817万739円、54億4,681万9,405円、585万5,421円、1億6,549万5,913円、9,322万2,405円でございます。

続いて歳出についてご説明申し上げますので、4ページを開いてください。

歳出につきましても、款は予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の順に朗読説明させていただきます。項につきましては、支出済額のみ朗読いたします。

1款議会費、7,636万1,000円、7,525万3,465円、0、110万7,535円、110万7,535円。項も同様でございます。

2款総務費、7億1,473万7,000円、6億3,378万1,713円、0、8,095万5,287円、8,095万5,287円でございます。1項総務管理費、これは一般管理、財産管理等でございます。4億6,262万8,646円。2項徴税費9,036万6,659円。3項戸籍住民基本台帳費4,703万8,944円。4項選挙費、これは県知事選、それから参議院選でございます。2,601万4,326円。5項統計調査費676万6,561円。6項監査委員費96万6,577円でございます。

3款民生費、7億6,126万7,000円、7億3,583万302円、0、2,543万6,698円、2,543万6,698円。1項社会福祉費、これは老人福祉、それから総務費等でございます。3億5,310万8,956円。2項児童福祉費、これもつくし学園の負担金、それから保育関係、児童手当等でございます。3億2,375万555円。3項災害救助費79万1,200円。4項介護保険費、これは介護保険の特別会計の繰出金でございます。5,817万9,591円。

4款衛生費、11億6,011万円、11億2,513万8,987円、0、3,497万1,013円、これは老健への繰出金の不用が主なものでございます。3,497万1,013円。1項保健衛生費、これはへき地診療費だとか老健への繰出金、それから共立湊病院への繰出金等でございます。2億6,349万1,685円。2項清掃費7億4,487万8,702円。3項上水道費、これは水道事業への負担金、繰出金等でございます。1億1,676万8,600円。

5款農林水産業費、2億7,270万1,000円、2億6,678万3,979円、0、591万7,021円、591万7,021円。1項農業費、1億882万7,115円。2項林業費3,057万8,991円。3項水産業費1億2,737万7,873円。

6款商工費、3億3,026万5,000円、3億2,687万59円、0、339万4,941円、339万4,941円。項も同様でございます。

7款土木費、5億3,308万9,000円、5億2,041万109円、0、1,267万8,891円、これは公共下水道が翌年度に繰り越したための不用額でございます。1,267万8,891円。1項土木管理費8,155万103円。2項道路橋梁費、これは道路維持、新設改良等でございます。2億1,543万9,598円。

続いて5ページ。3項河川費、これは河川維持だとか改良、それから青野川のふるさとの川の関連でございます。6,762万4,814円。4項港湾費726万5,613円。5項都市計画費、これは公共下水道事業への特別会計繰出金でございます。1億1,528万1,830円。6項住宅費、これは町営住宅急傾斜地崩壊対策特別事業ですか、そういうものへの費用でございます。3,324万8,151円。

8款消防費、2億9,184万5,000円、2億8,281万1,267円、0、903万3,733円、903万3,733円。項も同様でございます。これは下田地区消防組合負担金、そのほか非常備消防事務等でございます。

9款教育費、4億7,830万6,000円、4億6,977万784円、0、853万5,216円、853万5,216円。1項教育総務費6,293万2,184円。2項小学校費、これは管理費、教育振興事務費等でございます。2億2,390万8,315円。3項中学校費、これも同様でございます。8,092万116円。4項幼稚園費、同様でございます、これも2,812万3,623円。社会教育費、これは公民館費だとか図書館費等でございます。生涯学習費等も入っています。6,141万8,284円。6項保健体育費、これは武道館の管理費等でございます。1,246万8,262円。

10款災害復旧費、4,085万4,000円、4,002万9,886円、0、82万4,114円、82万4,114円。1項農林水産業施設災害復旧費、335万4,960円。2項公共土木施設災害復旧費、3,667万4,926円。

11款公債費、6億8,406万2,000円、6億7,715万3,843円、0、690万8,157円、690万8,157円、この不用は町債利子でございます。項についても同様でございます。

12款予備費、1,000万円、0、0、1,000万円、1,000万円。項も同様でございます。

歳出合計。53億5,359万7,000円、51億5,383万4,394円、0、1億9,976万2,606円、1億9,976万2,606円。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額2億9,298万5,011円。これは、全額14年度の一般会計へ繰り越しました。

また、財産に関する調書はページの141から144にございますので、ごらんいただきたい

と思います。

説明については以上でございますが、詳細につきましては次ページからの事項別明細書、それから決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類をごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計決算内容の説明を終わらせていただきます。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 質疑はありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を各常任委員会に分割付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第45号議案は各常任委員会に分割付託することに決定いたしました。

議第46号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第46号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第46号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成13年度の決算額は、歳入決算額11億 3,933万 7,967円、歳出決算額9億 9,825万

1,493 円、差引残額 1 億 4,108 万 6,474 円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほど、
お願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） それでは、平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の内容について、ご説明申し上げます。

先ほどの一般会計同様に、今後も特別会計は朗読説明させていただきますのでよろしくお
願いいいたします。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税、3 億 7,897 万 2,000 円、4 億 7,006 万 4,832 円、3 億 8,988 万
9,641 円、677 万 7,186 円、7,339 万 8,005 円、1,091 万 7,641 円。項も同様でございます。
この不納欠損額につきましては、時効による不納欠損でございまして5年でございます。そ
れから、収入未済額の方、これは現年課税分と滞納繰越分でございます。

2 款使用料及び手数料、3 万円、14 万 200 円、14 万 200 円、0、0、11 万 200 円。項も同
様でございます。

3 款国庫支出金、3 億 6,339 万 5,000 円、4 億 2,585 万 1,353 円、4 億 2,585 万 1,353 円、
0、0、6,245 万 6,353 円。1 項国庫負担金 3 億 1,852 万 4,353 円。2 項国庫補助金 1 億 7
32 万 7,000 円。

4 款療養給付費交付金、1 億 5,045 万 8,000 円、1 億 699 万 5,000 円、1 億 699 万 5,000
円、0、0、4,346 万 3,000 円の減でございます。項も同様でございます。

5 款連合会支出金、271 万 6,000 円、271 万 6,000 円、271 万 6,000 円、0、0、0 でご
ざいます。項も同様でございます。

6 款共同事業交付金、801 万 3,000 円、1,256 万 100 円、1,256 万 100 円、0、0、454
万 7,100 円。項も同様でございます。

7 款財産収入、32 万 9,000 円、43 万 6,329 円、43 万 6,329 円、0、0、10 万 7,329 円。項
も同様でございます。

8 款繰入金、5,969 万 3,000 円、4,729 万 2,980 円、4,729 万 2,980 円、0、0、1,240
万 20 円の減でございます。1 項他会計繰入金 4,729 万 2,980 円。基金繰入 0 でございます。

9款繰越金、1億5,317万2,000円、1億5,317万1,008円、1億5,317万1,008円、0、0、992円の減でございます。項も同様でございます。

10款諸収入、60万5,000円、28万5,356円、28万5,356円、0、0、31万9,644円の減でございます。1項延滞金及び過料、4万8,000円。2項預金利子4万686円。3項雑入19万6,670円。

歳入合計、11億1,738万3,000円、12億1,951万3,158円、11億3,933万7,967円、677万7,186円、7,339万8,005円、2,195万4,967円。

続いて歳出を説明いたしますので、146ページをお開きください。

歳出。1款総務費、856万5,000円、723万5,823円、0、132万9,177円、132万9,177円。1項総務管理費554万8,384円。2項徴税費96万8,413円。3項運営協議会費17万6,992円。4項趣旨普及費54万2,034円。

2款保険給付費、7億3,505万円、6億2,483万580円、0、1億1,021万9,420円、これは一般の被保険者、それから退職被保険者の療養給付費の見込みがはっきり出なかったために、不用額として1億1,021万9,420円が残りしました。予算現額と支出済額との比較も同様でございます。1項療養諸費5億4,765万8,644円。2項高額療養費6,562万1,936円。3項移送費0。4項出産育児諸費630万円。5項葬祭費525万円。

3款老人保健拠出金、2億8,625万8,000円、2億8,625万6,920円、0、1,080円、1,080円。項も同様でございます。

4款介護納付金、5,505万8,000円、5,505万7,650円、0、350円、350円。項も同様でございます。

5款共同事業拠出金、709万6,000円、709万1,601円、0、4,399円、4,399円。項も同様でございます。

6款保健事業費、603万4,000円、532万5,251円、0、70万8,749円、70万8,749円。項も同様でございます。

7款基金積立金、588万6,000円、563万6,380円、0、24万9,620円、24万9,620円。項も同様でございます。

8款公債費、10万円、0、0、10万円、10万円。項も同様でございます。

9款諸支出金、833万6,000円、681万7,288円、0、151万8,712円、151万8,712円。1項償還金及び還付加算金681万7,288円。2項延滞金0。

10款予備費、500万円、0、0、500万円、500万円。項も同様でございます。

歳出合計、11億 1,738万 3,000円、9億 9,825万 1,493円、0、1億 1,913万 1,507円、1億 1,913万 1,507円。

以上でございます。

次のページを開いてください。

歳入歳出差引残金、1億 4,108万 6,474円、これは全額14年度の国保特別会計へ繰り越ししました。また、財産に関する調書もページ 167にございますので、またごらんいただきたいと思います。

なお、詳細につきましては一般会計同様、事項別明細書と決算附属資料の主要施策の成果を説明する書類に載っていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、国民健康保険特別会計の決算内容について説明を終わります。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第46号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議第47号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第47号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第47号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第 233条第 3 項の規定により、議会のご認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成13年度の決算額は、歳入決算額13億 3,986万 5,971円、歳出決算額13億 2,204万 4,836 円、差引残額 1,782万 1,135円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） それでは、169ページをお開きください。

平成13年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。まず、歳入からご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金、9 億 4,706万 7,000円、9 億 2,867万 4,403円、9 億 2,867万 4,403 円、0、0、1,839万 2,597円の減でございます。項も同様でございます。

2 款国庫支出金、2 億 8,064万 6,000円、2 億 7,670万 7,946円、2 億 7,670万 7,946円、0、0、393万 8,054円の減でございます。項についても同様でございます。

3 款県支出金、6,627万 1,000円、6,746万 6,736円、6,746万 6,736円、0、0、119万 5,736円。項につきましても同様でございます。

4 款繰入金、9,199万 1,000円、6,514万 6,829円、6,514万 6,829円、0、0、2,684万 4,171円の減でございます。項につきましても同様でございます。

5 款繰越金、121万円、121万17円、121万17円、0、0、17円。項も同様でございます。

6 款諸収入、66万 4,000円、66万40円、66万40円、0、0、3,960円の減でございます。

1 項延滞金及び加算金 0。2 項預金利子 0。3 項雑入66万40円。

歳入合計、13億 8,784万 9,000円、13億 3,986万 5,971円、13億 3,986万 5,971円、0、0、4,798万 3,029円の減でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

1 款医療諸費、13億 7,512万 8,000円、13億 932万 8,734円、0、6,579万 9,266円、

6,579万9,266円。項も同様でございます。

2款諸支出金、1,272万1,000円、1,271万6,102円、0、4,898円、4,898円。1項償還金121万17円。2項繰出金1,150万6,085円。

歳出合計、13億8,784万9,000円、13億2,204万4,836円、0、6,580万4,164円、6,580万4,164円。

歳入歳出差引残金。1,782万1,135円につきまして、これは平成14年度の老人保健特別会計へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次ページからの事項別明細書、それから主要施策の成果を説明する書類をごらんいただきたいと思います。

以上で、老人保健特別会計決算の内容説明を終わらせていただきます。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第47号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、10時半まで休憩をとります。

(午前10時20分)

議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午前10時30分)

議第48号～議第50号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第48号 平成13年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定

について、議第49号 平成13年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成13年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第48号、議第49号、議第50号、ただいま一括上程させていただきました3議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

議第48号 平成13年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額97万2,746円、歳出総額11万2,330円、差し引き残額86万416円。

議第49号 平成13年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額14万6,897円、歳出総額5,000円、差し引き残額14万1,897円。

議第50号 平成13年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額1,314万1,610円、歳出総額1,307万9,994円、差し引き残額6万1,616円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） それでは、48号の平成13年度南伊豆町南上財産区特別会計の歳入歳出決算からご説明を申し上げます。

179ページをお開きください。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

1款財産収入、49万1,000円、62万9,017円、同じく62万9,017円、0、0、13万8,017円。項についても同様でございます。

2款繰越金、31万9,000円、34万2,631円、34万2,631円、0、0、2万3,631円。項に

についても同様でございます。

3 款諸収入、 1,000円、 1,098円、 1,098円、 0、 0、 98円。項についても同様でございます。

歳入合計、 81万 1,000円、 97万 2,746円、 97万 2,746円、 0、 0、 16万 1,746円。

続いて歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、 81万 1,000円、 11万 2,330円、 0、 69万 8,670円、 69万 8,670円。項についても同様でございます。

歳出合計が、 81万 1,000円、 11万 2,330円、 0、 69万 8,670円、 69万 8,670円。

歳入歳出差引残額の86万 416円。これにつきましては、14年度の南上財産区特別会計へ繰り越しました。その他については一般会計同様、事項別明細書等をごらんいただきたいと思います。

続きまして、南崎財産区特別会計についてご説明を申し上げます。

平成13年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算の内容について、ご説明を申し上げます。

歳入から申し上げます。

繰越金、 14万 6,000円、 14万 6,897円、 14万 6,897円、 0、 0、 897円。項につきましても同様でございます。

2 款諸収入、 1,000円、 0、 0、 0、 0、 1,000円の減でございます。項についても同様でございます。

歳入合計が、 14万 7,000円、 14万 6,897円、 14万 6,897円、 0、 0、 103円の減でございます。

続いて歳出の方をご説明申し上げます。

1 款総務費、 14万 7,000円、 5,000円、 0、 14万 2,000円、 14万 2,000円。項についても同様でございます。

歳出合計でございます。14万 7,000円、 5,000円、 0、 14万 2,000円、 14万 2,000円。

歳入歳出差引残額14万 1,897円。これは平成14年度の南崎財産区特別会計へ繰り越しました。詳細につきましては、一般会計と同様でございます。

続いて、三坂財産区特別会計。 199ページをお開きください。

平成13年度三坂財産区特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。

歳入から申し上げます。

1 款財産収入、1,263万 7,000円、1,263万 6,818円、1,263万 6,818円、0、0、182 円の減でございます。項につきましても同様でございます。

2 款繰入金、1,000円、0、0、0、0、1,000円の減でございます。項につきましても同様でございます。

3 款繰越金、50万 2,000円、50万 2,792円、50万 2,792円、0、0、792円でございます。項につきましても同様でございます。

4 款諸収入、1,000円、2,000円、2,000円、0、0、1,000円でございます。項についても同様でございます。

歳入合計、1,314万 1,000円、1,314万 1,610円、1,314万 1,610円、0、0、610円でございます。

続いて歳出の方をご説明申し上げます。

1 款総務費、1,314万 1,000円、1,307万 9,994円、0、6万 1,006円、6万 1,006円。項についても同様でございます。この総務費は、一般会計の繰出金が主でございます。

歳出合計。1,314万 1,000円、1,307万 9,994円、0、6万 1,006円、6万 1,006円。

歳入歳出差引残金の6万 1,616円につきましては、平成14年度三坂財産区特別会計へ繰り越しました。詳細につきましては、先ほど同様、事項別明細書等をごらんいただきたいと思います。

以上で、三坂財産区、それから南崎、南上財産区の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第48号議案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第48号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第49号議案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第50号議案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第51号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第51号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第51号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

平成13年度の決算額は、歳入総額 1,950万 1,540円、歳出総額 1,950万 1,540円、差し引き残額 0 となりました。

なお、決算の内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） それでは、平成13年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算の内
容についてご説明申し上げます。

209ページをお開きください。

まず歳入からご説明申し上げます。

1 款財産収入、 1,000円、 1,540円、 1,540円、 0、 0、 540円。項も同様でございます。

2 款繰入金、 1,950万円、 1,950万円、 1,950万円、 0、 0、 0。項も同様でございます。

これは基金からの繰入でございます。

3 款繰越金、 1,000円、 0、 0、 0、 0、 1,000円の減でございます。項も同様ござい
ます。

歳入合計、 1,950万 2,000円、 1,950万 1,540円、 1,950万 1,540円、 0、 0、 460円の
減でございます。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

1 款公共用地取得費、 1,950万円、 1,950万円、 0、 0、 0。これは項も同様ございま
す。この公共用地取得は、差田のスポーツ広場の用地の取得でございます。

2 款繰出金、 2,000円、 1,540円、 0、 460円、 460円。項も同様でございます。

歳出合計、 1,950万 2,000円、 1,950万 1,540円、 0、 460円、 460円。

歳入歳出差引残金0でございます。詳細につきましては、事項別明細書等をごらんいただ
きたいと思えます。

以上で、土地取得特別会計の決算内容の説明を終わらせていただきます。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思えますが、ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議長（簾田国広君） 本案を総務財政委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第51号議案は総務財政委員会に付託することに決定いたしました。

議第52号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第52号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第52号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

平成13年度の決算額は、歳入総額 2,252万 5,277円、歳出総額 2,252万 5,277円、差し引き残額0となりました。

内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） それでは、217ページをお開きください。

平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1 款繰入金、 2,251万 3,000円、 2,247万 2,834円、 2,247万 2,834円、 0、 0、 4万 166 円の減でございます。項につきましても同様でございます。

2 款繰越金、 1,000円、 0、 0、 0、 0、 1,000円の減でございます。項についても同様でございます。

3 款諸収入、 5万 5,000円、 5万 2,443円、 5万 2,443円、 0、 0、 2,557円の減でございます。項につきましても同様でございます。

歳入合計、 2,256万 9,000円、 2,252万 5,277円、 2,252万 5,277円、 0、 0、 4万 3,723 円の減でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、これは改造資金への利子補給が主でございます。77万 5,000円、73万 2,233 円、 0、 4万 2,767円、 4万 2,767円。項につきましても同様でございます。

2 款公債費、これは元利償還金でございます。 2,179万 4,000円、 2,179万 3,044円、 0、 956 円、 956円。項につきましても同様でございます。

歳出合計、 2,256万 9,000円、 2,252万 5,277円、 0、 4万 3,723円、 4万 3,723円。

歳入歳出差引残額 0 でございます。

詳細につきましては、先ほど同様、事項別明細書等を参考にさせていただきたいと思いを。

以上で、子浦漁業集落排水事業特別会計決算内容について説明を終わらせていただきます。議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第52号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

議第53号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第53号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第53号の提案理由を申し上げます。

本決算においても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものであります。

平成13年度の決算額は、歳入決算額4億6,341万6,376円、歳出決算額4億3,841万6,376円、差し引き残額2,500万円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役より説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） それでは227ページ、平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

歳入から申し上げます。

1 款分担金及び負担金、3,800万円、3,915万7,300円、3,831万1,200円、0、84万6,100円、31万1,200円。項も同様でございます。これは受益者負担金が主でございます。

2 款使用料及び手数料、900万1,000円、925万5,258円、925万5,258円、0、0、25万4,258円。1 項使用料924万6,558円。2 項手数料8,700円。

3 款国庫支出金、1億3,544万1,000円、1億3,544万1,684円、1億3,544万1,684円、0、0、684円。項も同様でございます。

4 款県支出金、1,000円、0、0、0、0、1,000円の減でございます。項も同様ござ

います。

5 款繰入金、1 億 1,702万 5,000円、1 億 907万 8,234円、1 億 907万 8,234円、0、0、794 万 6,766円の減でございます。項についても同様でございます。

6 款繰越金、1,000円、0、0、0、0、1,000円の減でございます。項についても同様でございます。

7 款諸収入、1 億 5,978万 2,000円、1 億 5,983万円、1 億 5,983万円、0、0、4 万 8,000 円。1 項預金利子 2 万円。2 項雑入 1 億 5,981万円。これは下水道の過年度債の国庫補助金でございます。

8 款町債、3,650万円、1,150万円、1,150万円、0、0、2,500万円の減でございます。項につきましても同様でございます。

歳入合計、4 億 9,575万 1,000円、4 億 6,426万 1,478円、4 億 6,341万 6,376円、0、84万 6,100円、3,233万 4,624円の減でございます。

続いて歳出についてご説明申し上げます。

1 款下水道費、3 億 5,131万 7,000円、2 億 9,754万 8,213円、5,000万円、376万 8,787 円、5,376万 8,787円。項につきましても同様でございます。

2 款業務費、4,106万 7,000円、3,811万 1,635円、0、295万 5,365円、295万 5,365 円。1 項業務費 2,154万 3,577円。2 項施設管理費 1,656万 8,058円。

3 款公債費、1 億 326万 7,000円、1 億 275万 6,528円、0、51万 472円、51万 472円。項についても同様でございます。

4 款予備費、10万円、0、0、10万円、10万円。項についても同様でございます。

歳出合計、4 億 9,575万 1,000円、4 億 3,841万 6,376円、5,000万円、733万 4,624円、5,733 万 4,624円。

歳入歳出差引残額 2,500万円。これは14年度の公共下水道事業特別会計へ繰り越しいたしました。

なお、詳細については今まで同様、事項別明細書等を参考にござらんいただきたいと思いません。

以上で、公共下水道事業特別会計決算の内容説明を終わります。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第53号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

議第54号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第54号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第54号の提案理由を申し上げます。

本決算につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

平成13年度の決算額は、歳入総額 7,945万 2,328円、歳出総額 7,945万 2,328円、差し引き残額0となりました。

平成9年度に着手いたしました本事業も、平成13年度をもって完了いたしました。

内容につきましては、収入役より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） 243ページをお開きください。

平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金、 603万 2,000円、 603万 2,000円、 603万 2,000円、 0、 0、 0。
項につきましても同様でございます。

2 款県支出金、 4,569万 2,000円、 4,569万 2,000円、 4,569万 2,000円、 0、 0、 0。
項につきましても同様でございます。

3 款繰入金、 1,352万 9,000円、 1,319万 2,328円、 1,319万 2,328円、 0、 0、 33万
6,672 円の減でございます。これは、先ほどの三坂財産区の決算のときに申し上げました、
財産区からの繰入金でございます。一般会計へ入れてからの繰入金になっています。

4 款繰越金、 1,000円、 0、 0、 0、 0、 1,000円の減でございます。項も同様でござい
ます。

5 款諸収入、 93万 6,000円、 93万 6,000円、 93万 6,000円、 0、 0、 0。 1 項預金利子 0。
2 項雑入 93万 6,000円。

6 款町債、 1,360万円、 1,360万円、 1,360万円、 0、 0、 0。項につきましても同様で
ございます。

歳入合計、 7,979万円、 7,945万 2,328円、 7,945万 2,328円、 0、 0、 33万 7,672円の
減でございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。

1 款漁業集落環境整備事業、 7,221万 9,000円、 7,214万 5,727円、 0、 7万 3,273円、
7万 3,273円。項も同様でございます。これで先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、
平成13年度で事業が終了ということでございます。

2 款漁業集落施設維持管理費、 384万 4,000円、 378万 9,603円、 0、 5万 4,397円、 5
万 4,397円。項も同様でございます。

3 款公債費、 362万 7,000円、 351万 6,998円、 0、 11万 2 円、 11万 2 円。項も同様で
ございます。これは、町債の元利償還とそれから一時借入金の利子でございます。

4 款予備費、 10万円、 0、 0、 10万円、 10万円。項も同様でございます。

歳出合計、 7,979万円、 7,945万 2,328円、 0、 33万 7,672円、 33万 7,672円。

歳入歳出差引残金は 0 でございます。

詳細につきましては、先ほどの説明同様、予算事項別明細書等をごらんいただきたいと思います。
います。

以上で、中木漁業集落環境整備事業特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第54号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

議第55号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第55号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第55号の提案理由を申し上げます。

本案件につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成13年度の決算額は、歳入決算額5億6,032万6,280円、歳出決算額5億3,422万1,871円、差し引き残額2,610万4,409円となりました。

なお、詳しい内容につきましては、収入役から説明させますので、よろしくご審議のほど
お願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

収入役。

収入役（稲葉勝男君） それでは、255ページをお開きください。

平成13年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容について、ご説明申し上げます。
まず、歳入から説明いたします。

1 款保険料、6,958万 1,000円、7,374万 6,068円、7,376万 1,150円、0、1万 5,082
円の減、418万 150円。項についても同様でございます。これは第1号被保険者分の現年と、
それから滞納繰り越し分です。それでございます。

2 款手数料、5,000円、3万 5,600円、3万 5,600円、0、0、3万 600円。項について
も同様でございます。

3 款国庫支出金、1億 1,458万 8,000円、1億 1,507万 7,000円、1億 1,507万 7,000円、
0、0、48万 9,000円。1 項国庫負担金、これは介護給付費の負担金でございます。8,388
万 9,000円。2 項国庫補助金、これは調整交付金とか事務費の交付金でございます。3,118
万 8,000円。

4 款支払基金交付金、これは介護給付費の交付金でございます。1億 2,205万 2,000円、
1億 2,205万 2,000円、1億 2,205万 2,000円、0、0、0。項についても同様ございま
す。

5 款県支出金、これは介護給付費の県の支出金でございます。5,243万 1,000円、5,243
万 1,000円、5,243万 1,000円、0、0、0。項につきましても同様でございます。

6 款財産収入、5万円、4万 9,800円、4万 9,800円、0、0、200円の減でございます。
項につきましても同様でございます。

7 款寄附金、1,000円、0、0、0、0、1,000円の減でございます。項につきましても
同様でございます。

8 款繰入金、8,677万 8,000円、8,613万 3,591円、8,613万 3,591円、0、0、64万
4,409 円の減でございます。1 項一般会計繰入金 5,817万 9,591円。2 項基金繰入金、これ
は介護保険円滑導入基金からの繰入金でございます。2,795万 4,000円。

9 款繰越金、1億 1,075万 8,000円、1億 1,075万 8,516円、1億 1,075万 8,516円、0、

0、516円。項につきましても同様でございます。

10款諸収入、9,000円、2万7,623円、2万7,623円、0、0、1万8,623円。1項延滞金加算金及び過料0。2項預金利子2万2,623円。3項雑入5,000円。

歳入合計、5億5,625万3,000円、5億6,031万1,198円、5億6,032万6,280円、0、1万5,082円の減、407万3,280円。

続いて、歳出の方をご説明申し上げます。

1款総務費、1,096万5,000円、1,037万8,363円、0、58万6,637円、58万6,637円。1項総務管理費527万8,167円。2項徴収費42万2,072円。3項介護認定審査会費467万8,124円。

2款保険給付費、4億3,163万1,000円、4億1,132万5,064円、0、2,030万5,936円、2,030万5,936円。1項介護サービス等諸費、これにつきましては居宅介護サービス、それから用具の購入だとか居宅介護サービス計画等が含まれております。4億780万9,236円。2項支援サービス等諸費、これも先ほどと同様の内容でございます。支援サービスでございます。189万8,108円。3項その他諸費76万4,140円。4項高額介護サービス等費85万3,580円。

3款財政安定化基金拠出金、319万6,000円、319万5,310円、0、690円、690円。項につきましても同様でございます。

4款公債費、1,000円、0、0、1,000円、1,000円。項につきましても同様でございます。

5款基金積立金、5万円、4万9,800円、0、200円、200円。項につきましても同様でございます。

6款諸支出金、1億941万円、1億927万3,334円、0、13万6,666円、13万6,666円。1項繰出金0でございます。2項償還金及び還付加算金1億927万3,334円。

7款予備費、100万円、0、0、100万円、100万円。項につきましても同様でございます。

歳出合計、5億5,625万3,000円、5億3,422万1,871円、0、2,203万1,129円、2,203万1,129円。

歳入歳出差引残額2,610万4,409円。これは14年度の介護保険特別会計へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては先ほど同様、事項別明細書等を参考にござらんいただきたいと思

います。

以上で、介護保険特別会計決算内容の説明を終わらせていただきます。

議長（簾田国広君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第55号議案は文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議第56号の上程、朗読、説明、質疑、委員会付託

議長（簾田国広君） 議第56号 平成13年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

当期の事業収益は、前期に比べ 0.5%増の2億 6,509万 6,000円となりました。内訳としては給水収益、受託工事収益等の微増によるものであります。事業費は前期に比べ 6.7%増の2億 828万 4,000円となりましたが、現在進行中の上水道第5次拡張事業により原水浄水送水配水給水費、減価償却費、資産減耗費がふえたことによるものであります。この結果、当期の損益は 1,480万 6,000円の純利益を計上することとなりました。資本的収支の決

算額は、3億4,956万9,000円、同支出額は4億7,465万3,000円という結果となり、不足額1億2,508万4,000円につきましては、損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては、水道課長から説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

水道課長。

水道課長（渡辺 正君） それでは、1ページの平成13年度南伊豆町水道事業会計決算報告から説明します。なお、当報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（1）収益的収入及び支出のうち収入であります。第1款水道事業収益は予算合計2億8,306万4,000円に対して、決算額は2億8,476万3,893円となりまして、予算額に比べ169万9,893円の増となっております。

収益の内訳としましては、第1項営業収益2億7,835万553円、第2項営業外収益641万3,340円となっております。

次に支出であります。

第1款水道事業費用は予算額合計2億6,379万円に対しまして、決算額は2億5,432万2,453円で、946万7,547円の不用額となっております。

費用の内訳としましては、第1項営業費用2億1,209万379円、第2項営業外費用4,210万9,719円、第3項予備費0、第4項特別損失12万2,355円であります。

なお、決算報告書の計算説明が35ページに記載されていますのでごらんください。

続きまして、2ページです。

（2）資本的収入及び支出のうち、収入であります。

第1款資本的収入は予算額合計3億4,953万7,000円に対しまして、決算額は3億4,956万9,060円で、予算額に比べまして3万2,060円の増となっております。

収入の内訳としましては、第1項他会計繰入金1億783万7,000円、第2項国県補助金2,477万7,000円、第3項企業債1億7,860万円、第4項給水負担金408万円、第5項建設改良工事負担金3,427万5,060円となっております。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、予算額合計4億7,578万7,142円に対しまして、決算額は4億7,465万3,395円で、113万3,747円の不用額です。

支出の内訳としましては、第1項建設改良費4億2,251万4,470円、第2項企業債償還金5,213万8,925円、第3項予備費0であります。

資本的収入が、資本的支出に不足する1億2,508万4,335円は、過年度損益留保資金1億1,090万1,859円、減債積立金150万円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額332万2,845円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額935万9,631円で補てんした。

続きまして、3ページの平成13年度水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。
なお、当損益計算書は消費税抜きであります。

1、営業収益であります。 (1)の給水収益、(2)受託工事収益、(3)のその他営業収益合わせまして2億6,509万6,974円となっております。

2の営業費用であります。 (1)の原水浄水送水配水給水費から(7)のその他営業費用までの合計額は2億828万4,558円で、差引営業利益は5,681万2,416円あります。

続きまして4ページをお開きください。

3の営業外収益は、(1)の受取利息と(2)の雑収益で22万1,270円あります。

4、営業外費用は、(1)支払利息と(2)雑支出で4,210万7,328円で、営業外損益は4,188万6,058円の赤字であります。

営業、営業外の損益を加えた経常利益は1,492万6,358円となっております。 (1)の過年度損益修正損としまして12万212円を計上しましたので、当年度の純利益は1,480万6,146円となります。前年度未処分利益剰余金1,851万9,465円がありますので、当年度未処分利益剰余金は3,332万5,611円となります。

続きまして、5ページの平成13年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書について説明します。

初めに、利益剰余金の部であります。 1、減債積立金、前年度繰入額150万円、当年度処分額150万円です。当年度末の残額は0であります。

2、利益積立金については増減残高もありません。

3、未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金は2,001万9,465円で、減債積立金に150万円を積み立てましたので、繰越利益剰余金年度末残高としましては1,851万9,465円となりました。当年度純利益は1,480万6,146円でしたので、当年度未処分利益剰余金は3,332万5,611円となりました。

次に、6ページの資本剰余金の部について説明します。

1、国県補助金。1、前年度末残高としましては2億 8,328万 1,770円、3、当年度発生高は 2,359万 7,143円で、当年度末残高は3億 687万 8,913円であります。

2、受贈財産評価額としまして、1、前年度末残高は2億 5,453万 1,499円で、期間中の増減はありません。

3、工事負担金。前年度末残高としまして3億 4,598万 4,528円、当年度発生高は 3,652万 8,630円で、当年度末残高は3億 8,251万 3,158円であります。

4、他会計補助金。1、前年度末残高としまして 2,060万 4,762円、当年度発生高 2,222万 5,714円、当年度末残高としまして 4,283万 476円であります。翌年度繰越資本金剰余金は9億 8,675万 4,046円となっております。

次に、7ページの平成13年度南伊豆町水道事業会計剰余金処分書についてご説明をいたします。

1、当年度末処分利益剰余金は 3,332万 5,611円ありますが、減債積立金に 200万円を積み立てます。したがって、翌年度の繰越利益剰余金は 3,132万 5,611円となります。

次に8ページの、平成13年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表についてご説明いたします。

初めに、資産の部であります。1、固定資産のうち、(1)有形固定資産はイの土地からトの建設仮勘定までの有形固定資産の合計額は30億 5,485万 4,120円であります。2、無形固定資産はイ、水利権とロの電話加入権で無形固定資産の合計額は 174万 8,000円あります。固定資産の合計としましては30億 5,660万 2,120円あります。

2、流動資産の(1)現金預金は2億 5,402万 5,230円で、(2)未収金はイの給水未収金と、ロ、未収消費税還付金と未収補助金で合計額としまして 3,286万 9,076円となっております。

3、貯蔵品は33万 1,200円で、流動資産合計としましては2億 8,722万 5,506円で、固定、流動資産を合わせた資産の合計額は33億 4,382万 7,626円あります。

次に、負債の部であります。

3、流動負債は(1)の未払金と(2)の預り金で、流動負債は 6,045万 2,089円あります。負債合計としましては同額です。

次に10ページの資本の部がありますが、4、資本金のうち、(1)自己資本金は10億 1,959万 4,091円あります。(2)借入資本金のうち、イ、企業債は12億 4,370万 1,789円で、資本金合計は22億 6,329万 5,880円となっております。

5、剰余金。(1)資本剰余金はイの国県補助金から二の他会計補助金までが、合計額は

9億 8,675万 4,046円で、(2)利益剰余金は当年度末処分利益剰余金は 3,332万 5,611円で、剰余金合計額は10億 2,007万 9,657円となっております。資本金合計は32億 8,337万 5,537円であります。負債資本合計としましては33億 4,382万 7,626円で、資産合計と一致します。

以上で、平成13年度南伊豆町水道事業会計の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(簾田国広君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長(簾田国広君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(簾田国広君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を産業土木委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(簾田国広君) 異議ないものと認めます。

よって、議第56号議案は産業土木委員会に付託することに決定いたしました。

散会宣告

議長(簾田国広君) 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議等のため、明日10日より12日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11時 38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 大 野 良 司

署 名 議 員 渡 辺 守 男

平成14年9月南伊豆町議会定例会

議事日程（第3日）

平成14年9月13日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第46号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第47号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第51号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第52号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第53号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第54号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第55号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第56号 平成13年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第12 議員派遣の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

日程第13 議第57号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第14 発議第7号 30人以下学級の実現を求める意見書

出席議員（15名）

1番 鈴木久香君 2番 谷川次重君

3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	内山力男君	税務課長	外岡茂徳君
健康福祉課長	土屋敬君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	高野馨君	商工観光課長	飯泉誠君
生活環境課長	鈴木勇君	下水道課長	勝田悟君
会計課長	佐藤博君	教育委員会事務局長	楠千代吉君
水道課長	渡辺正君	財政幹事	鈴木博志君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主事	勝田智史
------	------	----	------

開議宣告

議長（簾田国広君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより9月定例会本会議第3日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（簾田国広君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

14番議員 大野良司君

15番議員 渡辺守男君

議第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
委員会報告を求めます。

総務財政委員長、文教厚生委員長、産業土木委員長。

〔総務財政委員長 藤田喜代治君登壇〕

総務財政委員長（藤田喜代治君） それでは、総務財政委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成14年9月10日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午前11時23分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費。

歳入、全般。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過は別紙のとおりであります。

会議状況。

審議中にあった意見または要望事項。議事件目、議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第1款議会費、第2款総務費、第8款消防費、第11款公債費、第12款予備費。

歳入、全般。

意見または要望。

1、決算収支において、不用額が多いが財政調整基金の繰出金と繰越金について質疑があり、答弁がなされた。

2、決算収支の財政状況の中で、繰越金について次年度の予算編成上どの程度の繰越金を必要とするか質疑があり、答弁がなされた。

3、町税の不納欠損額の内容及び滞納状況について質疑があり、答弁がなされた。

4、町税の不納欠損の処理状況及び滞納整理の方法について質疑があり、答弁がなされた。

5、特別土地保有税の課税標準額の算定について質疑があり、答弁がなされた。

6、決算収支及び財政状況について、行政評価システムの導入計画があるかどうか質疑があり、答弁がなされた。

7、ハスの栽培に対する資金援助について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

〔文教厚生委員長 谷川次重君登壇〕

文教厚生委員長（谷川次重君） 文教厚生委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成14年9月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午後0時20分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過は別紙のとおりであります。

会議の状況、審議中にあった意見または要望事項。

意見または要望。

- 1、社会福祉事業のふれあい広場開催委託料及び老人福祉事業の委託料の内容について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、南伊豆病院へのリハビリ施設の開設及びあしたば会への対応について要望があり、答弁がなされた。
- 3、精神障害者施設への支援、啓蒙について質疑があり、答弁がなされた。
- 4、障害者支援費制度実施にあたっての利用料及び支援費の設定について質疑があり、答弁がなされた。
- 5、男女共同参画社会の推進及び条例制定について質疑があり、答弁がなされた。
- 6、男女共同参画社会の推進策定委員会の現状、把握及び町内の実態把握について質疑があり、答弁がなされた。
- 7、伝染病予防事務の賃金及び報償費の医師謝礼についての質疑があり、答弁がなされた。
- 8、成人病検診及び結核予防事務の間接撮影の受診者が何名あったか質疑があり、答弁がなされた。
- 9、民生委員の活動内容及び配偶者の政治活動禁止の対応について質疑があり、答弁がなされた。
- 10、共立湊病院の施設運営について質疑があり、答弁がなされた。
- 11、最終処分場における環境アセスの実施期間について質疑があり、答弁がなされた。
- 12、市町村合併に伴う教育環境及び地域づくりへの取り組み方について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、伊豆つくし学園の公設民営化の根拠について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、ウミガメの保護と産卵した卵の管理について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、野生生物の保護については、どのような考えをもっているか質疑があり、答弁がなされた。
- 16、在宅介護支援センターの運営について質疑があり、答弁がなされた。
- 17、各保育所施設の耐震補強と、お盆の時期の保育所通所者について質疑があり、答弁がなされた。
- 18、各学校の窓ガラス飛散防止フィルムの取り付け状況について質疑があり、答弁がなされた。
- 19、児童福祉施設運営事務の臨時保育士及び臨時調理員の職員数について質疑があり、答弁がなされた。

20、保育士の新規募集及び臨時保育士の採用について質疑があり、答弁がなされた。

21、保育料の現年度及び過年度の納入状況について質疑があり、答弁がなされた。

22、ごみ収集事務の不燃物収集業務委託料について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

〔産業土木委員長 鈴木史鶴哉君登壇〕

産業土木委員長（鈴木史鶴哉君） 産業土木委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成14年9月12日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午後0時5分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員は、記載のとおりであります。

出席した事務局職員、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議状況、日程は記載のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目。議第45号 平成13年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳出、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費、関連歳入。

意見または要望。

1、農業振興事業の報償金について質疑があり、答弁がなされた。

2、農業振興事業の委託料のうち、手石和田原地区の農業農村整備調査委託料について質疑があり、答弁がなされた。

3、町づくりの方向性として以前は、薬草栽培を進めていたが、現在は、水と里山構想を打ち出しているが、どちらに方向性を見出すのか質疑があり、答弁がなされた。

4、林業振興事業の林道加増野一条線連絡協議会負担金及び林道青野八木山線連絡協議会負担金を支出しているが、各協議会の活動内容について質疑があり、答弁がなされた。

5、林道加増野一条線連絡協議会が本年度より休会となっていることについて質疑があり、答弁がなされた。

6、町の農業の将来構想について、そのあり方、今後の見通しについて質疑があり、答弁がなされた。

- 7、有害鳥獣駆除について質疑があり、答弁がなされた。
- 8、緊急地域雇用特別対策事業費補助金の使用目的及び農林業関係予算に使用できないか質疑があり、答弁がなされた。
- 9、市之瀬地区遊休農地美化業務委託料をどこへ委託したのか質疑があり、答弁がなされた。
- 10、森林組合への業務委託料が多いことについて質疑があり、答弁がなされた。
- 11、緊急雇用の補助金を使った委託契約に議員が関連している企業があることについて質疑があり、答弁がなされた。
- 12、農業用施設現況平面図作成委託料及び農山村総合施設管理運営事務の光熱水費について質疑があり、答弁がなされた。
- 13、土木総務事務の地形図作成業務委託料及び法定外公共物等譲与事務委託料について質疑があり、答弁がなされた。
- 14、銀の湯会館の使用料の内訳及び今後予想される入館者数について質疑があり、答弁がなされた。
- 15、下田市との公共施設相互利用による下田市民の入館者の割合について質疑があり、答弁がなされた。
- 16、銀の湯会館へ軽食堂を作ったらどうかについて、要望があった。
- 17、観光関連の補助金等が 6,000万円以上支出されているが効果があがっているのか、またそれについて監査指導をしているのかについて質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許可いたします。

横嶋君。

12番（横嶋隆二君） 平成13年度南伊豆町一般会計決算認定に当たって、反対の討論を行います。

地方自治体行政の執行における基本姿勢は、地方自治の本旨である住民自治、すなわち

民主主義の徹底と団体自治、すなわち独立の団体による執行、国県に対する確固とした姿勢の双方がしっかり反映しているかという点であります。深刻な不況が長引く中、住民生活を守るために事業の不要不急を見きわめ、税の執行を行うことが強く求められています。

また、その前提は公平公正であります。この議会では執行にかかわる議員のかかわりが強く指摘されました。政治倫理の確立が国民の総意となりつつある今日、個人あるいは関連会社を問わず請負物品納入契約など、その量にかかわらず議員は辞退すべきであります。この点で、政治倫理条例の確立が求められております。

公平公正の点から見て、ハス栽培の原資となった緊急雇用対策のあり方が指摘されるように、公平さに欠ける点が明らかになってきています。事業の理解発展の妨げになっていることもあります。緊急雇用対策を含めた改善が求められるものであります。

県行政センターからのトンネル予算では、事業着手後、補助金が後付けされるという観光農業関連事業がありました。公平公正の面、また休耕地対策など農業振興対策の点でも、極端なバランスを欠くこうした事業は、県に対してこの姿勢を厳しく指摘しなければなりません。

同様に県の事業で指摘しなければならないのは、青野大師ダム建設事業であります。不要不急の点、事業の必要性の点、大幅な水需要の減少の点から見て、一時中断し景気刺激の予算に回すように県に意見すべきであります。

昨年12月から始まった分別収集委託料については、委託料の適正化について踏み込んだ対応が求められると思います。伊豆つくし学園に関しては、首長会が公設民営の計画を出しましたが、この問題についてはその根拠に関する説得性に乏しく、障害者の事業に対する公的責任を放棄するものとして強く批判されなければなりません。今までどおり、公設公営でこの事業を進めるべきだと思います。共立湊病院に対する委託料がありました。共立湊病院は運営の点でもさまざまな課題が指摘されております。また、医療の問題でも自治体立病院の点から見て、かなり住民の皆さんの間に多くの注文がついてきています。こうした点では、管理者としての当町の町長の役割が大きく問われている問題であります。

自治体の事業執行が税によって行われることが基本である中で、地元負担と称した税外負担が存在することがまだあります。この中で、この決算年度中に消防施設整備負担が解消されたことは大いに評価するものであります。また道路整備や街灯維持など、住民が安心して生活を送る基盤であるこれらの事業は税で執行すべきであると思います。こうしたことのために、住民が税外負担である負担を強いられているのであります。

今、市町村合併の国からの押しつけが強まり、その面での支出もありました。むだな公共事業体質を改めるのでなく、市町村合併で交付税を大幅に減らし、国民と政府の従来型水準の財政基盤を保とうという意図を手厳しく批判するものであります。そもそも地方交付税は税法上、地方財源の一部であります。このため、地方交付税の不交付団体は全体のわずか3.8%弱、130団体弱であります。今、国の強制合併に対して真剣な町づくりの点から批判の声と取り組みが広がっています。数千人、あるいは1,000人近い小さな自治体でも住民の生活を守るため、独立の道を選ぶ。何よりも他力依存の町づくりではなく、豊かな自然環境を真に生かした第1次産業をもう一度見直し、町内津々浦々の地域の活性を呼び戻す町政のあり方が求められております。そのための予算の取り組みの課を横断する総合的なシステムづくり、連携が求められると思います。

最後に、こうした批判の点を述べながらもこの間、地震対策、耐震性防火水槽の継続的な設置、保育園保育時間、お盆の繁忙期の保育改善、町道の補修やその他もろもろ住民の生活関連にかかわるもので改善あるいは教育分野での学校教育、図書館などの予算の充実について、介護保険の保険外サービス等についても、こうした点は評価をしながら私の全体としての決算に当たっての反対の討論といたします。

以上です。

議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第45号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第46号、議第47号及び議第55号の委員長報告、質疑、討論、採決
議長（簾田国広君） 議第46号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第47号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第55号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

文教厚生委員長。

〔文教厚生委員長 谷川次重君登壇〕

文教厚生委員長（谷川次重君） 文教厚生委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成14年9月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午後0時20分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長をはじめ以下記載のとおりであります。

議事件目。議第46号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定。原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

付託件目。議第47号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定。原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

付託件目。議第55号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定。原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過は、別紙のとおりであります。

議事件目。議第46号 平成13年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見または要望。

1、国民健康保険税の納入状況及び不納欠損額の内容について質疑があり、答弁がなされた。

2、国民健康保険特別会計においては、支払準備基金の取り崩しを行い、繰り入れたらどうか質疑があり、答弁がなされた。

議事件目。議第47号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、意見または要望。

1、特に意見または要望はなかった。

議事件目。議第55号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見または要望。

1、特別養護老人ホーム入所者数及び町内の入所待機者数について質疑があり、答弁がなされた。

2、介護サービスのうち、ケアマネジャーの実態について質疑があり、答弁がなされた。

3、要介護認定者の入院状況及び病院の対応について質疑があり、答弁がなされた。

以上であります。

議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 国民健康保険税に関しては、質疑の中で10月1日から施行される改正というか、改悪の国民健康保険税の先行きの見通しの不安が報告されましたけれども、決算で2億数千万円の基金積み立てが報告されています。こうした点、不況の中で事業者が悲嘆の苦しみをしている時に、こうした基金をそのままにしておくのではなく、税の軽減に努める、これを原資を使って健康保険税の減税をすべきだという指摘があります。

もう一つ、介護保険に関しては特別養護老人ホームの待ちは、みなとの園でも170、梓の里でも170、依然として待機の状態が改善されておりません。また療養型施設、これは来年度から介護保険適用という予測がある施設が1つあるそうですが、依然としてこの問題も解消されていない。また老人保健施設ですね、ここでも本来のあり方が、一定改善指導されているものを、実態としてはまだ被保険者に対して本当に大変な状態が報告されています。そうした点、改善が望まれるし、介護保険のあるべき姿として指摘されなければならないと思います。

こうした点から、私はそれぞれの決算に対して反対の意思を表明するものであります。

議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第46号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第46号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第47号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第47号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第55号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第55号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第51号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

総務財政委員長。

〔総務財政委員長 藤田喜代治君登壇〕

総務財政委員長（藤田喜代治君） それでは、総務財政委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成14年9月10日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午前11時23分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第51号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定。原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の経過は別紙のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議事件目、議第51号 平成13年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、

意見または要望。

特に意見または要望はありませんでした。

議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第52号～議第54号及び議第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第52号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第53号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第54号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第56号 平成13年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

産業土木委員長。

〔産業土木委員長 鈴木史鶴哉君登壇〕

産業土木委員長（鈴木史鶴哉君） それでは、産業土木委員会の委員会報告を行います。

開催月日及び会場、平成14年9月12日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会、午前9時30分、閉会、午後0時5分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、記載のとおりであります。

事務局、記載のとおりであります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりであります。

議事件目、付託件目。議第52号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

議第53号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

議第54号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

議第56号 平成13年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

会議の状況は、日程掲載のとおりであります。

審議中にあった意見または要望事項。

議第52号 平成13年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、特に意見または要望はありませんでした。

議第53号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

- 1、下水道の使用料及び加入率について質疑があり、答弁がなされた。
- 2、下水道全体の進捗率について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、下水道の施設管理費が今後どの程度かかるかについて質疑があり、答弁がなされた。

議第54号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、特に意見または要望はありませんでした。

議第56号 平成13年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

- 1、給水未収金の回収見込みについて質疑があり、答弁がなされた。
- 2、水質検査結果について質疑があり、答弁がなされた。
- 3、石綿セメント管の布設替え状況について質疑があり、答弁がなされた。

以上です。

議長（簾田国広君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もないので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 水道事業会計について1点だけあります。

石綿セメント管の布設替えの続行等と事業の内容については評価するものであります。ただこの間、一貫して指摘しているのは、生活に不可欠な水に対する消費税の課税はやめるべきだと、この点が続く限りこの意思を表明していきたいと思えます。

以上です。

議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第52号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第53号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第54号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第56号議案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第56号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（簾田国広君） 日程第11、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務財政委員長、文教厚生委員長、産業土木委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査及び本会議の会期日程等議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

議員派遣の申し出について

議長（簾田国広君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 119条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議員派遣申し出の件及び町村議会議長会主催による研修会等の開催通告がありました。

お諮りいたします。

議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程追加

議長（簾田国広君） お諮りいたします。

本日、南伊豆町長より南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について及び6番議員漆田修君ほか2名より、30人以下学級の実現を求める意見書が提出されました。

この際、本件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、議第57号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について及び
発議第7号 30人以下学級の実現を求める意見書を、それぞれ日程に追加することに決定い
たしました。

議第57号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 議第57号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に
ついてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律案が平成14年6月21日に衆議院を通過、7月
26日に参議院本会議で可決成立し、8月2日に法律第102号として公布されました。10月1
日から施行されることに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものでありま
す。

条例改正の詳しい内容につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくお願
い申し上げます。

議長（簾田国広君） 税務課長。

税務課長（外岡茂徳君） それでは、お手元の資料により説明させていただきます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要説明。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年8月2日に公布
され、同年10月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要
が生じました。

今回の改正は、医療保険制度改革の実施にあわせて、国民健康保険税所得割の課税ベース
となる所得を個人住民税における所得と整合的なものとなるよう見直すことにより、納税義
務者間の税負担の公平性の確保等を図ろうとするものです。

国民健康保険税所得割額の算定方法で見直されるものは、1といたしまして公的年金特別控除（17万円）の廃止、これにつきましては法附則第35条の5。この関係は、いわゆる暫定的特例措置として導入され、もうすでに13年が経過しています。今回の見直しによって、17万円が廃止されると、こういうことでございます。

2といたしまして、給与所得特別控除（2万円または5%）の廃止、法附則第703条の4第6項。この特別控除については、いわゆる住民税では昭和38年にすべて廃止されていまして、保険税においては当時のまま、最高2万円の控除が給与所得特別控除として行われていました。今回これも廃止すると、こういうことでございます。

3といたしまして、青色事業専従者給与、事業専従者控除の適用。この改正につきましては、いわゆる所得税や住民税では控除は行われていますが、国民健康保険税では前に戻していたわけです。つまり、所得としてやっていたのを今回、住民税とあわせて今度は控除を適用すると、こういう改正でございます。

4といたしまして、長期譲渡所得等の特別控除の適用、法附則第36条。この4に対しましては、いわゆる長期譲渡所得等につきましては、所得税や住民税では特別控除が行われていましたが、保険税では前に戻して行われていませんでした。それを今回、長期譲渡所得の特別控除の適用を行うと、保険税の。こういうことでございます。

等が主なもので、平成14年10月1日から施行され、平成15年度分の国民健康保険税から適用されます。

以上でございます。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対するものの発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この国民健康保険税条例全体の、医療保険改悪の一環としてやられているものであります。

長引く不況の中で、本当に国民が深刻な生活に置かれている時に、こうした改悪で国民負担がふえる、これに対して保険団体連合会からの反対の声が出された問題であります。一層

医療に対する予防的な医療の足が遠のいて、むしろ一層の医療費、重くなってから病院にかかるような状態が出てくる。特に低所得者にとっては大変な事態が予想される。景気に対しても逆行するものだけに到底許されるものではありません。

以上をもって、反対の意思とさせていただきます。

議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第57号議案は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決されました。

発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（簾田国広君） 発議第7号 30人以下学級の実現を求める意見書を議題といたします。

この意見書は漆田修君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

漆田修君。

6番（漆田 修君） 意見書の朗読により、説明にかえさせていただきます。

30人以下学級の実現を求める意見書。

2002年度より学校5日制が完全実施されるとともに、新しい学習指導要領による教育が実施され、日本の教育は大きな変革期を迎えています。この間に学校では、いじめ、不登校、学級崩壊、青少年による凶悪犯罪等が深刻化し大きな社会問題となりました。

これまでの教育は、一定の知識を効率よく教え込むのには適したシステムであり、戦後の我が国の発展に一定の成果をおさめてきました。しかし、そうした教育の歪みが前述の諸課題を生み出す要因にもなりました。これらの課題を解決するために、現在は児童生徒一人一人に応じた多様な教育活動の展開による創造的な学力が求められており、教育の構造的な改

革が迫られています。

このような状況の中、2001年には公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、都道府県の判断により弾力的に学級編成基準を定めることが可能となったことは望ましいことです。

現在、いくつかの県では小学校低学年を中心としての学級編成基準の弾力化を行っています。本県においては、昨年度より小学校1年生支援事業を実施するなど、積極的な教育施策を展開していることは評価できるものの、その運用からは、あくまでも支援の域を脱することはできません。子どもたち一人一人の学びを保障し、基礎基本の定着を図るためには、学級規模の縮小をすることが最も効果的であることは、様々な研究により明らかです。

21世紀を担う子どもたちが、本当の意味でゆとりある学校生活の中で、生きる力を身につけるためにも、小学校1年はもちろんのこと、すべての学年学級において学級編成の基準を40人から30人に引き下げるとともに、教職員の配置に関して学校の判断で実態に応じて学級サイズを弾力的に運用できるようにすることを、これからの本県文教行政の最優先課題として位置づけるべきです。長引く経済不況により、財政の厳しい中ではありますが、激しい少子化が続く中で教職員配置を年次計画で進行させることによって、過大な財政負担は避けることができます。

よって本県においては、県民の期待に応える教育環境の抜本的改革を図るために、下記の事項について早急に実施されるよう強く要請いたします。

記

(1) 本県における学級編成の基準を30人とすること。

(2) 当面、小学校1、2年生における学級編成基準を30人とし弾力的に運用できるよう、必要な財源措置を講ずること。ただし、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画における加配削減につながらないように配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、静岡県知事石川嘉延氏ほか、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 質疑もありませんので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案どおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉議及び閉会宣告

議長（簾田国広君） 本日の議事件目が終了いたしましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成14年南伊豆町議会9月定例会は本日をもって閉会いたします。

（午前10時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 大 野 良 司

署 名 議 員 渡 辺 守 男